

平成 2 5 年度

飯 館 村 歳 入 歳 出  
決算審査特別委員会記録

自 平成 26 年 9 月 10 日  
至 平成 26 年 9 月 12 日

飯 館 村 議 会

平成26年9月10日

平成25年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第1号）

平成26年9月10日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前8時59分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	北原	経君			
副委員長	菅野	新一君			
委員	高野	孝一君	渡邊	計君	
	佐藤	八郎君	飯樋	善二郎君	
				松下	義喜君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井一彦
復興対策課長	愛澤伸一	除染推進課長	中川喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野正行
健康福祉課長	高橋正文	教育長	八巻義徳
教育課長	村山宏行	農業委員会 事務局長	但野正行
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	齊藤修一	書記	菅野久子
------	------	----	------

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（北原 経君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開催します。

（午前8時59分）

委員長（北原 経君） 議事に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、囃らずも私が委員長に選任されました。また、副委員長には菅野新一委員が選任されております。

これより議事に入るわけではありますが、さきの平成23年3月11日発生の大震災による原発事故によって全村避難から3年4カ月が過ぎ、村民はいまだ長く窮屈で厳しい避難生活を強いられておりますが、このような中にあっても、村の25年度各会計各事業にあっては、飯舘村を取り戻し、村民を守るべく、鋭意努力をされている内容であったものと思われま

す。

平成25年度各会計の主な事業は、何といたっても村民の避難生活に係る「生活対策、健康対策、学校教育対策」事業を初め、早期帰村に向けたものであったと思われま

す。

さらに、村として、長期にわたる避難生活で希薄になりつつある既存のコミュニティを第一と考え、今まで以上避難後の交流についても気を配り、なるべく村民がぼろぼろにならないよう配慮をしまりました。また、子供の教育環境についても、仮設幼稚園を初め小中各学校、さらには給食センターの管理運営に意を注いでまいりました。

同時に、早期の帰村・復興に向けた取り組みとして、除染を早急に行うよう国・政府に対して強く要請するなど実施してまいりましたが、今もって政府の動きは遅く、思うようにはかなわない状況にあります。村民の早期帰村の実現に向けては早期除染完了が最も重要でありますので、今後とも強く求めてまいらなければならないものと思っております。

しかし、このような時期にあつてこそ、村民のために、平成25年度の予算執行について適切になされたのかどうかについての議会の審査が重要であります。過ぎてしまった事業、さらには原発事故のため、あるいは避難中のため仕方がないなどということだけで済ますということだけでなく、村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして、次年度にどう生かされていくのか。また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審査いただきたいと思ひます。

私ごと、不慣れではありますが、スムーズな進行にご協力をお願いいたしましてご挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第41号「平成25年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第42号「平成25年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第43号「平成25年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第44号「平成25年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第45号「平成25年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算

認定について」、議案第46号「平成25年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、本日はこの後、一旦休憩して、各課長等から担当する事務事業に係る経費等の決算状況について説明を求めたいと思います。

また、2日目、3日目は、議案第41号から議案第46号まで総括質疑を行い、質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(北原 経君) 異議ないものと認め、そのように決定します。

◎休憩の宣告

委員長(北原 経君) ここで一旦休憩します。説明員の皆さんは一旦退席願います。

(午前 9時05分)

(休憩中、担当課長の説明)

◎再開の宣告

委員長(北原 経君) それでは、再開をいたします。

(午後 4時12分)

◎閉会の宣告

委員長(北原 経君) 以上で本日の委員会は全部終了いたしました。

なお、明日は午前9時からこの場所にて開催しますので、定刻までにご出席いただくようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 4時12分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月10日

決算審査特別委員会委員長

北原 経

( )

( )

平成26年9月11日

平成25年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第2号）

平成26年9月11日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	北原	経君			
副委員長	菅野	新一君			
委員	高野	孝一君	渡邊	計君	
	佐藤	八郎君	飯樋	善二郎君	
				松下	義喜君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井一彦
復興対策課長	愛澤伸一	除染推進課長	中川喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野正行
健康福祉課長	高橋正文	教育長	八巻義徳
教育課長	村山宏行	代表監査委員	佐藤 榮一
農業委員会長	菅野宗男	農業委員会	但野正行
		事務局長	
選挙管理委員会			
書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	齊藤修一	書記	菅野久子
------	------	----	------

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（北原 経君） おはようございます。

決算審査特別委員会を再開します。

（午前9時00分）

委員長（北原 経君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました平成25年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものであり、特に進行上、議題外にならないようにご承知おき願います。

質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれページ数と項目を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いいたします。

これから、議案第41号から議案第46号までの6議案について一括して質疑を行います。

なお、質疑の際は、質問者には余り数多くなく、先に事前して、議論のときは一問一答で行います。よろしくをお願いいたします。

これから質疑を許します。

委員（高野孝一君） 改めておはようございます。

私は、初めて決算審査特別委員会に臨むものであります。平成25年度の決算は、説明にもありましたが、一般会計歳入合計が82億2,500万円となっており、歳出合計も74億4,600万円となっております。また、特別会計を合わせた歳入合計も106億8,511万2,000円、歳出合計が97億6,768万8,000円と過去最大の決算規模となりました。行政側といたしましては、大変苦勞されたものと推察するものであります。

監査委員からは、「おおむね適正であり、かつ妥当である」との監査意見であります。私は住民目線で質疑を行いたいと思っております。

それでは入りますが、12ページ、この厚いほうで私は質疑をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

No.3の歳入歳出決算書12ページ、1款村税1目個人村民税であります。説明では22年と比較して4分の1の収入未済額、滞納額になったというようなことであります。私は住民の義務である納税意識が高くなったのか、村として新たな対策を講じたのか、まずお伺ひしたいと思います。

村長（菅野典雄君） なかなか今までいわゆる滞納額がずっとふえ続けてきたところであり、今までもいろいろな皆さん方からご指摘をいただいたり、あるいはこちらもあらゆる努力を払ってきたわけでありまして、残念ながらふえ続けたとこういうことであります。今回震災に遭いまして、ある程度大変な生活を崩されたことに対する代償ということで、賠償が入ってきていると。なかなか今まで払っていただけなかったわけでありまして、この入った機会に払っていただかないとなかなか大変ではないかということで、いろいろこちらとしては問いかけなりなんなりをさせていただいたところであり、その結果、非常に滞納額が減ってきたとこういう状況でございます。改めて感じてみますと、

今までなかなか滞納が減らずにふえ続けてきたというのは、村民の皆さん方の生活がなかなかやっぱり大変だったんだらうなというのが改めて感じたということと、もう一つは、こういう形で代償として賠償金が入ったときにお支払いをしていただくということは、やっぱり飯館村民の何と申しますかね、心としてしっかり持っていていただいているなという気がします。本来ならば滞納は滞納であり、賠償は我々が大変な生活に対しての対価でありますから、何らそこにつながりはないわけでありますけれども、やはり払っていなかったものは払っていかなきゃなんないなと、こういう思いを持った方が村民の中にほとんどと言っていいぐらいいたということではないかなとこんなふうに思っております、改めて今回この滞納について、今までの村民のあり方、あるいは今村民の心というものを感ぜさせていただいたとこういうことであります。

以上であります。

委員（高野孝一君） 今説明がありました、本年度の収入未済額が約191万円と大幅に減少しております。昨年と比較すると、昨年が568万円でありましたから大変良好な数値になっているわけなんです、今の事情を踏まえて、この金額というのは、これ以上少なくなる、あるいはどういう理由があつてこのような金額になっているのか、具体的にお伺いします。

住民課長（藤井一彦君） 高野委員のご質問でございますけれども、大分減ってきているというのは事実でございます。去年も滞納者対策会議というのを3回ほど開きまして、高額滞納者などについては、納めていただくように電話をしたり、通知をしたり、それから財産調査なんかも行いまして、少しでも払っていただけるようにということでやってまいりました。そうしたところ、今村長から話もありましたように、賠償金額が入っているという方も多くて、そういった方についてはかなりお支払いいただいたり、それから少しずつ分割で支払っていただくという方がたくさんいらっしゃる、今この金額になっているところでございます。まだ分割で払っていただいている方とかとそういう方もいらっしゃると思いますので、今後ともこれ少なくなるように努めていきたいというふうに考えているところであります。以上です。

委員（高野孝一君） 続いて同じページの固定資産税についてなんですが、これについては現年課税分が収入未済額ゼロ、滞納繰越分が約1,516万円になっておりますが、これらの主な概要についてご説明をお願いします。

住民課長（藤井一彦君） これも同じく滞納者対策会議で個人村民税と同じような形でお支払いいただけるように手を打ってきたところでございます。かなりこれも支払っていただいているのかなという実感がございます。このうち1,200万円を超えるぐらいの大きなのが1件ございまして、そこが今すごく大きなものになっておりまして、ここを支払っていただけるように今交渉しているところでありまして、この会社については今年の第1期の固定資産税についてはお支払いをいただいております、そこの社長さんとも2度ほどお会いしてお話をさせていただいております。社長さん、新しくなって、少しでもそういったこと、滞納額も減らしていきたいというふうに言っていただいておりますので、少しずつでも減っていくものかというふうに考えているところであります。その他あと細かいのはありますけれども、そういったものについても、少しずつでも払っていただけるように今努

力をしているところでございます。以上です。

委員（高野孝一君） 同じくこの固定資産税の中に不納欠損額が106万円余りありますが、これについて概要をお願いします。

住民課長（藤井一彦君） ここは、この会社は1件の不動産の会社でございました。23年の11月の株主総会で会社が解散をするということになりまして、うちのほうでも抵当権等、差し押さえを平成14年からさせていただいている物件でございますけれども、ほかに金融機関が抵当権を設定していたり、福島市でも差し押さえをしているということがございます。去年、この滞納者の対策会議で裁判所等に競売した場合に配当額が村に入ってくるのかというようなことを照会をさせていただきました。その結果、裁判所からは「ほかへの配当が多くて村への配当はない」という回答をいただきましたので、この滞納者対策会議で不納欠損とした次第でございます。以上です。

委員（高野孝一君） 次に、18ページ、19ページ、負担金に入ります。

これで2節の児童福祉費負担金7万9,000円が未済額になっておりますが、昨年度の決算書を確認しますと、同じく7万9,000円だというふうに処理されています。これは、同じ方ということでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） そのとおりで、1件で7万9,000円の滞納でございます。なかなかこの滞納者と連絡がとれなかったんですが、今年度になりまして接触できまして、分割で納入を始めております。できるだけ早急に滞納回収できるように努めたいと思います。

委員（高野孝一君） 同じく負担金の1節農業費負担金についてであります。これは広域農業開発事業費負担金として本年度230万円余り支払いいただいたということですが、昨年が480万円、半分以下になっていたわけですが、これについても、概要、説明願います。

住民課長（藤井一彦君） 今のご質問でございますけれども、広域農業開発事業負担金でございます。これは、これも先ほどご説明をさせていただきました滞納者対策会議に議案としてのせまして、少しでも納めていただけるようお願いをしているところでございます。滞納者が4名ということでありまして、土地の分でございますけれども、230万円ほどの収入、払っていただいたということで、これも滞納対策会議を今年度も開きまして、まだ未納になっている分についてはお支払いいただけるように努力してまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（高野孝一君） この件については、昨年度756万円ほど納入していただいているわけがあります。再度、対策会議等を踏まえてしっかりと収入未済にならないようお願いしたいというふうに思っています。

続きまして、20ページ、2項の手数料1目の総務手数料1節の徴税手数料、これも5万8,000円ほどの収入未済額になっておりますが、この徴収手続の手順についてちょっと確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

住民課長（藤井一彦君） これは本税を納めていただくときに督促の分も発生する場合がございます。その分まだ納めていただけていないという分でございます。これについても、額は少ないですけれども納めていただくように通知等を出しておりますので、これもゼロ

になるべく近づけるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（高野孝一君） この手数料については、切符を切るというか通知を納めてもらうような納税納付書みたいなものを配布して手数料を銀行でやったり農協でやったりする方法で納めてもらうようなことになっているのか、確認いたします。

住民課長（藤井一彦君） これにつきましては、催告書というのを通知を差し上げておりまして、それと一緒に銀行で納めていただけるように、一緒に納付書等をつけてお送りしているところでございます。以上です。

委員（高野孝一君） 次に、24ページ、25ページの1節総務管理費補助金についてお伺いいたします。

昨年が木質バイオマス施設等緊急整備事業費720万円でありまして、これは済みません、24年度、25年度が4,080万円になっております。この事業、大変線量の高い中、一生懸命森林の中に入って調査しているのは十分理解しておりますけれども、費用対効果という点で村としてどのような評価をしているのか、お伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 昨年、木質のバイオマス調査というようなことで、東芝のほうに委託をしまして調査した内容でありますけれども、3点ありまして、1つは飯舘村の森林状況のマップ化でありますけれども、GISのデータを使いながら、さらには線量のマップをそれに載せまして、そして見えるようにしたいというようなことで調査をしてきた内容であります。ある程度GISのデータに走行モニター、さらには航空モニタリングを重ねながら、全協の中でも中間報告の中で東大の仁多見先生に来ていただきながら、実際見てもらってGISのデータをごらんいただいたわけでありますけれども、そのデータは、これからの施業計画を進める際にどういうふうに路網をつくっていったらいいかどうかというようなところも踏まえて、そういう見える化を進めてきたというのが1つであります。

あともう一つは、飯舘村の森林の見通しの把握でありますけれども、実際、2.5マイクロ以下でないと森林作業ができないというようなこともあって、飯舘村は福島県の中ですばっと線量が抜けている、調査が抜けているわけでありますけれども、それを幾らでもデータの的にわかるようにしていきたいというのが2点目であります。

あと、3点目は、このバイオマス施設の事業性の評価を進めたいというようなことで、実際産業化につながるかどうかというようなことで、その辺もしてきたわけでありますけれども、実際、中間報告でもご説明しましたけれども、ある程度データがもう少しそろわないと、その辺の事業性評価までつながらないというようなことがわかりまして、その後、林野庁のほうからも飯舘村でやったGISの調査データが欲しいというようなことで、実は今年になって亀岡大臣のところに村からの要望書を持っていく際に林野庁のほうにデータをお渡しをしたと。そういうようなこともあって、今回二枚橋の10ヘクタールのその調査にもつながっているのかなと思いますけれども、そういった25年度の事業を進めてきたといった内容でございます。

委員（高野孝一君） 今の説明を踏まえて、26年度の引き続き概要で結構ですので、計画、わかっている範囲でよろしいですから、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 26年度につきましては、現在はバイオマス調査は進んでいないわ

けでありますけれども、その後林野庁に対しても、先ほど申しましたように要望書を上げながら、とにかく国は山の除染はしないというようなことでもありますけれども、とにかく村としては帰村に向けて里山の周辺の除染なり、さらには施業をというようなことで、さらに林野庁に対して支援事業を拡大をしていただいで、今後は実際そのデータをさらに詳しく分析していただくように林野庁のほうにも要望書を上げたといった状況でございます。

委員（高野孝一君） 次に入ります。

27ページ、1節の総務管理費補助金について伺います。

昨年には、福島県ブランドイメージ回復支援市町村交付金というものがありまして、約4,325万円ほどありました。この事業、今年度、25年度においてはなくなっただけであります。なくなった理由について伺います。

総務課長（中井田 榮君） 今おただしの交付金につきましては、1年のみの交付というようなことで、それにつきましては、まで復興基金に基金積み立てをさせていただきました。

委員（高野孝一君） 同じくふるさとふくしま帰還支援事業費、昨年は3,300万円、今年は276万円ということで、3,600万円ほど大幅に減少しましたが、この理由について伺います。

委員長（北原 経君） 高野委員、予算でないですから、決算ですから、その辺ちょっとわきまえて質問をお願いします。

総務課長（中井田 榮君） 今の事業につきましては、各行政区にカメラを1台ずつつけた事業であります。

委員（高野孝一君） じゃ、次に移ります。

31ページ、6目土木費補助金1節道路橋梁費補助金について伺います。

1,375万円ほど予算計上しましたが、収入済額がゼロとなっておりますが、これにゼロとなって事業に支障は出なかったんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 本件は、26年度に繰り越し事業となりました佐須大倉線の舗装工事という分で計上されておりましたものでございまして、事業は26年度のほうに移行になっておりまして、本来であればここは減額とすべきところでしたが、そのまま予算が残ってしまったということで、大変申しわけございませんでした。

委員（高野孝一君） 次に入ります。

37ページ、ここに各基金の利子等が入っておりますが、これは184ページの基金の状況において聞くべきものかもしれませんが、あえて財産収入ということで伺います。住民生活に光を注ぐ基金が184ページのほうでゼロになっておりますが、この基金はどのような趣旨で設けられてゼロとなったのか、伺います。184ページの基金の状況。

委員長（北原 経君） よろしいですか。もし、別な質問をしていただいで、その間に調べておいてください。高野委員、別な……。

#### ◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 暫時休憩します。

（午前 9時29分）

#### ◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をいたします。

(午前 9時29分)

委員(高野孝一君) 同じく37ページ、1節の一般寄付金の中にふるさと納税寄付金が約298万円ほどありますが、この寄附については、どのような目的に支出されているのか、お伺いいたします。

総務課長(中井田 榮君) 12件寄附をいただいておりますけれども、一般財源として使わせていただいております。

委員(高野孝一君) 39ページ、5目消防寄付金1節消防寄付金、収入済額が1,689万8,873円というふうになっておりまして、当初予算額が2,000円ということで、補正もかけないで収入済みがこの金額になっておりますが、これの経過というものをお知らせ願います。

総務課長(中井田 榮君) 39ページの上から3段目のやつで消防寄付金の東日本大震災義援金のことかなと思いますけれども、これ329件が義援金等来ておりまして、補正をかけないで、来るかどうかわからないというようなこともあって積み立てをしてきたといった内容でございます。

委員(高野孝一君) 続いて40ページ、10目のまで復興基金、補正が3,236万4,000円ほど減額したわけなんですけど、これは事業の減なのか、参加人数が減ったということなのか、内容についてお伺いいたします。

総務課長(中井田 榮君) これは、ここの備考にありますように、内容としては沖縄までの旅の事業、さらには未来の翼はドイツ研修、さらには営農復興支援事業というようなことで、精査をして最終的には補正予算で3,236万4,000円の減額をさせていただいたところでございます。

委員(高野孝一君) 45ページ、1節の教育費貸付金元利収入についてでありますけど、今回大幅に貸し付けの部分、返還していただいたというふうに思っていますが、この10万4,000円について、内容についてお伺いいたします。

教育課長(村山宏行君) 奨学金につきましては、皆様早期繰り上げ償還される方というのが実際ふえております。残っております未済額に計上しました10万4,000円なんですけど、年度をまたぎまして本年度に入っただけに入っております。基金ということで、3月31日で切っておりますので、その後すぐ入ったということでもあります。以上です。

委員(高野孝一君) 同じく45ページ、1総務費雑入について伺います。

収入未済額が18万円となっておりますが、この内容についてお伺いいたします。

生活支援対策課長(細川 亨君) この18万円については、八木沢の移住体験住宅の賃借料でございます。再三今催告しているところではございますが、今年度も未収ということで、今年度も頑張って督促に、徴収に努めていきたいと思っております。以上です。

委員(高野孝一君) 以上、歳入については終わります。

委員長(北原 経君) そのほかございませんか。

委員(飯樋善二郎君) 何点か質問させていただきませんが、まずNo.5とNo.6の説明資料を使わせていただいて質問させていただきます。

まず最初に、平成25年度の一般会計決算の概要について少しお伺いいたします。

決算の規模ですが、過去最大の規模で差し引き7億7,891万4,000円の黒字決算という説

明がありましたけれども、前年度比歳入は7.2%、歳出は10.9%で過去最大としていますが、主に原子力災害関連の事業が増加したことによるものという説明がありました。まず最初に、全体として今後予想される復興にかかわる予算はますます増大していくわけですが、どう捉えて生かしていくのか、最初に伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 25年度の決算のまとめでございますけれども、1つには今おたがしがありましたように、決算額として過去最高の決算額となっていると。100兆円の規模になってございます。決算額100兆円でございますけれども、積極的に健全化に努めながら黒字決算となっている状況でございます。

さらに、この決算の内容でありますけれども、震災以降、避難生活に対応してきた、さらにはここ4年目に当たりまして、復旧・復興の予算を立てながら復旧・復興に向けて事業を進めてきたというようなことで、決算の内容を見ますと、一般会計歳出74億でありますけれども、42億を復興予算に使いながら復旧・復興に努めてきた。その率を見ますと、56.7%ほどの復興予算の決算になっているといった内容でございます。

さらに、これからでありますけれども、今後は事業を進めるに当たって、復旧・復興を進めるに当たって、今後はいろんな形で事業を進めるわけでありますけれども、国・県の事業をいただきながら、とにかくコスト意識に努めながら、なるべく一般会計を使わないように、事業を各課精査をしながら進めてきた内容でございます。

あと、さらに、これから翌年度以降でありますけれども、翌年度以降も事業を進めるに当たって、一気に事業は進められないわけありますから、それぞれ各基金に積み立てをしながら、翌年以降財政の支援が不透明なわけありますから、今年につきましても、財調に積み立てをしながら翌年度以降の事業に備えたといった内容が見えるのかなというように考えております。

委員（飯樋善二郎君） 丁寧な説明がありましたけれども、まず監査のほうからもこの状況については説明がありましたけれども、今年度の予算に対する割合、88.51%、歳入歳出差し引き残高黒字ということですが、歳入で5億5,124万5,000円の増加、歳出でも7億3,238万8,000円の増加とこうなっていますが、主にこの事業は災害公営住宅飯野町団地建設附帯工事と学校給食センターの賃貸料の増加によるものだという説明がありますけれども、主なものについて今後の復興に寄与する部分を質問させていただきたいと思っておりますけれども、まず21ページの施策の成果ですが、説明資料のNo.5の、あと6では、ページが16ページになっていますね。そこでですが、まずは緊急雇用創出事業についてですが、幾つかありますが、特に全村見守り隊ですが、この事業で村民が安心して避難を続けている大事な取り組みとこうなっておりますが……（「飯樋委員、どっちで見ればいいの。どっちでやればいいの、6か5か」の声あり）両方今ページ等出ていますけれども、まず説明資料で16ページです。いいですか。村民が安心して避難を続けている大事な取り組みとなっているわけですが、この取り組みは大変よかった大事な取り組みになるわけですが、規模が当初の予算よりも今年度は縮小され、雇用形態の変更がなされたわけですが、今後このような状況が何年かは続くと思われそうですが、多くの雇用があるわけですが、今後これらの事業を継続して続けられるのかどうか伺っておきます。

住民課長（藤井一彦君） No.6の決算説明資料の16ページの全村見守り隊でございますが、今ご質問にもありましたとおり、26年度から今まで3交代ということでやっておったのが2交代になっております。今後、この事業については、ご質問でもありましたとおり、やはり皆さんの財産を見守るということでございますので、非常に大事な事業だと思っております。今後、今後も続けてまいりたいというふうに考えているところでございますが、まだちょっと来年度以降の財源がまだはっきりしておりませんので、今後とも国・県のほうへ要望してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） ちなみにどのぐらい昨年と比べて減額されたのか。

住民課長（藤井一彦君） 今金額はちょっとお時間をいただきたいと思いますが、賃金で申し上げますと、去年が347人でございますけれども、今年が260人ぐらいということで、90人近く今人が減っているところでございます。ちょっと金額については調べさせていただきたいと思います。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 347人の分、昨年度雇用あったと、今現在あったということですが、この見守り隊員の中で雇用の待遇がややもすると減少しているんじゃないのかなという話が多くの方から出されていますが、このことはどう捉えておりますか。

住民課長（藤井一彦君） これは1人当たりの賃金が下がっているという意味でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）今まで、これ行政区によって違うところもあるんですけども、高線量のところは3日に1回であったりとかいうところもございましたし、それからあとのところは2日に1遍というふうな形になっておりました。ただ、大分放射線量が下がってきたということで、一部の行政区については3日に一遍のところを2日に1遍という形になってきたところもございまして、そういったところは少し賃金が上がるような傾向のところもございます。ただ、夜間を26年度やめましたので、夜間はどうしても単価が高くなりますので、そういった方が昼間のほうに移行されて、同じ日数働いているとなるとその分金額が減ってきたという方も中にはいるということでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） いろいろありますけれども、危険な雇用の中に入るわけですから、やはりある程度の待遇は必要ではないのかなというふうに思うんですが、なかなかそれに耐えられなくて除染のほうに行くという方も何人かあるようですが、そのことをどう捉えているのか、もう一度伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 先ほどご質問いただきましたように、全村避難によってかなりの方が雇用がなくなると。こういうことに対して何か村として対応しなければならないんじゃないか、一方で全員が避難した後の村の中の防犯をどうするんだというところから、この防犯パトロールを組み立てさせていただいて、国との交渉で来たわけでありまして、23年度、約半年ぐらい、そして24年、25年、そして26年ともう4年近く来ているところであります。ある意味からすると、大変仕事がなくなった時点でふるさとを守りながらある程度の生活の糧ができた、こうやって喜んでいただいているなというふうに思っています。しかし、一方で、この緊急雇用は全員で見守るというのは全く飯館村独自の施策でございまして、以前7億ぐらいの人員費、緊急雇用をいただいていたわけでありまして、どんどんと毎年下げられているとこういう状況の中でどういうふうにやっぱり守っていくか

ということになりますと、今までのようにはなかなかいかないが、できるだけ多くの皆さん方にワークシェアリングといいますか分け合って仕事をやっていただくということが大切ではないかという中で来ているところであります。一方で、除染がどんどんと入ってきましたし、除染の中で村民の雇用もできないのかとこういうことだったわけでありまして、除染は除染のいわゆるプログラムといいますか雇用体制、労働賃金の中でやっておりますし、緊急雇用の中でのいわゆる何といいますかパトロールのほうはパトロールの賃金体系とこういうことでありますので、いかんせんそれを同じようにというわけには出どころも対応も違いますのでできないということになります。しかし、どちらも大切な村民にとっての雇用の場でございますので、できるだけこれからも続けていながらの、皆さん方に喜んでいただけるようにしていかなければならないとこのように思っていますので、また来年度予算に向けて一生懸命頑張っていきたいとこのように思っているところであります。

委員（飯樋善二郎君） ぜひそういう形で来年度以降も継続して続けていっていただきたいなとこんなふうに思っております。まず、26ページ、説明資料5番、続けて緊急雇用について質問いたしますけれども、避難者生活支援事業というのが雇用人数30名ということで、住民課ですか、上がっていますけれども、総務課ですね、これはどんな内容なのか、もう一度伺っておきます。（「何ページ」の声あり）26ページ、5番の。

総務課長（中井田 榮君） これは、庁内の30人枠として緊急雇用で臨時雇用している分でありますけれども、主に庁内の臨時職員と、あとさらには仮設住宅の管理人さん、さらにあといやしの宿の事務職員をここの30人枠で雇用している内容でございます。

委員（飯樋善二郎君） それぞれ大事な雇用につながっているわけですが、この中にはいろいろな緊急創出雇用が含まれていまして、そのほか大勢の方がこの事業で就労しているわけですが、まず労働費の中で直売所の運営という、これ毎年議論になりますけれども、このことで住民にとっては大変大事な取り組みということですが、昨年なども話になりました休み日の対応、本年度はどう改善されたのか、そのままなのか、まず伺います。

生活支援対策課長（細川 亨君） 昨年度も同じような質問をいただきまして、まごころのほうは3点ほど目標を持って1年間また頑張ってきました。雇用の場の創出、特産品のPR、そして仮設の利便性ということで、大分限られたスペースの中で、松川第1・第2仮設の中で頑張ってきたという結果が数字にも出てきているという状況でございます。以上です。

休日については、同じく月曜日なんですが、特段多い日とかそういうふうな緊急性のある場合に限り月曜日でもオープンしているという状況でございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） 余り改善されなかったということですが、いろんなあそこの住宅の中には意見があります。6名ほどいるんですね、あそこの中に。実際にいるのが1人か2人なんだけれどもという話もありますが、このことは聞いておりますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今なごみのほうは5人体制でやっております。店長、副店長、そして店員3名の合計5人でございます。

委員（飯樋善二郎君） 質問を変えさせていただきます。

災害公営住宅に関する質問をさせていただきますけれども、この大きい5番では28ペー

ジ、説明資料では46ページになります。飯野町団地建設、用地取得、解体工事、建設工事等がありますが、このほど完成をいたしました。戸建てについては全部入居者が決まったということですが、7戸についてはまだ入居が未定となっております。このことについてどう捉えているのか、まず伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 村外に整備します復興住宅につきましては、24年度に住民のアンケートを実施しておりまして、その中で入居希望者という方がおよそ280名程度おられるという内容で村としては把握をいたしまして、そのおよそ6割程度を県と村とで整備するという計画をつくりまして、県営のほうは福島市に60戸、川俣町のほうに60戸、南相馬に20戸、村の直営といいますか村営として飯野町地区に23戸という計画を立てさせていただいて、その計画に基づいて事業を進めてきて、今般竣工を見たということでございます。村としては、当時の住民の皆様の要望を踏まえて対応してまいったというところがございますけれども、今回完成を見まして募集をかけますと、いろいろとこちらの建設した内容と住民の皆さんとの需要の中に少し差が出たのか、ちょっと空き状況があるところがございます。その要因としていろいろ考えられるところがございますけれども、まずは避難の当初に子育て世帯を優先的に避難をさせていただきまして、その後、スクールバスの運行等々を実施する中で、比較的学校に通いやすい状況の避難状況をそもそもつくっていたということ、それからあとは戸建て住宅の希望者が多かったという状況を見ますと、やはり飯館村の方、村内で大きなうちで戸建てでお過ごしの方が非常に多かったわけございまして、そういう戸建てに対する需要が高かったのではないのかなというところなどが想定されるところでございます。

またあと、募集の期間が今年の5月からということで、学校の中では年度の途中でございましたので、年度途中での引っ越しといいますか、転校も含めてということになるかと思っておりますけれども、そういったことを避けられた親御さんもおられたのではないのかなというふうに推測しているところでございます。以上です。

委員（飯樋善二郎君） まず、今、課長から説明があったとおり、入居者のニーズと違う部分があったのではないのかな。設計の段階でも、ここまで考えかなったのかどうかわかりませんが、今残っている7戸については、私も入ってみました。非常に設計のミスなどもあった部分も含めて、窓も小さい、それから何となく入った瞬間狭苦しく感じる、そして寝室は2階にしかないということ、まだ入居者がなかなか決まらないのではないかなというふうに思うのです。いろいろ話されたように、問題はあったと思うんですが、今後このことについてどう対応していくつもりか、もう一度伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） まだまだ住民の避難生活は続いているわけございまして、今後の避難の状況に応じて復興公営住宅に入居したいという方は今後もいらっしゃるものというふうに村では考えてございます。村では、引き続き入居者の募集を継続してまいります。以上でございます。

委員（飯樋善二郎君） 引き続き入居を募集するということですが、今まではお子さんのいる家庭を中心に募集をしたわけですが、今後も同じ方法で募集するんですか。それとも違うんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今年度、1次募集の際に中学生以下のお子さんのいらっしゃる世帯ということで募集をかけさせていただきましたが、空き住宅が発生した関係で2次募集の際には高校生のおられる世帯までということで募集範囲を広げてございます。現在、担当課といたしましては、飯野町にあります幼稚園、中学校、それから川俣にあります小学校にほど近い非常に通学に便利な立地でございますので、今後も引き続き子育て支援住宅として募集を続けてまいりたいと思っております。

委員（飯樋善二郎君） そのまま高校生まで広げて学生のいるうちを再募集するんだということですが、このまま再募集して、要するに年度末の学校の移動のころになればどうなのかわかりませんが、このままでは簡単には応募者はいないんじゃないのかなとこう認識しているところですが、やはり入る人たちが入ってよかったなと思われるような住宅にならないと、これから復興住宅は特に村にも帰ったときの復興住宅もこれからつくられるわけですし、県の住宅も応募数に満たない希望者だということですが、その辺はどう捉えておりますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 復興公営住宅は、ご承知のとおり、いわゆる避難の指示、避難の解除にかかわらず、住居、住まわれる方のご希望で長く住んでいただける住宅ということで建設しているところでございます。飯館村の避難生活がいつまで続くのかわかりませんが、今後、なかなか村に帰れないという方のために必要な住宅であると考えてございます。

委員（飯樋善二郎君） まさにそのとおりだと思いますけれども、今計画されている多くの予定の復興住宅がありますけれども、これ今のままですとなかなか応募者が少ないんじゃないかなとこう思われるんですが、そうしたことはどう反映されるおつもりなのか、まず伺います。

復興対策課長（愛澤伸一君） 県営の住宅につきましては、2カ所で今飯館村向けの住宅が建設中でございます。ただ、こちらのほうも満室になっていない状況でございます。県は9月1日から募集の範囲を飯館村だけでなく双葉郡の大熊、双葉、富岡の住民にまで広げて募集をかけているというふうに聞いてございます。

委員（飯樋善二郎君） 今後、当然復興住宅がいろんなところに予想されるわけですが、今のままだとなかなか入居者のニーズに合っていない部分があるのではないのかなというふうに思うんですが、今後、そういう計画を立てる上でしっかりとニーズを把握する必要があると思うんですが、そういう手段としてはどんなことを考えているか伺います。

総務課長（中井田 榮君） 今後国としても、アンケート調査をやりながら、帰村の意向なり復興住宅の要望なりを調査をしていくというような流れになっておりますので、今年もやりたいというようなことで事前に打ち合わせをやっているわけですが、今後除染の動向なり賠償の動向を見ながら、国のほうの調査事業をあわせながら村のほうの調査もやっていければというふうに考えております。

住民課長（藤井一彦君） 先ほど飯樋委員からありました25年と26年、どのぐらい見守り隊の賃金変わったのかというご質問でございますけれども、平成25年度の決算の見守り隊だけの賃金が4億2,033万5,000円、今年の予算が2億9,403万5,000円ということで、差し引き

ますと1億2,630万円ほど減っております。率にして3割ほどということになります。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの高野委員のご質問の住民生活に光を注ぐ基金の部分であります。決算書の184ページの⑳番、住民生活に光を注ぐ基金、決算の残高でゼロになっているのは経過はどうなのかというようなことでありますけれども、実はこの基金、23年度、24年度の2カ年で1,069万円が住民にとって光が十分に当ててこれなかったところにお金をというようなことで来ております。それを基金積み立てをしてございます。その後でありますけれども、2本、学校の図書室の拡充事業というようなことで、学校の図書を338万4,000円、さらにもう一本、社協の住民相談専門員事業というようなことで、人件費でありますけれども311万3,000円、それを合わせますと649万7,000円、これ端数もありませんけれども、先ほどの1,069万円から今ほどの649万7,000円を引きまして、この残高420万2,000円になっているわけでありまして、これ25年3月31日でこれ廃止となっておりますので、その分を今回24年度中に返還しておりますので、この決算残高がゼロというような形が出てきているといった経過でございます。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 暫時休憩をします。再開は10時30分とします。

（午前10時10分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をします。

（午前10時29分）

委員（佐藤八郎君） それでは、何点か。

24年度の9月27日に環境省のほうから回答があった。そういうことに従って25年度の除染事業で生かしてきたものというのは、何点か確認したいと思っておりますけれども、まず1点目はイグネの伐採による補償単価を個別に知らせて支払いをされているのかどうか。

2点目は、除染困難な家屋の解体・撤去費用は、25年の10月上旬には方針を示すという……（「二、三点通告してから、あと最初に戻っていただけますか」の声あり）いや、この1項目で3点ほどあるものですから、言っておきます。

あと3点目は、モデル事業の除染地区で放射線量が高い場所においては必要に応じて25年度末までに対策を講じるというような環境省からの回答があったので、それにどうふうに取り組み、どういう結果になっておられるのか伺うものであります。

除染推進課長（中川喜昭君） 3点ほどご質問いただいております。

国のほうの25年度に出されている方針ということのご質問でございますが、まずイグネ補償につきましては、このイグネ伐採については今まで何度もお話ししておりますが、村が村民のほうとの説明会、懇談会をする中で要望として大きく取り上げられまして、村、あとは議会ともども環境省のほうに要望等をしながら6カ月間の経過の中で何とか伐採をしていただけるという形になりました。やはり国としましても、ただ単にイグネ伐採をするという形にいきませんでしたので、環境省のほうの中でいろいろ考慮する中で、飯舘村については、イグネを伐ることによっての低減効果がどれだけあるかというような試験的、

実証的な作業という形でイグネの伐採が始まったということでございます。それで、補償費につきましては、いわゆるイグネの伐採をする理由としては、そこにイグネがあることで葉っぱが落ちるといふことで、葉っぱが落ちるといふことでまた屋根の再除染をしなければならないといふような要望が出るということもあまして、その屋根に落ちないように伐採をするという形にしたところでありますので、一応補償の算定については、それぞれイグネがかぶっている屋根面積を基準として算定するというのが国の考えでありまして、村のほうにはそれぞれ伐採をする所有者等の面積等については村も把握しておりませんので、計算、積算的なものについては村のほうに提示はございませんが、所有者等については金額の提示をしながら、そこで個別の相談をして契約をしているという状況でございます。

あと、困難な建物の除染であります、これも村民のほうから……

委員長（北原 経君） 一問一答で行いますので、最初の通告で1番から議論を重ねてください。

委員（佐藤八郎君） 当初は杉がどうのこうのといふ、単価が一時ちょっとは出始まったときあって、すぐに今課長が言ったような方向に変わったんですけども、屋根の面積が単価的になっていくといふこと。そうしますと、除染を受ける村民にとっては、屋根の面積とイグネの木の本数なりなんなりがみんな同じものでもなければ高さも違ったりいろいろするんですけども、そこら辺については個別に知らせて、あなたの場合はこのぐらい支払われますという周知はされたんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほども申し上げましたとおり、まずイグネを伐採するに当たっては、その所有者の方がどの木を切ってほしいという要望等がありまして、そこに今度環境省、あとは伐採する業者が行きまして、それらの木に対して伐採できるかどうかを判断して伐る木を決めるということでありまして、そこで所有者が了解すれば今度契約に行く。その契約に当たっては、その屋根面積で積算した部分、それらの金額を提示していくという形になっております。ですので、算定に当たっては、木の太さとか樹齢とかそういう部分ではなくて、あくまでも屋根面積で算定するという形でございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、個別対応でそれぞれに周知といふか、もう個別対応の中で決定していくと。そういう流れでやっていると。だから、屋根面積が多い人、少ない人、いろいろあっても、どういうふうに理解していいかわかりませんが、屋根面積が多いほどイグネの木に関係なく多く支払ってもらえるということになるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどお話ししましたように、あくまでもイグネ伐採については国のほうではかたくなに拒んできていると。ただ、村議会からの要望がある中で、何らかの方法の対策をするということ考えたのが屋根の再除染をしないような形でやっていたいと、イグネの伐採をしたいというのが始まりであります。それで、その伐採する木の補償については、屋根面積でやるということ国は考えて、それらで今まで進めているということでございます。それで、多分にして、やはりその木の値段とかそれぞれ個人の思いがあるかとは思いますが、そこで納得いかない方については国のほうの考え方

に乗るといふ方もおりますし、納得できないから伐らないといふ方もいるといふふうにも聞いておるところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、イグネを伐る目的、何のために伐るのかという部分で、単価的に納得いかないから伐らない、伐るといふふうになっていくと、何のためにイグネ、村長の言う飯館単独のすばらしい除染の項目の一つだといふことを言われてはいますけれども、実際すばらしいものが生かされなくなるんじゃないですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回、イグネの伐採の部分は、25年から住民説明会をする中でいち早く村民からあったと。やはり木がそこに、イグネがあることによって、例えば帰ったときにやはりそこに放射性物質がついているといふことを考えれば安心はできないと。ただ、国は、イグネについては伐採ではなくて枝打ちをすれば安全であるといふ考え方をずっと推し進めてきたといふこととでございます。そこら辺が村に寄り添った考え方、あと国がガイドラインで示した考え方の相違があったといふこととありますが、そういうことで目的としては、村としては村民の意に沿って、やはり線量が落ちるといふやっぱり安心感ですか、そういうものを与えるのがこのイグネの伐採の目的あったかなといふふうに思っております。幅についても、残念ながら10メートルといふことで、最後には斜距離といふ部分になりましたけれども、やはり村民にとってはそこで後ろにある木を何本かでも伐ってもらふことによつて安心は得られる事業であるといふふうにと考えております。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、個別対応ですからそれでは伐らなくていいといふ人はそれで話は終わっているわけですね、イグネの伐採については。だから、そういう流れで来ていて、そうすると今のところはイグネを希望して伐ってもらった方については、屋根面積のもので了解されて何ら問題になってはいないといふこととていいでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほども言いましたように、イグネの範囲も決まっております。また、補償の積算も決まっているといふような中で、ただ聞くところによりますと、もう一本伐ってほしい、そこは10メートルよりも離れている場所とかいふ木も伐ってほしいといふような場合は、その補償費を財源といひますか、それを充てる形で自分がその範囲から外れているので伐採業者に頼んで伐っているといふ話も聞いております。個別個別ではいろんな問題があるのかなといふふうに思っておりますけれども、それぞれの所有者の方が家に戻ったときに安心していただける事業としては効果的な事業といふふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 国と村の流れは今言ったようなこととすけれども、逆に太いものとか、自分としては安心・安全とれないから自分で業者頼んだりなんだりして伐っていくといふようになれば、それは国に請求じゃなくて東電請求といふふうになっていくんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 個人的に出したものが東電賠償になるのかどうかといふ部分については私もちょっと把握はしておりませんが、やはりそれぞれの個人の考え方があるかと思ひますので、先ほど申しましたように、10メートル範囲内のものである程度国から補償費がもらえると、それを財源として伐採業者に依頼をしたといふケースも聞いておりますので、それぞれの考えで判断されるものなのかなといふふうに思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 私、弁護士でも何でもないのでわかりませんが、ただ一方で屋根面積に従って伐ったものについてはある一定の価格を国が認めて出しているというようになれば、放射能と住民の思いというのは因果関係十分にあるというふうになりますので、東電要望していけばある一定のものは出てくるかどうかわかりませんが、そういうことについては、村はどういうふうに思いますか。

村長（菅野典雄君） イグネ伐採については、今課長が話をしたとおりでございます。いわゆる国の税金を出すわけでありますから、それなりのきちんとした理由、理屈が必要だというのは、当然八郎委員もおわかりであろうと思います。そうでないと、国民にやはり申し開きができないということでありますから、その結果、国が考えたいわゆるイグネの伐採は、それが残っていた場合にはまたもう一回屋根の除染が必要になるだろうから、その除染をしないためにという理屈で屋根の面積でということなんです。したがって、非常にうちの周りに年数のたった立派な木がいっぱいあっても、家が小さければ少ないし、あるいは三、四本でも、家が大きければ大きい金額というふうになる可能性は十分ありますが、何ともそれで了解をということでは言っているわけでありますから、本人が了解をして伐っていた以上は、それ以上のものをどこに求めるものもないというふうに思っていますし、村もそれに対してそれはどこどこに言ってみたらとかという話にはならないということでありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 交付金の理屈必要だというのは誰でもわかっているでしょうけれども、もう一回やるのをなくすためのものなんだとそういう意味で屋根の面積で出してきたんだというようになっていきますと、いろんなイグネがありますから、それに応じて合意得られない人は自分でやるほかないわけですがけれども、そういう場合は村としてはそういう請求することはよくないということになりますか。

村長（菅野典雄君） いや、よくないではなくて、いわゆる多分無理であろうということです。自分の責任で約束をしてやっている以上は、幾らどこに申しあげても、多分無理であるということをお願いしているところであります。

委員（佐藤八郎君） 村長も裁判官でないので別にいいんですけれども、イグネをどうも太さなりいろいろありますから、そういう意味ではもちろん今材木各地でどうのこうの言ったら、放射性物質が入った材木が単価とれるというふうには思いませんけれども、そういう意味では本来放射性物質が飛散する前の木の単価の請求は当然されるんじゃないかと思うんですけれども、そのことはそのことで私はそれぞれの本人の要求ですから結構だと思いますけれども、イグネについても、最初から枝葉払えば国はそれで十分だという考えで、伐ることまではいかなかったものを伐ってもらえるようになったということでの経過を何回か聞いておりますけれども、そうしますと、伐った方と伐らない方、あとはその支払いを受けた人と受けていない人、いろいろ出てくると思うんですけれども、そういう点での何か支援策はあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 支援策というのは、いわゆる少しでも皆さん方の不安を何とか取り払ってあげたいという我々の熱意に国が応えてくれて伐るということであります。ただ、伐るに当たっては、今申しましたように、やはりそれなりの基準が出てくるというの

は当然でありますから、その基準の上で了解をするかしないかというのは、もう個人個人が自分の判断に責任を持ってやっぱりやってもらわないと、これは物事、世の中何でも進みませんので、そういう意味をお話しした上でお願いをして大体1,100件ぐらいが伐ったということでもありますので、大方は理解をしていただいた。当然満足ではない方がいっぱいいるかもしれませんが、大方はまずまず仕方がないなという納得の中でやっていただいたことだというふうに思っています。1,700戸のうちの1,100戸ですから、ある意味では我々の要望を国にきちんとやらせたというふうに気持ち、この大変な思いを、不安な思いを届けさせたところのようにとっていただければというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 除染困難な家屋の解体撤去費用については、25年10月上旬には方針を出されるという回答だったので、その辺はどういうふうに回答いただいて、村民の周知をされてきたのか伺うものであります。

除染推進課長（中川喜昭君） 25年10月に国の方針として除染困難な建物、これも説明会場で住民からあった部分でございます。これも6カ月ぐらい、国、あとは議会ともども要望・要求をしていく中で、ある程度解体については除染費用でやります、修復については賠償の例えば6分の3の賠償を受ければあと残り分に対応するというような方針は受けました。その後に事務的な部分を詰めますということでありましたが、今年になってもその事務的な部分の話が出てきていないという部分でありまして、担当レベルでありますとどんな状況だという話の中でも、かなり本省のほうでは厳しい状況だという話がありました。その中で、一方で雪での倒壊があるという部分もありまして、3月に私のほうで再生事務所のほうに行きまして、倒壊した建物の対応を早期に検討してほしいという話をしました。いろいろ国のほうで検討していただく中で、今ご質問いただいております除染困難な建物も含めて倒壊建物として国のほうで処分の中に入れてもいいんじゃないかという方針が出たということで、ですので、25年10月に出ている方針は一応打ち消すという形になるかと思えます。それで、今回改めて雪という理由ではなくて震災による倒壊、あとは荒廃した建物の処理ということで、これも議会のほうで何度もお話ししておりますが、その対応をしていくということで、多分6月の議会で答弁させていただいたようなところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、この回答をした環境省は、10月上旬に方針はきちんと示さないで、その後の12月やら6月、今課長が言ったことの内容に今のところはなっているというふうに。だから、この回答は守らなかったということではないのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） その大きな方針は出していただいて、事務的な部分の事務処理、先ほどのイグネを切れば契約をしなければならない、あとは補償費の算定はどういうものをしなければならないと、やはり国のほうも法律的なもので動いておりますから、それを進めるのになかなか進められなかったというのが実態かなというように思っております。それで、それは除染対策という部分であります。逆に今度は廃棄物処理という分野のほうで切り口を変えて交渉したという部分になっておりますので、環境省自体とすれば別々の領域でありますけれども、環境省としての村からの要望・要求に対してはきちんとした回答を得られているというふうに感じております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 私は、被害者という立場で村民の代弁者として言っているし、環境省は加害者の立場で文書できちんと25年10月上旬に方針を示すというふうに言ってきた。それを守らないということで、今課長はそれだけでは困るんでいろんな切り口からいったり、いろいろして前に進むようにやってきたということで、それはそれで私は役場職員として執行者の一員として当然かとは思いますが、回答は適当に出しているのではないと思うんです、国だって。そうすると、回答を出してくれば、それをその回答がどういうふうに推移したり、どういうふうになっていくのかは、加害者の側の回答ですから、被害者の立場に立ってきちんと対応しなくちゃならない。そういう部分ではまあ具体的な方針、解体費用の補償が出ないという中で、今度雪折れ云々で変更して切り口を変えてやってきたという、なかなかそれはそれで今の国の方針がそういう方針だということになっているからやむを得ないところもあるんですけども、私としては、素直に見た場合、10月上旬に果たしてどんな方針が戻ってきたのかと、前年後期から今年の10月に出るといっているので、改めて読ませていただいてどんなものがきちんと出されたのかをぜひ確認したいと思っております。

除染推進課長（中川喜昭君） 25年度の中の経過でございますが、先ほど言いましたように、大きな方針としては除染困難な建物については除染費用の中で解体をすると。あとの修復については東電の賠償の中でという回答、大きな方針が出ました。その後の事務的なものを詰めますということで、10月以降、村としても待っていたところでございます。ただ待っているわけではなくて、その辺がどうなったんだということで、時折話はさせてもらっていますが、なかなか回答が出なかったということが3月まで続いているという状況でございました。それで、私自身も倒壊した建物がそこに敷地内にあれば今度除染をするに当たって支障を来すのではないかと考えたものですから、やはり今佐藤委員がおっしゃるとおり、村民のほうの立場に立って私たちもやっていかななくちゃならないということで、国に10月に出した回答を出せと言っても、半年待っても出ない状況をまだ待つというのはできない状況だったということでありまして、先ほど言いましたように、切り口を変えて廃棄物の関係でどうなんだという話をしてきたところでございます。それで、6月なりの答弁で出させていただいた内容で今進めようとしているところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これはモデル事業の話になるんだと思いますけれども、モデル事業の除染地区での放射線量が高い場所においては必要に応じて25年度末までには対策を講ずるとい回答ですから、このまま読めば飯舘で実証事業やられた場所の除染は高ければ再除染といえますか、いつやるかはともかく25年度末までには対策が出てくるんだと思うんですが、これはどういうふうに。

除染推進課長（中川喜昭君） 25年度末にその再除染等について検討するという話でありましたが、昨年の12月に除染の計画見直しの中にフォローアップ除染という項目を新たに出してきたところであります。これが再除染の意味なのかという確認もしましたが、そこでは即答がありませんでしたが、モデル除染地域、あとは二枚橋・須萱の終わったところにつきましても、今現在国のほうで継続モニタリングをしております。ホットスポット的なもの

を探すといいですか、線量をはかって見ているという状況でございます。そういう中で、26年度に入りまして、モデル事業というのは大師堂の草野小学校に上がる村道から西手、あるいは23年の12月ころ冬にかけてやったということで、なかなかよりよい除染ができなかったということで、今年に入りましてモニタリング調査を再度かけまして、ホットスポットがある場所については手をかけているという状況になっております。ですので、今後除染をしたところについては、そのような高線量地帯、ホットスポットを探しながらやるというような話で今担当のほうから聞いているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 24年に出した要望書に回答されたものですから、多分24年のモデル事業のこと、国は思っ出てきたので、大師堂のみなのかどうかちょっとわかりませんが、年度がごちゃごちゃしておりますから。大師堂地区とすれば、最初の地区のものなのか、草野の一地域全体を言うのか、その辺はどういうふうに。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おっしゃるとおり、除染終わったところ全てを対象にしているということでもあります。

委員（佐藤八郎君） それは、フォローアップが再除染という方針でないとするば——すればですよ、加害者はフォローアップが再除染だという言葉なのかわかりませんが、私どもからすればそうでないのかなと思う点もありますけれども、そのほか村民からしてどういうふうに理解していけば。この高い場所において必要に応じて対策を講じるとした言葉そのものをどういうふうに素直に理解すればいいのか。

除染推進課長（中川喜昭君） 素直に受け取っていただければというふうに思っております。ですので、一応面的に除染はするというのが今回の除染でありまして、その後に継続のモニタリング調査をして、その空間線量が上がっている根源等を探すと、ホットスポットがあったとか、あとはやり残したものがあつたとか、そういう部分の対応をすることによってでございます。それで、ただ今具体的になっていないのが、その根源となるものとかホットスポット等の線量が幾ら幾らだったらやりますよというのがまだ明言されていないという部分があります。ただ、今のところ、村としては高いよという話をしながら測定をしていただいているところもあります、その辺が今後課題になるのかなと。ただ、面的なものやって、その後に継続モニタリングをやって、そこで線量の高いところがあれば、またフォローアップなり再除染という形ですという方向性は間違いないというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 課長、そこが大事だと思うの。これから本格除染、これやって、最後農地、道路までやっていくと29年、30年になるかわかりませんが、この実証したところも含めて加害者がどれだけ責任持って役割を果たすかというのが大事なの。だから、1回でも2回でも、実証にしる何にしる、そういう実例ができれば、それに沿って我々被害者は要求もできるし、今までやってきたのにどうしてやらないんだというのも言えるわけです。だから、これは頑張りどころだし、課長がかなり頑張っていらっしゃるのであれですけれども、そういう点でやる基準を示すつもりはないんでしょうけれども、加害者は。基準を示すというのは大変なことですから。だから、示さないでこのままいろいろ分断したりいろんな形でやっていくんだと思うんですけれども、その課長の、もっとう、ど

こまで求めていくかという考えをお聞かせ願いたいと思っています。

除染推進課長（中川喜昭君） 考えということではありますが、余り気張ったことは言えないかと思うんですけれども、ただ私は除染というものについては、やはり村民が村に帰れる環境づくりというふうに考えています。そういう意味からすれば、より線量を下げるというのがやっぱり一番に考えていかなければならないのかなというように思っておりますので、その気持ちを持ちながら今後も対応してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） こういうのを土地建物の貸し付け調書提示願えればと思うんですけれども、そのことによってどのような成果となっているのか、さらには貸し付けにおける条件、期間などの実態はどういうふうにされているのか、見えないものですから見えるようにお願いしたい。

総務課長（中井田 榮君） 調書、どういう形でか、決算委員会の中、期間中に整理をしてお出しできればというように思います。

委員（佐藤八郎君） それでは、また除染に戻りますけれども、除染復興加速のためのタスクフォースを開催して、農地の状況、農業生産性向上の同時達成や森林除染と林業発展のための方策を検討するとの復興庁からの回答をいただいておりますけれども、このことに関しては、村としてどういう確認をし、この経過、そして実現化をどう捉えていらっしゃるのか伺うものであります。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしの、復興に向かっての部分、復興庁なり総局等で多分計画を立てているものかなというように思っておりますが、私どもには具体的な部分、私担当者としては具体的な話を聞いておりませんので、大変申しわけありませんが答弁が今のところできないということでございます。

委員（佐藤八郎君） これ、こういう回答をいただいているのはわかっているんですね。復興庁から。

#### ◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

（午前11時06分）

#### ◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をいたします。

（午前11時06分）

委員（佐藤八郎君） じゃ、村の防災計画（案）原子力災害対策編がまとめられていますけれども、これ国や県とあわせて修正しながら村の防災計画というように決定していきたいという旨が私どもにも伝えられていますけれども、その後どのようにまとめられて、あのままにあの計画がそのままなのか、どこか見直しがあったのか、それはどういうふうに村民なり全体の防災計画中になっていくのか伺っておきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 防災計画、県のほうから全市町村計画をつくって出すようなこと、急いで当初計画をつくらせていただきました。その後、どういうふうになっているのかというようなことでもありますけれども、あの当時、また県のほうも防災計

画ができていないというようなこともあって、さらに原子力災害のほうの動きもあったというようなこともあって、あれ以降、県のほうの防災計画、さらには国のほうの動きを見ながらというようなことで、あれ以降防災計画については動きがございません。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 我が村だけじゃなくて全国的にそのような流れになっていようかと思うんですけれども、せっかく村の防災会議の中でいろんな協議されて仕上げたものだというふうに思っていますけれども、それが国・県とのあわせての修正なり、どうも今の答弁だとせっかく飯館の関係者の英知を結集してつくったものが、ただ1回議会に示しただけで何にもなっていないというのは、どういうふうに考えたらいいかのかわかりませんけれども、それに対しての国や県への要請なり、こういう被災地だからこそなるべく早くそういうものをつくり上げて村民一人一人がそれを生活の礎にするぐらい防災意識が高まったりすることが必要だというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えられていますか。

総務課長（中井田 榮君） おただしのとおり、防災意識を高めるために、防災計画、もっと村民にということでありまして、そのとおりでありますので、そうはいっても、現在全村避難中であって、さらに県のほうの防災計画もなかなかきちっとしたものが出ないというようなこともあって、あとさらに原子力災害のほうの国のほうの流れもなかなか定まらないというようなこともありますので、その辺、今のおただしのとおり、もう少し県のほうと協議をしながら、防災計画、どのようにまとめてPRに努めたらいいかも含めて検討してまいりたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 課長の言う答弁はそれはそれで大事なことですけれども、せっかく防災計画ができていますから、村民向けにとか、今後の復興の中で必要なものをもっと、薄いものでも何でもいいんですけれども、生かすことを、県や国が動かないから、自分らの決めたもの、英知を結集してつくり上げた防災計画が死に体となっているということ自体、それをつくるに当たってだってそれなりに皆さん労働しているわけですから、全く公金の無駄遣いとも言えるような話になっていくんじゃないかと思うんですけれども、その辺では、あの一冊を村民に配ることにはならないんでしょうけれども、それを生かす部分がある一定の協議をされて、この部分は現実に村民のためになるのではないかというものをピックアップされて、ある一定のものにして、皆さんのための防災計画にしたらいいいのではないかと思うんですけれども。

総務課長（中井田 榮君） おただしのとおり、村民にわかりやすい形で、どのような形でPRできるか、少し内部で詰めながら進めてまいりたいというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） 先ほど飯桶委員からもありました見守り隊の勤務体制、若干何点か確認をしたいと思います。

予算委員会のおきに出された資料によれば、四十何人の、予算は先ほど答弁された。先ほど七十何人とお話あったんですけれども、私が持っている資料では45人の減だというふうに思っていますけれども、雇用人数が減少したことでのローテーションがうまく行われたり、本来の役割や任務はきちんと果たされてきたのかどうか、まず伺っておきます。

住民課長（藤井一彦君） 先ほどもお答えしましたけれども、今3交代から2交代ということになっております。朝5時から夜の10時までやっていたという事なんですけれども、この中のシフトを組んで新たに組み直してやっているところなんですけれども、今のところこの時間帯についてはきちっとやっていたという物と思っております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 1人当たりの月の収入、先ほども飯樋委員の答えの中にありましたけれども、この減少された方とふえた方もあるかのような話あったんですけれども、数字的に、人数的に、ふえた方はどのぐらいいて、減った方はどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 済みません、そういった統計とっておりませんので、データは今持っておりません。申しわけないです。

委員（佐藤八郎君） 先ほど課長答弁したのは推測で言っているんですか。

村長（菅野典雄君） 一人一人の判断なり、あるいは勤務日数ですから、何人がふえて何人が減ったという話は、全くそれぞれでありますので、あるいは月々でも多分その人によっては違うだろうと思っておりますので、全く丁寧にやれば何月には何人がふえて何人が前の月より減りましたという話になりますが、何らそれは全体としての話に影響するものでも全くありません。全体としては、去年あたりは6億ぐらいだったのが5億ぐらいになっているというそういうのは、これは雑駁な話ではありますが、出てくるだろうと思っておりますが、何人何人がというのは、私は今月は仕事が忙しいから出なかったという人は先月、あるいは去年よりは減ったという話でありますので。

委員（佐藤八郎君） 村長、決算委員会ですから、雑駁を求めているんじゃないくて、きちんとした流れでこの人数の方々が幾ら収入アップした人がいて、収入減になった人がいるかというのは、確認して悪いことなんですか。

村長（菅野典雄君） 26年度に対して夜間をやめたということでもありますから、今回は25年度でございますので、人数的に多くなった、減ったというものはあるだろうと思っておりますけれども、一人一人がどうだというのは全く個人の勤務体制なりなんりの流れであります。

委員（佐藤八郎君） だから、それを聞いているんです。

住民課長（藤井一彦君） 今村長から述べたとおり、一人一人、人がかわっているという、それから今回人数が減ったということで、やめられた方もおりますので、この一人一人の、まだ上半期、4カ月、5カ月ぐらいしかやっておりませんので、その平均とか、そういったことをちょっと比べるにはかなり時間をいただかないと、今の段階では出ないということでもあります。以上です。

副村長（門馬伸市君） 24と25の差ということかな。

#### ◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

(午前11時18分)

#### ◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

(午前11時19分)

副村長(門馬伸市君) 今すぐ出せる状況でもありませんし、かなり300人ぐらいの人数がいて、24年度と25年度の一人一人の比較をするというのは、非常に難しいんです。ですから、言っていることはわからないわけではありませんが、全体として賃金が24年度と25年度でどれだけ下がったかと、その内訳は個別に出せば出せるかもしれませんが、物すごく労力を必要としますので、全体の中身の賃金の24年度と25年度の差であれば出せると思いますけれども、一人一人はご容赦といいますか、なかなか難しいということなので、ご理解いただければと思います。

委員(佐藤八郎君) 副村長、別に一人一人が減ったかどうか上げてけろと言っているんじゃないんだというの。

◎休憩の宣告

委員長(北原 経君) 休議します。

(午前11時20分)

◎再開の宣告

委員長(北原 経君) 再開します。

(午前11時21分)

住民課長(藤井一彦君) 24年度と25年度の1人当たりの平均の賃金ということで、ちょっとお時間をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

委員(佐藤八郎君) さっき飯樋委員のとき答弁したのは何。推測で言ったのか。根拠に基づいて言ったんでないのか。

◎休憩の宣告

委員長(北原 経君) 休議します。

(午前11時21分)

◎再開の宣告

委員長(北原 経君) 再開します。

(午前11時21分)

委員(佐藤八郎君) では、また見守り隊になりますけれども、放射性物質が除去されない中でこの働く見守り隊の健康維持活動業務、これは24年と比較してはどんな内容がどれだけ減ったのか。たしか25年度はNPO支援がなくなったんだか減ったんだかというふうに思っていますけれども。

住民課長(藤井一彦君) 今の見守り隊の健康維持向上活動の件でございますけれども、24年度は6月から、これはNPO法人BHNテルコム支援協議会というところから支援をいただきまして、月2回の健康相談を、それからあとマッサージをやってまいりました。これは25年度はこの支援協議会が支援を受けていましたお金が途切れちゃったということで、村の委託になりまして、週2回のところを週1回でやっているという状況であります。以上です。

委員(佐藤八郎君) 週1回ね。

住民課長(藤井一彦君) 済みません、訂正をさせていただきたいと思います。月2回のところが月1回になったということでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） どの部分が、全体に2回やっていたものが1回に単なるなっただけということになりますか。

住民課長（藤井一彦君） まず健康相談の部分は月2回、土日で1回としまして、ですから計4日やっただいておりました。これが土日の1回だけということで、ですから月当たりで2日間になったということでございます。マッサージについても、約半分になっているというところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） この健康維持活動で一番力を入れているのは、不安解消するために委託により行うということで、医師、看護師、補助員による月1回2日間というのになっているんですけども、この内容で、前年と比較して健康維持の面でどういうふうを受けている見守り隊の方々はなっているんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 1回当たりの相談件数も少しずつ減ってきておるというところがございますけれども、今も定期的に相談を受けている方も結構いらっしゃるというふうに聞いております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 医師と看護師、補助員による月1回2日間、1日3時間程度の健康相談の中では、どういう相談があって、どのような対応をされているんでしょう。

住民課長（藤井一彦君） 相談の内容でございますけれども、主なものとしたしまして、食生活に関する相談であったり、それから自分の家族とか、夫とか、家族の健康相談だとか、それから太り過ぎであるとかそういったこと、それからあと血圧なんかの測定もしていますので、そんなことに関する相談なんか寄せられているということでありまして。以上です。

委員（佐藤八郎君） 月2回が1回になって人数も減ってきているとなると、今の言う隊員のニーズはなかなかつかめなくなっているんじゃないですか。

住民課長（藤井一彦君） それでもある程度の件数はご相談受けているということでございますので、そういった意味ではニーズはあるものと考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 個人的にマッサージ師さんとかのかかわりで自分なりにやっている方も何人かいらっしゃるというふうに聞いているんですけども、その辺は情報としてはありますか。

住民課長（藤井一彦君） マッサージについては、この健康相談の健康維持向上の委託の中でやっただいておられます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 今の問題はそれで、それ以上ないという流れで、ニーズも応えているとおっしゃるのであれですけども、先ほどの24、25の体制について、これ3交代体制なんだけれども、24年度は1部で1班3人体制あったから変わったわけですよ。この夜間やらないことは今年からですから、そういう意味で聞いているので、わかりますか、言っていることは。

村長（菅野典雄君） それぞれ各行政区、このパトロールに入るのは基本的な人数はありますけれども、それぞれそこに何人が配置をするかというのは、それぞれの行政区にお任せをしているところでありまして。そうしますと、ある行政区にとっては大勢いるために3人でやっているというところが出たり、本来の2人体制でやっているというところが出ると。

そうしますと、3人でやっているというところが本来は2人の金額で3人分を払わなければならないのに3人分払っているということになれば、やっぱり均等性が保たれないということで、3人体制はそれはだめですよ。あとは内部でワークシェアリングをしてもらわないと困りますよというのが25年度変えたことであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　そういうことで変えたので住民課がこういう資料を私らに出してくれたんだと思うんですけども、それはそれでいいんですけども、そういう中でのローテーションなり、この本来の役割、任務はきちっと果たしてきたのか、この全体として月の収入は減った人が何%いて、ふえた人が何%いるのかと聞いているわけですから、前に戻りますけれども、そういうことなんです。住民課が出した資料を見て言っているんですから。これ45人なんですよ、数えると。だから、七十何人でもないし。今回出した資料じゃないですよ。1年間のうちに出した資料を見て言っているんです。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君）　休議します。

（午前11時32分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君）　再開します。

（午前11時34分）

村長（菅野典雄君）　今のお話、質問の内容は、それなりに人数が少なくなったり、3人が2人になったりして、本来の勤務が果たしているのかとこんなようなご質問のようであります。本来の業務は、かなりきちんとした、いわゆる防犯体制をしなければならないということではありますが、村に入ってくる情報はそうでもないという話をいただくことも結構ありますので、本来の業務をきちんとしていただくようにというふうにお話をしていますし、その人数は十分この範囲の中でできるところということで、それぞれの防犯パトロールの隊長さんとの話の中で進めているところであります。以上であります。

委員（佐藤八郎君）　続いても見守り隊なんかあれですけども、見守り隊が25年度からは国直轄で本格的な除染作業が始まるんで、除染監視を実施するというふうになっていますが、内容としてはどのように実施されているのか。さらに、除染の監視したことのまとめとかそういうものは何かあるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君）　見守り隊の監視員という部分であります。多分25年度の当初でそれらを活用していきたいという提案理由の中からのお話かなと思うんですが、それでよろしいでしょうか。（「何か資料あったんだけど、見つからない」の声あり）それで、一応25年度から本格的な除染が始まるということで、住民目線の監視員体制が必要だろうということで、先日の一般質問の中でも議論させていただきましたが、当初そのような考えをしたところでありましたが、なかなか見守り隊の方々もやはり本来の業務があるということで難しいという話も一部いただいているところもあります。それで、除染、当時の復興対策課としましては、専門的な知識を持った方を1人雇いながら、現場を見ていただいて、やはり不適切といいますかガイドラインに載っていないような部分については国のほうにお話できるようにということで、25年度についてはお一人の方を臨時雇用、採用し

てきたところでございます。見守り隊の皆様方については、そのための業務についてもらうということではなくて、日常見回りの中で何か業者の方々が不備な点があれば情報をもろうというような程度で25年度は進めてきたというところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これ25年3月8日、住民課で議会全員協議会資料、飯舘全村見守り隊による除染監視員について。だから、これ除染課長でない、住民課長だと思うんですけども、これは私だけ持っているものではないんだと思うんです。これに沿って今質問しているんですけども。

村長（菅野典雄君） 除染の人たちが25年あたりから当然入ってきていただいたわけでありましてけれども、かなり多くの人たちが入ると。多分25年度は4,000人という数字が出て、ひとり歩きしていたと思います。そうなりますと、非常に村民が不安だと。こういうことでどういう監視体制をやっていくかというお話が多分議会との中、あるいは行政区長との対話の中であったというふうにかう思っています。そういう中で、一つは防犯パトロールの皆さん方が歩いているんだから、そういう方をお願いしてもいいんじゃないかという話、当然出てきたわけでありましてけれども、それも年度初めの防犯隊の隊長さんとのお話の中では、残念ながらそういうわけにはいかないと。我々何の知識もないんだぞという話であります。したがって、今除染対策推進課長からお話がありましたように、今までどおり防犯をきちんと見ていただいて、それぞれの一軒をぐるっと回って見ていただければ、また村の防犯パトロールが来たんだなということで、それなりに業者が自覚をしたり、あるいは緊張をしたりするということになるんじゃないですかというところでもありますので、何らそこに防犯パトロールの皆さん方にチェックをとすることは課題として与えていないということでもあります。ただただ、そういう人たちがそれぞれの家庭に除染に入っていますから、その人たちがいるという中でしっかりとそのうちの家庭の防犯を見ていただきたい、こういうことでもありますので、言葉としてはそういうやりとりがありましたけれども、実質は今ほとんどしっかりと見守りをさせていただく中で抑止力になれば、それはそれでありがたい話だなとそんなことも頭に入れながら防犯パトロールをしてくださいとこういうことでもあります。

委員（佐藤八郎君） これ、副村長がこのときには村できちんとチェックすることが基本。国・県もやるとなっている。チェックリストをつくってやっていくと。村長も、監視の専門チームも必要なかと考えていると。国の今後の動きの中だと。国と3月21日に打ち合わせするんだというふうに言っているんです。そういう流れの中でどうなのかということを知っているの、26年度にはそういうふうに行っていくんだというふうになるわけですか。

村長（菅野典雄君） そういう、何せ除染が始まる前でありまして、そういうような考え方もあったわけでありまして、今でもその思いはあっていますが、なかなかそういう話にはならなかったということで、除染推進課というのをつくって、しかも現場に置かせていただく、環境省もその現場に置いていただいて、常にやはり連絡を取り合いながら、何かあればすぐに職員も環境省の職員も足を運ぶ、そして対応をしていくという管理に今させていただいているということでもあります。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これがなぜ住民課が出したかということ、そのときの状況を、かなり落ち

葉を川に捨てているとか、熊手などを川で洗ったとか、手抜きで除染が行われたとか、暴力団幹部が原発に伴う放射性物質の除去に無許可で作業員を派遣したとか、いろんなことがあったからということで、これ村で考えてつくったんだと思うんだ。こういうことで今村長言うような思いも生かしてやろうということで出したと思うんで、だから除染監視の主な内容は、除染作業時の洗浄水の流出、除染物の投棄、除染機器・車両などの水路・河川などへの洗浄、除染作業員による器物の破損・紛失、その他担当課と協議をしながら実施をしていきますという。だから、これを26年の中では見守り隊にきちんとお話をして、こういう除染監視をしていくということになるんですか。私がつくった文書でないです。ただ私は読んでいただけです。

村長（菅野典雄君） いや、ですから、今お話ししましたように、何せわからない中ではそういうきちんとしたことも必要かなと思います、現実にはやっぱりなかなか難しいということもありまして、今できる範囲での対応をさせていただいているということでもあります。さらに私たちがお話ししたのは、それぞれの業者のほうにも監視人を置いていただきたいというところで、多分それはあと担当課長のほうからありますだろうと思いますが、しっかりと置かせていただいているということでございます。幾ら監視人がしっかりと体制しても、やっぱり若干の問題は出るのもうこれだけ大勢の人間が入っていますから仕方がないなという気はしますが、それを少しでも少なくしていい除染をやっぴりしてもらわなければなりませんので、さらにその辺の連絡体制などをしっかりと26年度、あるいはこれから27年度やっていきたいとこのように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

除染推進課長（中川喜昭君） 25年度の取り組みといいますか、除染のほうは須萱が村発注で行っていったと。あと、二枚橋・白石が大成JVということで入ったと。あと年末になりますが、あとの残りの3行政区の部分が発注に入ったということで、25年度においては、こちらで飯野出張所のほうで対応しておりましたので、職員が飯館のほうに出向きまして、先ほど見守り隊がやるというような業務の部分について、現場のほうに出向きまして監視をしていると。ただ、須萱については村発注ですので、公社のほうと連携をとってそういう不適切な部分はないようにということでは話をさせていただいておりますし、あと、二枚橋・白石については大成JV、これは国のほうの発注ですので、国のほうと連携をとってそのような形をなくしてきたと。あとは、国のほうでも業務監督ということで業者委託をしての監督をしているということもありますので、その辺で監視体制は整えてきたというところでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） これ、この文書を出す前に2月28日に、これは24年のことの月日にはなりませんけれども、行政区長及び見守り隊長の合同会議を開催して、除染監視について協議を行ってこの文書が出てきたというふうに読めるんです、文章上。そうすると、こういうふうなものをやろうと思って出したけれども、合同会議でもそういう方向で協議されたからまとめて出したと思うんです、私は、この文書からすれば、だけれども、実際やろうかと思ったら、今村長言うように、なかなかできることでなかったということではないんですか。

村長（菅野典雄君） できなかったというよりは、できるだけ今の体制なりなんなりでできる体制を最大限つくらせていただいて、今も除染のいろいろな形での対応、あるいは監視も含めてやらせていただいているとこういうことであります。

委員（佐藤八郎君） 適当に全員協議会に文書を出しているわけじゃないんでしょう。出せばいいわけ。出したことをやろうともしない。途中で見直しも言わないと。そういうことでいいわけなの。

村長（菅野典雄君） \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_。

委員（佐藤八郎君） 何を言っているの。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

（午前11時50分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をいたします。

（午前11時51分）

村長（菅野典雄君） 除染しっかりやらなければならないというのは、もう私たちも、そして議会の皆様方も全く同じだろうと思います。なかなかいろいろな問題がありましたので、そういう意味でやっぱりしっかりやらなければならないというところをどういうふうにするかということになりますと、なかなか少ない人数やその他ということで、皆さん方にお話ししたようにできなかったというところもあって、それはおわびをしなければならないというふうに思っていますが、これからもいろいろな形でやっていきますので、ぜひご理解をいただければというふうに思います。

\_\_\_\_\_。以上で  
あります。

委員（佐藤八郎君） 私は、この見守り隊にとって、ここまでやれというのは、非常に重みだし、責任、役割としては大変だと思うの。そういう点で、この辺はやっぱり先ほど課長が言ったように、1人でも何人でもいいですけども、村として独自の監視やチェックできるようなものをきちんとやるというのが筋だと思っているから、ここまで見守り隊にやってもらうなんていうことは無理だろうと思っていたから言っているの。だから、できないのは、それはできなかったから、それはそれでいいんですけども、だから、今後こうい

う、常に言っているわけでしょう、自分できちんと監視する、独自なものがなければならぬというのは、議会でももちろんみんな言っているし、村民の多くも自分らでちゃんと監視、チェックし、線量をはかっていかなくちゃだめなんだというふうな思いになっているわけです。そういう意味でこの出されたものはどうであったのか、経過なり成果を私は聞いているだけなんです。決して別なことで意図して言っているわけじゃないですから。どういう誤解しているんだか理解しているんだかわかりませんが。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 喫飯のため休憩をいたします。再開は13時10分とします。  
(午前 1 1 時 5 4 分)

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。  
(午後 1 時 0 9 分)

住民課長（藤井一彦君） 午前中に佐藤委員からご質問がありました見守り隊への支給額でございますけれども、平成24年度が総支給額で5億9,110万3,949円でございます。延べ人数が4,388人であります。25年度が総支給額が4億5,591万5,343円でございます。延べ人数が3,901人となっております。1人当たりの月平均の支給額でございますが、24年度が13万5,000円、大体であります。25年度が11万7,000円ほどでございます、1人当たり月々1万8,000円ほど下がっているということでもあります。以上です。

委員長（北原 経君） 質疑を受けます。

委員（佐藤八郎君） 4月9日の区長会資料の中にも「飯館見守り隊、平成25年度から国直轄本格除染作業始まるころだ。飯館全村見守り隊による除染監視実施除染作業が始まる。行政区から除染実施について監視していきます」というふうにあるので、このことが先ほど紹介した文書とともに、住民課が出したものととも、そういう流れで村民には区長さんなり私らから伝わっているわけですが、実際そういうふうにならなかったとすれば、いつ見直しされて、いつ先ほど課長が答弁したようなことになってやるようになっていったのか、お示してください。

住民課長（藤井一彦君） これは25年度の4月の隊長会議でそういうことになりました。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村民にどういうふうに周知されて、そういうふうになっていかないんだなということが村民がわかったんですか。

委員長（北原 経君） 周知と今後どう進めていくか。

住民課長（藤井一彦君） 先ほど村長の答弁にもありまして、こちらの事務局としましては、各隊長さん、それから隊員の方には、1つの除染現場、一回りしてくださいということでお願いをしております、それなりに除染の監視をしていただいているというふうに考えておりますので、各住民の方にそのことについては大きな変更ではないということだと思っておりますので、特に周知はしておりませんでした。以上です。

委員長（北原 経君） 課長答弁ではちょっと無理がございますので、村長から。

村長（菅野典雄君） 今課長以下でも以上でもございせんけれども、隊長会議でそんなふう

に考えていますけれどもいかがでしょうかという話をした場合に隊長のかなりの方から、我々専門家でもないし、何をチェックしろという話なのかとこういうお話が出たわけがあります。したがって、なかなか難しいのかなと。それでは、何せ何をチェックしろというわけではありませんけれども、丁寧に防犯の見守りをさせていただければ、結果的には除染をしている人たちの抑止力になるので、その体制で、そのような形でやっていただければということで。ですから、当然、何といたしますか、まるっきりいわゆる防犯パトロールを皆さん方に除染の監視がゼロですよという話ではなくて、結果的には皆さん方が順繰りと回っていただく。そして一回りうちの中を見ることによるある程度の除染の監視になるのではないかとそんな話を隊長さんにお話をして、ぜひそういう形でもよろしく願いますとこういう話でありますので、何といたしますか、まるっきりチェックをしてどうのこうのという形にはなりませんでしたが、それなりに隊長さんを通じて各隊員にその旨は伝えてあるというふうに思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 変わったこと、午前中課長が答弁した専門的な部分でというのは、それはそれでいいんです。だけれども、私たちにそういう文書を示して、区長会でもそういうふうに文書示して、どういう中で見直しの経過があったのかわかりませんが、そういうものもなくて単に今になっているということ自体に、この文書を出すに当たっても、会議をやってそういう文書を出すことにしたというふうになっているんですから、そういう文書と見直しという部分をどういうふうに村民に責任持って説明されて現在に至っているのかを聞いているわけです。

村長（菅野典雄君） 見守り隊の隊長会議で皆さん方ができませんという形になったのでそれはやめましたという話を言うことが、果たして村民の皆さん方にとって、パトロール隊の皆さん方にとっていいことなのかどうか、それはなかなか難しい問題です。ですから、防犯パトロールの皆さん方にもそれなりにいわゆる除染の監視という役目も担っていただきながら、ただチェック体制とか何かはなしでお願いしたいとこう言っていますので、確かにお話のとおりにはならなかったということでは、これ申しわけございませんけれども、我々大体流れとしては同じような形になっているのではないかとこのように思ったところであります。それが何といたしますか、おかしいのではないかと、変わったんだから言うべきだということになれば、それはそれで大変おわびをしなければなりませんし、場合によってはこれからでも遅くはないと思いますから、そういう形で今パトロールの皆さん方には別な形といいますか、お話したような形ではないけれども見守りをさせていただいています、除染のある程度の監視をさせていただいていますという話を何らかの記事に書くこともやぶさかではないというふうに思っています。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えて、村民の当面の間の住居とされている仮設住宅の件についてでありますけれども、25年度の中においてふぐあいの修繕や改造の要求がいろいろ出されて修繕・改善されたのかと思いますけれども、どんなことが実際されて、この住居者の利便性なり環境改善を図ったのか、伺っておきます。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は34ページにあります仮設住宅等の修繕と

いう部分だったと思います。まず、NTT大森に関しまして大分修繕出ておりまして、NTT大森については、窓枠の修繕とか、あとはドアノブの修繕とか、そういうふうな部分で大分老朽化している公営宿舎、そして仮設住宅もどんどん修繕が必要になってきているという状況下の中でこの修繕料が使われております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 課長の言う34ページの説明はそのとおりだというふうに思いますけれども、そのほかに県でやる予算枠なので直接村が予算つけてやったということはないかもしれませんが、住民のニーズとか要望とか、そういうものはどういうふうに捉えて、村からも県にお願いした部分もあろうかと思うんです。そういうもののやられたもの、あればと思います。

生活支援対策課長（細川 亨君） 予算にない部分でございますが、仮設住宅の部分でもある一定程度県のほうで修繕、見てもらっている部分が相当あります。そういうふうな部分について、どんどん仮設に住む住民の皆さんからいただいたものに関しましては、その都度見て現場に行ってその都度県のほうに進達しているという状況であります。以上です。

具体的に挙げますと、壁のカビとか、あとはだんだん古くなってきているものですから、漏水とか、いわゆる雨漏り、そういうふうなものが具体的に上がってきているという状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） どうしても、2年なり3年たってくる中で、排水が悪いとか、風が、隙間ができたとか、あとは屋根とか入り口の部分で壊れたとか、いろいろ出てきて、倉庫が不足していて倉庫はつくようになったとか、改善された点がいっぱいあると思うんです。そういう点では1年を見た場合にどんな大きな改善なりというふうに捉えているか、もう一度。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今までで一番大きく改善された部分としましては、伊達東仮設ございまして、大雨が降るたびに洪水に遭っていたという状況下でようやく県のほうで着工していただきまして、その対策が終了するというふうなことが大きな点で挙げられます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 前年より村内帰宅の機会がいろいろ施策もあってふえたというふうに思っておりますけれども、そこで出るのはやっぱりごみかなというふうに思うんですけれども、ごみはどのように処理されてきたのか、量も含め、分別も必要になったのかどうか、伺うものであります。

住民課長（藤井一彦君） 仮設等のごみにつきましては、その……（「村内帰宅」の声あり）村内帰宅、済みません。村内帰宅のごみについては、今収集車が曜日によってそれぞれの地域回っておりまして、集めて南相馬市のほうで焼却していただいているということです。以上です。

量でございますが、量につきましては、可燃ごみが37トン、不燃ごみで7トン、これは不法投棄を含みますから、資源回収が17トンとなっております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 委託業者が処理されているんですけれども、量的には24年からすればふえたのかどうか、あと南相馬の部分は、全てまざっていても何ら問題なく出されているのか。

住民課長（藤井一彦君） ちょっとお時間をいただければと思います。

委員長（北原 経君） 次。

委員（松下義喜君） では、決算説明資料に基づいて二、三お伺いしたいと思います。

35ページの一時帰宅支援業務についてお伺いするのでありますが、予算額に対し決算額が少ないのでございますけれども、この延べ人数に対して365人と、1回当たり3.3人というふうな形になっておりますが、これはある程度仮設または公務員宿舎等だけで、借り上げ住宅等の利用者が少ないのでなかろうかと私は思っておりますので、もし、どこ、仮設等でどのくらいが利用されているんだか、お聞かせ願いたいと思います。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問に関しましては、いつき帰宅バスの運行状況でございますが、伊達方部、いわゆる伊達東仮設、国見、あとは松川、飯野、この方面が大部分を占めております。予算額と決算額の違いにおいては、運休便もあったこともさることながら、冬期間、12月中旬から2月いっぱいまで休んだということで、精算によりちょっと予算額より減ったという形になったものです。以上です。

委員（松下義喜君） 先ほどから見守り隊のお話も出ております。また、人数も減らされて収入も減った中というようなお話も出ています中で、これだけの予算・決算額を使って仕事を、事業をするならば、いろんな雇用の問題でハード的なものはクリアしなくちゃいけないと思うんですけれども、できるのではなかろうかと思われませんが、もし何かお考えがあればお聞かせ願いたいものと思います。

生活支援対策課長（細川 亨君） このいつき帰宅バスについては、昨年度当初予算で始まったものでございますが、いわゆる交通弱者である仮設の高齢者の皆様の足となって飯舘への行き来ということでふるさとに帰ってもらった事業でございますが、これにかわる事業となると、今現在のところ持ち合わせてはおりません。以上です。

委員（松下義喜君） いや、私の趣旨は雇用対策を考えながらこの事業を生かしていけないのかなというような意味でお聞きしたんであります。もし何かお考えがあれば。

生活支援対策課長（細川 亨君） このいつき帰宅支援業務にかわる雇用の部分での何か事業を考えられないかということでございますが、今現在のところはちょっとこれにまさるような事業は、今のところ雇用に係る部分については、ちょっと今考えておりません。以上です。

委員（松下義喜君） いや、私はこの事業は大切な事業と思っておりますので、この予算額を使って雇用の対策をできないものかというような形で質問したんでございますので、よく考えていただければよろしいのかなと。

質問を変えまして、34ページの社会福祉総務費でございますが、この事業の概要を見ますと、村民福祉向上のため災害救援見舞金として支給するというような予算額が上がっている中で、どうして決算されなかったのか、その中身等についてお伺いするものであります。

生活支援対策課長（細川 亨君） この社会福祉総務費の村単独の災害救援見舞金でございますが、本来事業執行できなければ3月補正でおろさなくてはいけないところ、仕事、平成23年度死亡者分としまして123万、24年度の死亡者分として35万円、合わせてこの158万円

を要求はしたんでありますが、そのまま26年度当初に上げさせてもらったということでございまして、3月補正で本当に落とさなくてはとイケない部分でありましたので、その点はご了承願いたいと思います。

委員（松下義喜君） 33ページの大倉葉山公園管理等について決算されておられますが、よその公園管理等ではそういうものが決算されていないところもあったかと思しますので、今この避難状況の中で大倉葉山公園等はかなりの利用客がいたり生かされているのかどうか、中身等についてお聞きするものであります。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は大倉葉山公園管理の部分でございまして。村民はみんな避難はしておるんですが、大倉公園のほうにはお客さんが結構来場しており、毎月トイレなんかもチェックはしているんですが、かなり汚れが目立っているという状況で、今も公園の草刈りやトイレの清掃、トイレトペーパーの消耗品等でこの辺の管理を委託しているということでございまして。

委員（松下義喜君） そうすると、やっぱり利用者がふえていられるというような捉え方でよろしいでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 利用者は年々ふえている状況でございまして。

住民課長（藤井一彦君） 先ほど佐藤委員のからご質問のありました村内のごみでございまして、24年度、25年度、比較いたしますと、可燃ごみで8トンふえております。不燃ごみで2トンふえております。資源回収は4トン減っております。以上でございまして。

委員長（北原 経君） よろしいでしょうか。

委員（渡邊 計君） このNo.6の資料で質問いたします。

まず、16ページ、この中央あたりに可燃ごみ処分委託料、これ南相馬に委託したものだと思っておりますが、3カ月ほどとまったということで、これ決算額が少なくなっているんですが、このとめられたというかとまった理由はどんな理由でとまったんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） これは、南相馬市の中で小高区のごみ、これを南相馬市の焼却炉のある周りの方たちが受け入れを、そこだけちょっと線量が高いということもあって受け入れが難しいというようなことも、そういうふうな話し合いが南相馬市の中であったというふう聞いております。それで、うちのほうのごみも南相馬市のほうで燃やしていただいているものですから、同じように村のごみも燃やすのは難しいということがございまして、南相馬市の中で話し合いがつくまでの3カ月間、うちのほうのごみの受け入れもとめられたということでございまして。以上です。

委員（渡邊 計君） このとめられたことに関して、村のほうでは例えば自主検査などをして大丈夫だということを証明するとか何とかそういうことはなかったんでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 村のほうでも、これ以降、受け入れるに当たっての条件として、月1回放射線量の検査をして受け入れていただいているということでありまして、それが条件で受け入れていただいているということであります。以上です。

委員（渡邊 計君） 次に、20ページですが、コミュニティバス運行事業費、この中で社協に委託したのが550万相当、それと村直接のほうで260万相当。これ村直接のほうに11、12の事業費、役員費、あと公課費などをプラスしましても、これ550万とは差が100万ほど出る

んですが、その内訳はどのようになっているのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） コミュニティバス運行事業ということで、現在村では村直営で1台、あと社協委託で1台、2台のコミュニティバスを運行してございます。この経費が1台は550万、もう一台は400万でなぜ差があるのかということですが、これは運転手の雇用条件によって差が出てございます。村直営の運転手は、60歳定年に達したということで、この委託業務の給料表みたいなものが村にございまして、これはスクールバスの運転手も同様でございますが、定年に達した運転手の委託料は現役時の6割、4割減となるということでございます。まず1点は委託料が4割減となっている運転手が1名だと。あと、それに伴いまして、通常、運転手も社会保険に加入してございますが、定年後の運転手は社会保険には村では加入しないと、国保に行ってくださいということになってございます。そのために差が出ております。内訳といたしましては、その委託料が大体120万、厚生年金等の掛け金の分が50万ということで、大体2台の差が170万ほどの経費の差が出ております。

委員（渡邊 計君） 次に、31ページですけれども、6款2項3目の村民の森管理事業の役務費で、これ森林保険料が2万9,000円の予算額が上がっているんですが、決算額がゼロということは、これはどういうことなのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は、31ページの役務費、森林保険料、園内所有と借用林分ということで2万9,000円の森林保険料が決算額ゼロということでございます。これについては、請求年が1年ずれていたために、25年度分を24年でもう支払っていたということで、向こう側の請求がちょっと1年早かったということございまして、今度26年度からは正常になるということでございます。以上です。

委員（渡邊 計君） 36ページ、いやしの宿の運営費ですけれども、上のほうですけれども、浄化槽検査とレジオネラ菌検査手数料、これレジオネラ菌検査手数料ですが、これ年何回ほど行われていますでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 昨年度までの予算では年に2回ということございまして、今年度当初から4回ということで当初予算に計上してあります。以上でございます。

委員（渡邊 計君） これいやしの宿、かなり利用人数も多いということで、今後とも皆さんが安心して利用できるようなことを継続していただきたいと思えます。

次ですが、48ページになります。4款1項5目の携帯型線量計10台、そしてその下に積算線量計購入500台と。この線量計の使用状況、どのようになっていますか。

除染推進課長（中川喜昭君） まず、携帯型線量計10台であります。これは除染の現場等に行くということで、職員の線量計をリースでお借りしている部分が10台分あります。

あと、下の備品購入費の積算線量計購入、500台ございますが、これは村内の操業事業所等の社員の方に新型の線量計が今年の1月ころできたということで、今の一般質問でも答弁しましたが、古い型の貸与はしておりますが、新しいタイプ、パソコン等で読み取れる機械が今度出ていますので、それに切りかえるということで今年の3月に購入しております。今現在、事業所等のほうに生活支援対策のほうと連携をとりながら、その貸与の切りかえをしておるところでございます。今のところ、50から70台の切りかえをするというこ

とになっております。あと、あわせて、本庁職員のほうにも貸与をしているという状況であります。以上であります。（「以上です」の声あり）

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（佐藤八郎君） 委員の任期が26年3月31日ということであった教育を語る会の活動のまとめと成果をどうされているのか伺っておきます。

教育長（八巻義徳君） お答えします。教育を語る会、資料としてお配りさせていただいておりますが、いろんな業界で活躍されている方々から非常に貴重なご意見をいただいた場があります。そして、それをその高度な識見とご意見を私ども平成26年度の新たな教育施策に重点施策並びに具体的な取り組みとして取り組んでおります。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 3回ですか、やられたのは。これの中のことを今教育長が今年のものに生かして取り組んでいるということでありませけれども、この内容については、今の学校のPTAといいますか、関係者といいますか、村の教育評議員とか、そういう関係者には熟知された内容となっているのでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 私ども、年度当初に平成26年度教育施策として学校、それから保護者にお示ししております。重点施策として、具体的な取り組みとしてお示ししております。それからあと、26年の4月に準備会を開き、実際に今活動を始めております学校運営協議会、そこには地域の方々、保護者の方々、それから学校関係者、それから有識者を入れて、こうした昨年の教育を語る会並びに24年度の教育を語る会の本当に私ども飯館村に思いを寄せていただいている方々の意見を踏まえて今取り組んでいるところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） この中で趣旨といいますか語る会の立ち上げの中で、将来の飯館村の復興・復興の担い手である子供の教育の充実ということで、教育の充実が大きな趣旨というふうに書いてありますけれども、そういう部分では25年度においてはどのようなものがその部分に当たるものとして成果となっているのか伺うものであります。

教育長（八巻義徳君） 25年度、昨年度であります。できるだけ広く、こうした教育を語る会の議論とかに保護者の意向なりを反映させようということで、場所を変えながら教育懇談会を進めたりしております。そうした中で、全国学力・学習状況調査というふうな調査とか、あと県学力検査とか、それからNRT検査とか、いろんな調査があります。そうしたものを踏まえながら、学校、それから教育委員会として今年の子供たちの学力をどう上げるかとか、それから子供たちの健康、教育をどうするかとか、それから家庭、地域との連携をどうするかと、さらにはそこに生涯教育であるところの地域の大人たちにどういふふうにかかわってもらおうかというふうなことで具体的に取り組んできたところでございます。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 今の教育長も24年10月2日に推薦委員ということで前高校の校長のときから入っていらっしゃるようなんでありますけれども、この協議事項の中に学校教育、社会教育の充実、教育環境の整備、あとは今後の保育所、幼稚園、小学校、中学校のあり方、相馬農業高校飯館校のあり方というのもあるんでありますけれども、この辺については、どういった、今後の26年なりにどういふふうに生かされた中身となったのでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 前段で一部訂正させていただきます。24年度、私は県立学校の校長は退職しておりますので、一教育を語る会の委員として参加させていただいています。

それからあと、25年度のこうした議論をどういうふうに私どもの地元の高校である飯館校並びに幼稚園なり小学校なりに反映させているのかということで、今ご質問いただきました。1つには、今大きく議論していただいているのが、第5次の中でこれからの飯館の教育をどうするんだ、あるいは学校をどうするんだというようなことで、今村民も入っていただいて議論していただいているところでございます。そうした議論を踏まえながら、私どもも具体的にそうした貴重なご意見をいただきながら、また教育委員会として議論していく、学校運営協議会として議論していく、そして私ども、私の立場で事務局としてしっかりと子供たちの学びを与えていくということになるのかなというふうに思います。

また、飯館校に関しては、設置者が福島県ということでもありますので、これも私どものそうした中で第5次あたりでご意見が出てくれば、私どもしっかりと教育委員会としてもまた検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 決算委員会ですから、委員の任期、26年3月31日、終わった飯館村の教育を語る会の中での協議の成果を伺っているものであります。その成果にあるものを今教育長の言う第5次の中でどうするか議論を深めて施策とするというのはそれはそれでいいんですけども、この2年の中でまとめたものというのはどういうところにまとまったのかをお知らせ願えれば。

教育長（八巻義徳君） 2年間の議論で具体的にまとまったものを出しなさいということになった場合には、1つには今年からスタートした学校運営協議会、これは24年度、25年度の議論を踏まえての学校運営協議会の設置であります。それからあと、幼・小・中、幼稚園、小学校、中学校、小学校1年生での段差の大きさ、中学校1年生のつまずきの大きさをどうするんだということについては、昨年の後半あたりから始まってきた接続型幼稚園と、小学校と中学校の先生方の連絡会議あたりがその成果の一端かなというふうに思っております。それからあと、これは今年の予算の中にも議員の皆様方にご理解いただいて含めさせていただいていますが、ITを活用した授業づくり、授業をしっかりとしよう、授業力を上げていこうと、やはり学校というのは授業が最大の商品だというようなことを改めて確認させていただいて、それを何とか26年度の施策に盛り込みたいということでまとまってきたのではないかなというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 先ほど私のほうが間違っていた。高校の校長と言いましたけれども、前に「前」がついていましたので。

この委員の中に変わった業種といいますか、建築家、星の村天文台の方、経済新報社とかの方が入っておられましたけれども、そういう方々のご意見というのは、どんなことがこの中で出されたものでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 非常に各委員の先生方というのは識見の高い先生方で、その内容一つ一つに私がコメントするというのは大変恐れ多いというか、そういうふうな立場の先生方だったなというふうに思っております。この先生方は、私が今の現職に携わる前に多くの方々が決まっておられました。その中で私も一委員として1年間こうした先生方と協議に

参加させていただいたわけであります。ただ、その一人一人の各委員の先生方にお話を伺いするとき、さすが例えば経済のジャーナリスト、経済専門のジャーナリストの方もおります。やはり単なるジャーナリストじゃなくて、本当に外場の場から教育を考えておられる方だったり、それからあと海外の事業のコーディネーターをなさっている先生もおられました。その方も海外で非常に恵まれない中で子育てをしている、また教育をしている環境の視点から大きな切り口でご発言いただいた方もおられますし、それからあと建築一つとっても、教育と建築ということを本当に新しい切り口でご発言いただいた方もおられました。非常に私自身も教育長ではなくして委員としてその24年度あたりは刺激をいただいたといえますか、ご教示をいただいた先生方だというふうに、今ご質問いただいて改めて考えましても、そういうふうな思いがします。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） この中でCSは全国で1,500校余りがあって、県内では三春、大玉、只見、実施中だというものもあって、この次の時代に新しい教育をつくっていくのにはという、誰が言ったかわかりませんよ、箇条書きでずらっと書いてありますから、そういう点はどういうふうに皆さんではまとめられたんですか。

教育長（八巻義徳君） 今ここに書いてあるCS、コミュニティスクールの略であります。コミュニティスクールを設置するというのが、その場で決めていくというのは、学校運営協議会であります。この記録によりますと1,500というような記録ありますが、今さらにふえて2,000に近いのかなというふうに思っております。制度的に、法的にしっかりと公立学校が、義務教育の学校が、地域の声、保護者の声を聞く制度として整備されている。今整備されているものとしては唯一のものかなというふうに思います。ですから、こうした唯一の制度を運用上、できるだけ本来の趣旨である地域の声、保護者の声を入れて、そして外部の声も入れて子供たちの知・徳・体の総合的な伸びしろを大きくしていくというふうなことでは、今も私どもだけじゃなくして、福島県だけじゃなくして、ふえていく方向にあるのかなというふうに認識しております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 第2回の教育を語る会は、今言うCSの部分が大半の部分でやられて、いろんな意見が出されたんですけども、今私どもの子供たちは自分の生まれ育ったところにはいない中での非常に郷土愛なり、ふるさとのよさなり、家族の関係なり、いろいろな部分で大切な部分がいっぱいあって、今先ほど2,000にもなっているのではないかというお話でしたけれども、飯舘の中でもそういう方向になるということですか。

教育長（八巻義徳君） 学校運営協議会は今私ども設置しておりますので、そういう方向になっているというふうに認識しております。そうした中で、今委員からお話いただいたように、私どもどういうふうにして、直接ふるさとに接することができない環境の中で、ふるさとを離れているところではふるさとへの思いを育てていくかということに私どもも共通の課題を持っているというふうに思っております。そこで、実際に今学校で私どもの伝統芸能を外部の人、飯舘村の人に入ってきていただいてご指導いただいたり、それから今本気になって取り組んでいるのが小学生向けの副読本です。飯舘の歴史なり、それから産業なり、それから過去の努力なりをしっかりと子供たちに伝えていく、地理的なことも含め、歴史的なことも含め、それから地域社会も含めて、そうした副読本を最初からしっかりつ

くっていこうということで、今教育委員会と、それから小学校の先生方と、それぞれ班別に分かれてチームをつくって、今日も一部取材に行っているというふうに聞いておりますが、実際に足で飯館村に入って、そして飯館村のことを子供たちに教育委員会と学校が一緒になって伝えていく。その副読本にできるだけ村の方の知恵を、また声を入れていくと、そんな努力もしております。以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 副読本づくりがかなりの今後の子供たちの環境なりに役立つという考えのようすけれども、それは委託か何かされているのか、運営協議会そのものが自分の足や自分の英知を結集してやっていくということになるのでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 私ども、今飯館の子供たちをこういうふう<sup>（ ）</sup>に育てたらいいんじゃないかなというようなことで、4つの力を尽くすようというふうなことで今やっているわけがあります。その中に一つがふるさとを愛する力ということによっております。このふるさとを愛する力というのは、つけようということは、これは当然4つの力というのは学校運営協議会の中で議論していただいておりますので、その中で実際に小学校と教育委員会の取り組みとして、自分たちで取材をしながらそれをつくっていくということでもあります。当然、製本の段階では印刷屋さんをお願いすることになるかと思えます。ただ、その原稿とかそれから手持ちの写真を集めるとか、それからあと村の方々にインタビューを受けていただく、そうしたものは我々教育委員会とそれから私どもの飯樋、草野、白石、それぞれの小学校の先生方にも出ていただいて、手前どもでやっていくということでもあります。多分アウトソーシングするのは印刷関係なのかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） まずは除染に戻りますけれども、先ほど誤解を招いているかもしれませんが、不適切な除染の再発防止策ということで国から抜き打ち的検査なり監督体制の抜本的強化に加えて不適正除染の110番の新設とか、通報から現地調査、対応策までの一元管理するというような回答をいつかもらって見ていたんですけれども、こういう国が回答したことは、実態としてはどういう流れで、そのことがどう村民なり周知され、実際にはどういうふう<sup>（ ）</sup>に25年度の中ではされてきたのか、伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 不適切除染、多分平成24年12月ころに各自治体、それぞれの除染請負業者が沢に足で堆積物を入れたとか、あとはいろんな部分があったということで、それで国の監視としては、今佐藤委員がおっしゃいましたように、抜き打ち検査とか、あと除染110番とか、適正化を図る部分の項目立てをして、議会なり、あと私どもに説明を受けたところでございます。25年度からその辺はきちんとされておまして、抜き打ち検査もいわゆる国のほうで直接除染をしている現場で、例えば屋根ですと今の表面が除染前までどれだけあって今除染したところがどれだけあると聞いて、その抜き打ち検査員が実際に拭き取りをして、そこで線量をはかると。同じであれば適切な除染がされたと。もしそこで線量が下がるような場合では不適切だということで指導するというような、実際に現場に入って実際に実施をしているというふうに聞いております。あと、除染110番についても、これは直接国のほうに行くもんですから、どのような件数が行っているか、いろんな各自治体から行っているかと思うんですが、村の場合もやはり作業員の態度とか、作業状況の部分も除染作業員の方から直接行っているというふうな報告をもらっている状況でござ

ざいます。あとは、品質管理とかそれについても、業務監督員という形で、委託事業の形で増員を図って村内にも30名ほど置きながら各現場のほうの品質管理等をやっているというような状況になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） このことに関して国からの回答によるものはほとんど実施されてきたというふうに考えていいということですね。そういう中であって、非常に立ち会う人の感覚と除染をする労働者の感覚と、説明を受けたこととの、この何かいろんな絡み合いがあつて、誤解だかどうかわかりませんが、いろいろあるんですけれども、その辺では今年度から本庁舎に除染課行ったので、そういうのでは身近にいろんな相談件数はふえていくのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） あくまでも工事施工については国が発注しておりますので、村のほうでその工事現場に行つてどうだこうだという指示等はできないという状況になっております。ただ、先ほども監視員の話がありましたが、昨年からも1人、5月からですけれども、雇用しながら、若干除染の研修に行った方をお願いしながら2人体制で現場のほうに行つていただいたということでございます。今年に入りまして、飯館に上がりましてからは、3件から4件くらいの苦情というものと要望という部分で受けております。内容的には、やはり現地立ち会いで国と業者と三者で話した部分と違うやり方をしているというのがやはり多くありまして、その際には環境省の待機している者と職員が行つて状況を確認しながら進めてきているということでもあります。職員のほうには、必ず村民目線、村民の立場に立つて国と業者のほうとの話し合いをしてほしいというような話をしておりまして、即座に決まることもありますし、持ち帰つての協議をすることもあります。今のところは村民目線に立った部分でやらせていただいているということでございます。いろいろそのほかイグネの部分の話とか、同意取得の部分の話とか、いろいろその他もろもろございますが、現場が飯館に行つたということで、窓口にも来やすくなっているということで、かなり相談的なものは受けているという状況になっております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 生活圏の空間線量率に影響を及ぼしているという農地の周辺の水路があれば、必要な場所によっては除染を実施するというような答弁も回答もあったかと思うんですけれども、実際75%の森林の中から自然の状況によって流れ出されるもの、その流れるところの堀や川やいわゆる水路について、どの程度線量率に影響を及ぼすというふうに、先ほど来も基準値もなかなか示してこないという話ありましたが、この辺も大きな村民の関心事だというふうに思うので、あえて聞いておきますけれども、何かこういうものであれば農地周辺の水路で及ぼしているというふうにみなしているんだというようなものはあるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今現在は面的な除染ということで、生活環境といいますか生活圏のエリアを除染をしているという状況でございます。そういう意味からすれば、大きなため池、あとは林縁部から20メートル奥の森林除染については外しているということでございます。ただ、これらの部分についても、私どももそうでありまして、議会の皆様方もそうでありまして、そういう除染ではやっぱり困るということで、今までも陳情・要望等、

国に出してきているというのが現実でございます。ただ、国のほうも、環境省としては今生活圏という形での面的除染としておりますが、一方、農林水産省なり、あとは林野庁なりでは、森林、あとため池等もやっとな実証等着手をしているということで、今後は環境省とは別枠でそれぞれの担当省が除染といたしますか、除染という言葉では多分環境省になりますので、それぞれの再生という形で事業を組んでくるのかなというふうに思っております。やはり除染した後に山に近いところの部分については、何ぼ除染しても流れてくるのではないかというような心配、私どももこれ村民と同じくしているところでございますので、やはりその辺については強く、実証なりをしながら、そこから実践できるようなものに持って行っていただければというふうに思っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 先般、過去にやった佐須、八木沢、芦原地内の林業関係の除染の実証の成果書をいただきましたけれども、実際何カ所かそれに基づいてはかってみると、やらない山と余り差がないんですね。ないということは、そのときは下がったんでしょうけれども、戻ったんだというふうに思いますけれども、もちろん周りが全体にやらないわけですから、そういうことだと思えるんですけども、だから、その辺私ども議会も何回も要望していますし、村ももちろん一体になってやっているんですけども、見通しというか、ため池、河川、堀というのは、流れている水をはかっているだけでは何ともしようがないので、やっぱり濁した中でものをはかるとかしない限りは本来のものは出てこない。だから、そういう点では、どのような提案をしながら加害者にやっていただく、責任をとってもらおうということになっていくんでしょうかね。どういう考えを持っていらっしゃいますか。

除染推進課長（中川喜昭君） このような事故等については、私どもも始めてでありますし、国も実際に初めてということがあるのかなというふうに一番感じております。そういう意味では、環境省がこういう除染ということをする自体がやはり初めてで、多分土壌の廃棄物処理から私は除染の担当になったのかなという、流れを見ますと思っておりますが、そういうふうに全然処理の仕方、対応策がない中で始まってきたというのがやはり一番大きな問題なのかなというふうに思っております。そういう中で、何がよくて何が悪くてというのは、3年6カ月過ぎますから、ある程度の方策は出すべきだと思うんですが、少し後手後手の感はあるのかなというふうに思っております。ただ、今お話しいただいたように、国有林の実証も効果的には10%程度とか、20%程度とか、あとは落ち葉層を剥がしたところの流出防止策はどういうものができるのかとか、それで10%下がったとかという実証の結果が出ております。あと、24年、25年にやった部分についても、林野庁のほうでは継続モニタリングをしておりますので、途中でもいいですので、その状況についてはデータを今後求めながら、また議会の皆様方に公表していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員（佐藤八郎君） 深谷もそうですけれども、堤にしろ、排水路にしろ、注水路にしろ、いづれにしろ、水路関係、管理はもう全く不十分なんですよね。草刈りしているだけの状況の中での3年半、さらに今後もそれが続くという流れの中で、水路がきちんと水路の役割を果たさなくなれば、流れたものが今度は除染をした農地に流れ込む、もちろん。流れ込

んで乾けばまたそれが空気の中に広がっていく。そして放射線量が散らばっていくというふうに、もう決まった中での流れになろうかと思うんです。そういう意味では、遅いかもしれませんが、現実には飯館のどこの部分にすごい放射性物質というか、高いホットスポットがあって、どこの部分はそんなんでないかというそういうきちとした放射性物質のあるないの分布図をきちんとつくっていかないと、自分たちで、予算要求するなりなんなりはそれはいいですけども、そういうものをきちっと自分たちで持たないと、なかなか。今後、最終的には土壌検査まできちとしない、村民は納得しないと思います。だから、例えば客土をして、客土といいますか土盛りといいますかしながらしても、それを耕し、中でまた下にあるものが上に出てくるだけの話では何とも方法がないんじゃないかと思うんですけども、そういう点ではどういうふうに進むべきというふうを考えていらっしゃるんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今後の部分としましては、今おたただしいただいたような部分が大切かなというように思っております。何しろ分布図といいますか、まずは面的な除染をやった後、やっぱり除染後のモニタリングはもちろんでありますが、継続のモニタリングが必要なかなというふうに思っております。その一つの手法としては、今ふくしま再生の会にモニタリングのほう、お世話になっています。今GPSつきので開発しながらお願いしておりますが、25年度の成果品の中でも道路上ではかった部分のマップ図的なもので出しているということもありますし、あと現在もタブレットで流しているという状況があります。そのエリアを農地まで広げて一つの分布図ができるのかなというふうに思っております。やはり除染終わった後の状況というのもの、やはりデータとしてはやっぱり活用していかなくちゃならないと思いますので、それらが今後検討すべきものと思っております。あと、除染後の客土材を入れた部分であります、やはりこれも土壌調査が必要かなというように思っておりますが、今のところ農水省のほうの試験の中では、いわゆる5センチまでが大体8割、9割あったということがあって、5センチ程度の剥ぎ取りというのが飯館村でも手法として取り入れさせてもらっているという部分もあります。ですので、あと残る、深耕もしている田んぼもないというわけではないと思いますが、粘土質という一つの特質の中での話をさせてもらっていますけれども、やはりあとは5センチを削って5センチをまぜ込むということで今度希釈という部分の減少が出るのかなというような期待をしております。ただ、それがどの程度になるかというの、やはり今後調査をしなくちゃならないというふうに思っておりますので、やはり土壌調査なり、あとはデータの取りまとめが今後の課題になるのかなというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 食品の放射能の検査結果をもらって、これ見てもわかるとおり、緑豊かな山菜や山の宝庫のある飯館村にとっては、どうしようもない被害をこうむって、結果最下位の所得であっても、山の幸を豊かに利用し、自分らの知恵と工夫で先祖代々生きてきたのが飯館村でありますので、その部分、先ほど言いました河川、ため池、堀、山の問題含めて、きちとした基準なり、見通しなり、現況を正しくつかまないと、放射線がある村にみんな仕事して暮らすなんていうことになる可能性が出てきますので、その辺はきちんと、私どもはもちろんですけれども、一緒になって要望を上げながら、正しく完全除染

をさせていくという流れをつくるというのが大事なかなと思うんですけども、村長の考えをお聞きします。

村長（菅野典雄君） 常々復興の1丁目1番地は除染とこういうことでありますので、これからもまだまだ始まったばかりでございますので、これからの除染、できるだけ低線量にするようにしっかりと担当の環境省のほうに言っていきたいと思っておりますし、できるだけ目配りもしていきたいというふうに思っております。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 皆さん、やらないのか。ずっと私やっていたらいいんだね。

健康診査について、既存の健診に白血球分画などの検査項目を追加して、26年以降は甲状腺検査は20歳まで2年に1回、それ以降は5年ごとに検査というふうに県が回答しているんですけども、これについて村は既存の健診に加えて白血球分画などやれるものなのかなどなのか。やっぱり、何といたってこれ予防と早期発見と早期治療しかないんですよ、こういう被害を受けた、被ばくをした人間の体にとっては。そういう点ではどのような25年度の取り組み、さらにそこにある課題の今後の取り組みを伺っておきたいと思っております。

健康福祉課長（高橋正文君） 健康診査のことのご質問でございますが、まず25年度につきましては、村の健診に加えまして特定健康診査を、県のほうの、あわせて実施しております。人数につきましては、今震災後さまざまな健診内容が変わりまして、あと対象なんかも変わってまして、純粹に過去のデータと比較するものは特定健康診査になるわけですが、まず受診者につきましては25年度のが962人で56.1%の受診率になっております。率を申し上げますと、災害前の平成22年度につきましては917名の受診で50.2%ということで、これを見ますと、災害後、直後の23年度は若干受診率が下がってまして45.1となりましたが、24年度につきましては53と、25年度は56.1と、徐々にではありますを受診率は上がってきている状態でございます。

あと、今ほどありました将来の検査体制でございますが、まず甲状腺検査等は県のほうで隔年実施、その後は5年ごとに実施ということでございますが、できるだけその隔年の穴を村単独でも実施をして、村民の健康を長期的に把握して、できる限りの除染または支援をしてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） よく健康診査で、当初は尿検査、血液検査、毛髪検査、いろんなことを言う人たちがいたんですけども、最近余りそういう意味では血液、尿検査ぐらいは言う方がおられるのかと思っておりますけれども、なかなかマンネリ化したといえますか、ただ私も思うのは、歴史的に見て、チェルノブイリにしろ、広島にしろ、長崎にしろ、やっぱり3年、5年、10年というこういうスパンする中で体に影響があらわれるというふうに思われる部分があるので、やっぱり3年半過ぎていろいろ落ち着いた中で、もっと違った検査ができないのか、今の世界的なレベルの中ではどういう検査が一番自分の体をきちんと状況をつかむことができるのか、そういう部分も含め、最先端の健診といえますか、検査といえますか、そういうことをチェックして村民の健康不安に応えるべきだというふうに思うんですけども、そういう点ではどのように関係者の中の協議では話されているでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 今ほどありました最先端の検査体制というのを、これは市町村レベルではちょっと今のところ把握してございませぬけれども、まず甲状腺検査の結果につきましては、これは23年の分析結果になりますが、福島県における甲状腺検査でいわゆるB判定発現率というのが0.7%でございます。国のほうで行いました3県調査というのがございまして、長崎、山梨、青森で小中学生を対象に甲状腺検査を行っております。これのB判定の発現率が1.0%で、福島県とこの3県調査が余り変わらないデータが出ているということもありまして、国の所見としては、今のところ放射線による影響は確認できていないという所見でございます。ただ、低線量被ばく等の影響ははっきり申し上げまして今のところよくわからないという状況でございますので、委員ご指摘のように、村といたしましても長期的に検査体制を整えて、村民の健康を見守っていく必要があると考えております。

委員（佐藤八郎君） この県で言う健診に白血球のものをに入れてというのは、具体的にこのことをやってどういうことがわかるというか、どういうふうな流れとして早期発見なり、予防の、成果となっていくのか。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。再開は15時05分といたします。

（午後 2時34分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をいたします。

（午後 3時04分）

健康福祉課長（高橋正文君） 先ほどの特定健康診査の白血球分画についてのご質問でございますが、今ちょっと県のほうに確認いたしました。白血球分画という検査細目があってやっているということで、白血球分画は、好中球、リンパ球、あと単球、好酸球、好塩基球とこういろいろな種類がございまして、これの減少したかとか増加したかというのを一応健診で検査しているということでございます。

今までの結果については、この減少の割合に年齢によった偏りとか、あと男性・女性によった偏りなどは見られないと。影響は確認できていないと。ただ、この白血球の増減というのは、我々暮らしている低線量域ではほぼ影響ないと考えられまして、炉の近くで作業をしている方とか、高線量を浴びる可能性がある方もいらっしゃいますので、そのために県のほうでは検査項目に加えているというような内容であると考えております。

委員（佐藤八郎君） 原発労働者というか、直接今も浴びるような状況にある方が受けているという中身なようなので、一般的にはそういう部分まで追加してやる必要はないかなというふうに今聞きましたけれども、これ3年半、4年、5年となったときに、村はホールボディカウンタの関係で村は独自でもやっていますから毎年受けるような形に、希望者はなるんだと思いますけれども、この56.1%というのは高いのかどうかわかりませぬけれども、前よりは高いというお話でしたけれども、この受診率が上がらないのは、もっと積極的に受けてもいいんじゃないかと思うんですけれども、なぜこういう状況になっているのか、周知やら受ける機会というのはあるんですよね、近くの病院で受けられるわけですから。

十分周知もされてきているという中で、何か要因はあるのでしょうか、受診率が上がらないという。

健康福祉課長（高橋正文君） 受診率のことではありますが、先ほど申し上げました56.1というのは国保の加入者の特定健康診査の受診率でございます。これは23年度を底に24、25と緩やかにふえているということでございます。今委員のほうからありました何でもっと上がらないのかということですが、1つにはこちらに避難いたしまして、大分飯館にいたるときは医療の環境がよくなっていると。それぞれ皆さん村民の方医者にはかかっているようでございます。医療費は伸びております。そういうこともありまして、私は医者にかかっているから健診はいいんだというような方もおりますし、そのようなことでなかなか村の集団健診は伸びていかないというのもございます。

また、受診率の向上対策といたしましては、今年度につきましては、26年度でございますが、26年度の健診については、震災から3年間未受診の方に文書を出す。また、電話等で受診の勧奨をしていると。あと訪問時にも受診するような勧奨のお願いもしております。また、今後も、あらゆる機会に受診をお願いするような対応をとってまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 確認ですけれども、一般病院に通院したり入院したりした中で、健診同等のといえますか、そういうことで健診なるものを受けた場合は、村には受けているという連絡なりそういうものは入ってくるんですよね。それはカウントされるんですよね、この。されないの。

健康福祉課長（高橋正文君） ただいまの病院で受けた方は、施設健診というのが今年ですと9月いっぱいまで病院で県内では受けられます。あと、県外においては、来年の2月いっぱいまで指定の病院で受けることができます。ただ、村にデータが来るのは、村に施設健診でやりますよと申し込みをした方のデータは参りますけれども、独自に病院にかかっているいろいろな検査をやっているデータは村には報告はございません。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、そういうデータが合わさると、もっと受診はしている可能性と、通院していることでいろいろな検査を受けているという状況にはあるというふうに思っているのかな。

健康福祉課長（高橋正文君） 何人が病院のほうで検査やっているというデータは把握してございませんが、あくまで推計でございますが、病院で検査を受けている方は相当数いらっしゃるかと考えております。

委員（佐藤八郎君） 先ほど林野庁の関係の実証事業についてお聞きしましたけれども、やるやらないの議論もありますけれども、流出の防止対策というのは具体的にはどんなことを実証試験でやって、その流出防止対策でどれだけ防げたというか、成果が上がったものなんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 林野庁のほうで国有林地内での森林除染実証という事業で24年、25年度と八木沢と佐須のほうでやっておりますが、流出防止策ということでは、まずは一つは木柵です。落ち葉等を取ったあとに流出しないように、木の板でいわゆるくいを打って木で防ぐというやり方と、あと25年度においてはチップ材等の吹きつけでやったという

ことでございます。吹きつけにつきましても、一つにはチップ材の吹きつけということで、肥料等を混合したもので金網、ラスを張ったところに高圧で吹きつけをするものとか、あとは植生、種子だけで吹きつけをしたものと、あとは土での吹きつけということでやってございます。一応林縁部から20メートルというのが除染範囲なものですから、20メートルをやったところで一応やりまして、そこに20メートルの吹きつけ、あとは10メートル、5メートルというふうに奥行きを3段階に分けて3種類をやった中では、やはりチップ材を吹きつけしたもの、肥料等やったものでは大体20%の低減も含めて流出も防げるという形になっております。ただ、客土のほうは、低減、吹きつけもしますから遮蔽という部分もあわせての実験量であります、10%以下という形でございます。

それで、流出の部分については、それなりにあったということでの回答はいただいておりますが……、済みません。それで、やはり植生とかしている植生土のうなどについては、割と肥料をまぜたものとかまぜていないものでは、植生の状況によって流出が見られないというような結果も出ております。

あと、木柵、そちらについては、24年度の実績だったものですから、ちょっと今資料持ってきていないということで、あと改めて報告させていただきたいと思っております。以上であります。

委員(佐藤八郎君) そのチップ吹きつけが3種類あって、メートルも違った形でやられて20%というのがあって、それはその場所に行って今もはかつてそのぐらいに落ち着いているんでしょうか。私が行ってのはかるものと工事というか実証事業をやった方々がはかる場所は違うんだと思いますので、現状としてはどうなんでしょう。

除染推進課長(中川喜昭君) 先ほどもチップ吹きつけの部分については、場所的には八木沢の冬住の石黒さん宅の前の西斜面を使ってやっているとございます。一応計測する部分の地点をきちんと最初に決めて、あとそこを除染をして、あとそれらの工法でやったということで、データの的には大体1.96から高いところで2.22が、低いところで1.58から2.03ということで、チップ吹きつけの5センチ厚さの部分については20%ぐらいありますが、大体1.5から2.0の空間の結果という、そのエリアの部分にはなっております。

あと、もう一カ所、昔の県道で佐藤正一さんのところの今は村の管理をしている道路がありますが、あそこの正一さんから西のほうに来たところの斜面、ここはまずやはり遮蔽ということで被覆でやって、現地材をつかった部分です。そこで間伐をして、バークを込んだままの被覆、あとバークを取った状態の散布で遮蔽を削っているというのがありますが、そこら辺については1.0から0.9くらいの線量という除染後の結果になっております。それで、多分サーベイメータで同じ機種ではかっていると思っておりますので、誰が行っても同じかなというふうに思っておりますが、この辺についても25年度の部分の継続がどの程度になっているかわかりませんが、データの的にはこちらでも調査をしたいと思っております。以上であります。

委員(飯樋善二郎君) 引き続き何点か質問させていただきます。

説明資料の37ページですか、農政、6款1項3目、振興費、これ3点についてお伺いいたしますけれども、まずは草刈機の導入支援事業、7集落、モア8台ということですが、

どの部落だったのかお知らせをいただければ。まず1点。

復興対策課長（愛澤伸一君） 37ページ、草刈機械導入支援事業の支援団体でございますが、関沢に1台、小宮に1台、八木沢・芦原に1台、宮内に1台、比曾に1台、前田・八和木に1台、長泥に2台、合計8台でございます。

委員（飯樋善二郎君） まず、この事業、昨年やったわけですが、一昨年もずっとこうやっていますけれども、非常にこの事業で草刈り等の進捗が見られ、成果についてはよかったのかなというふうに思うんですが、この取り組みが今後も続けられるのかどうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 本事業につきましては、震災後の特別対策ということで、各行政区2台までということで補助金の上乗せ、通常ですと協議会50%、地区50%で導入していただいたところ、地区分の50%のところは村の補助金35%を見ますよということで、補助金の上乗せをして導入していただいているところでございまして、各行政区2台導入までは継続させていただきたいと思っておりますが、その後については従来の体制に今のところは戻るのかなと思っております。

委員（飯樋善二郎君） もちろん集落2台という取り決めがあるということで、まだ導入していない地域には導入をしても大丈夫ということですね。

次の質問ですけれども、園芸産地復興支援対策事業、19番の負担金補助及び交付金、これ上下ありますけれども、まずは上の福島市が3件、南相馬市が1件、二枚橋が1件となっておりますけれども、この成果については村はどの辺まで介入しているのか、していないのか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 園芸産地の補助事業でございます。こちらは県単事業ということで、県の方針で園芸産地を築いていくという事業に村のほうで手を挙げて実施しているところでございまして、福島市のほうでは3名の方いらっしゃいますが、いずれも花卉でございます。それから原町の1人も花卉ということで、こちらはハウスも含めて支援をしております。それから、村内の1件は二枚橋のイチゴ農家でございまして、こちら野菜といえますか園芸農家ということでございまして、それぞれいわゆる営農再開に向けて出荷を既にいただいているということで、営農意欲の継続、あるいは営農再開に向けての弾みになるものということで、大変村としては歓迎しているところでございます。

委員（飯樋善二郎君） まず、これ、この事業、約束事があったような気がするんですけども、やる気のある村民を支援すると、大変いい事業なんですけど、8年をめどにこの事業に取り組むというような気がしているんですけども、それで間違いないですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 復興交付金事業で建設しました農業の資材につきましては、あくまで村の財産ということでございまして、これを農業者の方に無償で貸し付けるという仕組みでございます。ただ、今回のこの園芸産地の復興支援事業は県単の別の補助事業でございますので、こちらは農家の方への支援ということでございまして、8年という枠は適用になってございません。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、継続してやる意欲のある方はずっとできるということですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） それはそのとおりでございます。

委員（飯樋善二郎君） 経営内容については、先ほどもちょっとお尋ねをしましたけれども、村としてはどの程度かかわっているのか、かかわっていないのか。再度お伺いいたします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 営農再開の段階で村としては支援をさせていただいておりますけれども、各農家さんの経営内容につきましては、村としては直接はかかわってございません。

委員（飯樋善二郎君） その下も同じような取り組みなんですけど、これも上と同じ人がこの事業に取り組んでいるということではないんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） こちらは上記の園芸産地復興支援対策事業とはまた別の事業でございます。対象者も別でございます。対象者でございますが、園芸農家の方が7件、畜産農家の方が2件ということで、合計9名の方にご支援をさせていただいております。こちらは比較的ほかの補助金よりも使いやすい補助金といえますか、難しい計画書を出せとかそういうことじゃなくて、一時就農する初年度の立ち上げに要する費用を定額で補助しますよということで、園芸農家は100万円以内、畜産農家は150万円以内ということで、非常に簡便な手続きで利用できる補助金ということで、村のほうでも初めて営農を始めますという方にはこちらのほうをお勧めしてきたところでございます。こちらは県のほうのクウェート救援金の基金ということで、県のほうに寄せられた義援金を財源として組まれている事業でございます。村としても有効に活用させていただいているところでございます。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、別な方ということですから、上の3件と下の園芸農家7件ということで、合計10件になりますよね。それから畜産農家が2件ということですが、これも私の知っている範囲ではもっと多いような気がするのですが、そのほかの方はこの事業には応募しなかったということなんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今手元に24年度と25年度の避難先での営農再開支援事業を利用された方の資料ございますので、そちらのほうで答弁させていただきますが、まず24年度中に村外で営農再開された方、花が7件、野菜が11件、牛が6件でございます。25年度につきまして、花が1件、野菜が5件、牛が2件と。それと、先ほど申し上げましたが、村内でイチゴの生産ということで、野菜農家が1件でございます。2カ年合わせまして、合計で現在営農再開されている方、花農家が8件、野菜農家が17件、牛の農家が8件ということで、計33件の方が営農再開をされておられます。

また、プラス、こちらはいわゆる販売までいっている方ということで把握してございますが、そのほかにも家庭菜園等で自分たちで食べる野菜をつくっていますよという方も50人程度おられるというふうに把握してございまして、およそ80人程度は村外で避難先でも何らかの農業に携わっておられるというふうに捉えているところでございます。

委員（飯樋善二郎君） 非常に多くの方が意欲を持って取り組んでいるということなんで、ぜひこの取り組みはできるだけ支援をして、将来の復興につながればとこんなふうに思っていますので、よろしくお伺いいたします。

あと、もう一つ、6款1項4目で先ほどの畜産農家の支援ということで、こちらには8件ということですから、今説明のあった件数と含めてこういう支援をしているということ

でいいですね。そうしますと、両方でこの資料からしますと支援をされているようすけれども、それでいいわけですね。

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほど申し上げましたこの避難農業者一時就農等支援事業というのは、お一人1回だけの事業ということでございます。39ページにございます畜産農家支援事業というのは、こちらは村単の事業でございまして、こちらは継続して支援をしてございますので、畜産農家の方についてはかぶっているということでございます。

委員（飯樋善二郎君） 次の質問をさせていただきます。

6款、その下の1項7目福島地域農業再生協議会補助金ということで、給与、これは前から村でお手伝いをいただいていた藤井さんの給与というように判断していいんですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのとおりでございます。

委員（飯樋善二郎君） 次に、除染の質問をさせていただきます。

48ページ、4款1項5目、除染対策費、説明では557名分の除染現地説明会の立ち会い謝礼ということでなされているようすけれども、これ繰越明許なんですよ。繰越明許でこれだけの366万6,320円ということですが、これで全員の村内の除染の立ち会いの方の謝礼が終わったのかどうか確認させていただきます。

除染推進課長（中川喜昭君） この現地立ち会いの謝礼分につきましては、平成24年からの国委託事業を受けた際の中の一つのメニューとして村が担ったということでございます。それで、24年、25年度繰越事業の中で、国委託事業が25年11月まで村が委託を受けていたものですから、その時点までの支払いが557件ということでございます。それで、まだまだこの時点でも、まだ支払いもできていない方もおりましたので、それは今度国のほうが直接地権者の方、所有者の方に連絡をして、口座等をいただきながらお支払いをしているという事業であります。あくまでも国委託事業で受け取ったメニューのその期間まで間の事業ということでございます。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、この予算、かなり3,600万円ほどあるわけですが、この決算書ですと10分の1程度なんすけれども、今後続けて残りの分を国がお支払いしていくということなんですか。ちょっとこの予算と決算のことがわからないことがあるんですけれども。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどお話ししましたように、現地説明立会謝金ということで3,000万円ほど24年度で当初とりました。それで、これは国委託の部分としてやる際に実は村民の方が飯館に1回行った、現地立ち会いのみでなくてそのほかにも行ったときの手当もとれないかということで国と委託事業を取り入れるときにいろいろ交渉した中で3,000万円ほどとらせていただいたということで、その後の結果として国からは1回だけですという形になったもので、この残額になっておるんですが、ただ繰り越しの部分は24年度の事業を繰り越した場合は25年度での補正がきかないという決まりがありますのでこの状況になったということでございます。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） そうしますと、25年11月までですから終わったわけですよ。ですから、今後はまた新たな取り組みもあるという認識でいいんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどの質問で答弁を忘れてしまいましたが、今現在は国が直

接現地立ち会いの謝金を支払っているという状況でございます。

委員（飯樋善二郎君） 次に移らせていただきますが、49ページ、4款1項5目でふくしま再生の会のガンマカメラの測定業務、189戸を発注して28軒分という決算ですが、この内容については今後この残りの発注分も継続してやっていくという認識でいいんですね。

除染推進課長（中川喜昭君） ガンマカメラにつきましては、昨年、二枚橋・須萱を中心にガンマカメラをしたいということで、11月に契約をして、これは県のほうの補助金をもらうのに時間がかかってしまったということで、発注がおくれてしまったということでありましたが、11月に契約をしまして、その以降、契約業者にやっていただいたということでありまして。そのとき二枚橋・須萱、あとは臼石ですか、その部分が大体189戸くらいあるということでその件数で発注したところでありましたが、実際に測定が12月になってしまったということで、あとその時期ちょうど雪が降ったりしまして、件数が28戸になってしまったと。実は、委託業者とは3月ころまでまた雪解けしたら始めるかということで、3月補正の調整時期にはそのまま残しながらやってきましたが、2月の大雪の中でどうしてもできなかったという状況での実績ということでございます。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 1戸の中に4台で4名の従事者がこの作業に当たるということで、28件で決算額が2,800万円となっていますけれども、これから残りの189戸発注したとなっていますが、どんどん除染が終了していくわけですよ。そうした場合、その取り組みとしてはどんな方法でやっていく考えなのか、まず伺っておきます。

除染推進課長（中川喜昭君） 昨年残った分についても調査はする、あと今後除染終わった後の調査をするということで、26年においても890戸ほどの今発注をしておりまして、昨年度の残った分も実施しているという状況でございます。それで、一応財源的には県の補助金等を活用して25、26、27の3カ年で申請をしているという状況でございます。

委員（飯樋善二郎君） 最後の質問をさせていただきます。

5款1項2目で緊急雇用創出事業、村内放射線量の測定ということで……、違いました。間違いました。委託料のほうです。農産物の放射線の測定をいいたて村までい企業が請け負ってやっている、662件でしたという説明資料もいただきましたけれども、この事業は継続してずっとやっていく予定なのかどうか。

除染推進課長（中川喜昭君） この事業については、23年から実施しております。ですから、23、24、25ですから、今年で4年目の事業になっております。当初、やはり飯館村内にある食物のやはり線量が心配だということで緊急的に始めた事業でありまして、それ以降もやはり自分のあるところの、まず井戸水とか引き水、その状況が安全なのかということでかなり件数もありましたし、あとは畑にあるものが果たして食えるものかどうか、山菜がどういう状況になっているのかということで、23、24とはかなり多かったところあります。それで、今現在は25年の途中から除染係のほうで村が持ち込んだものを調べるだけではなくて、そういう村内にある草とか木の葉とか、あといろんな実とかを調べて、やはり動向を見てはどうかということで、25年からもそのような形の取り組みをしてきています。26年もそのような形をしながらやっておりますが、やはり動向的なものの調査も今後必要なのかということも考えておりますので、緊急雇用という一つ事業の枠の補助でや

っておりますが、またそういうような事業を活用しながらやっていきたいというふうには考えております。以上であります。

委員（飯樋善二郎君） 25年の途中だということですが、今後復興に向けて非常にこの取り組みは大事な取り組みになっていくと思うんですね。村民が帰村を目指す人にとっては、これを繰り返し繰り返し実施していくことで当然安心も得られるし、今後の生活の目標にもなるわけですから、例えば一番心配されている今水の問題、ここ水は問題だよとはいうものの、それぞれ井戸水等で心配をしているわけですね。ですから、ここをしっかりとこの事業なりほかの取り組みで安心だということを立証していかないと、かなり今不安に感じている村民がいるわけですから、簡単にもう大丈夫だよという話にはならないと思うんですが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 委員おっしゃるとおり、やっぱり村民の方々が安全だといってもやっぱり安心さが必要だというのは、これまで村民の方々の声がありますので、やはりこういう事業をしながら安心さを感じてもらえればというように思っております。

今、飲み水についても、昨年度、25年度については100件くらいの井戸水、湧き水、あとは引き水、調査の依頼を受けておりますので、今後もこの辺については、やっぱり年1回ではなくて、村民の方も2カ月に1回とか3カ月に1回というふうに依頼も受けておりますので、今後もこの辺についてはきちんとして対応してまいりたいと思います。

委員（飯樋善二郎君） いろんなものを継続して調査をして村民に知らせると、こういうことが村民の安心・安全につながるわけですがけれども、今後の目標としてまでい企業にお任せだけなのか、それとも村としても何らかの取り組みを考えているのかどうか。

村長（菅野典雄君） 帰村したときにどういうものをどうするかというのが今回の復興計画第5版であります。その中の大きな一つにいわゆる内部被ばくに対するしっかりとした検査体制、食べ物を検査するというのがあるのではないかなという気がします。今まだ詳しくは話をしておりませんが、大体各集会所に簡単に検査できるようなものがあたらいいんではないかという話もありますが、意外と自分でやるというのがいいという人もいるし、そうではなくてやってもらいたいという人もいるのかもしれない。そう考えますと、まだ不特定でありますけれども、そういう形がいいのか、あるいは何とか公民館であったり、あるいは深谷の復興エリアあたりに置いておいて、もっと簡単に持ってきていただいて検査ができるような体制のほうが、あるいはちょっと足を運んだときにそれができるような体制がいいのか、それによってまでい企業組合になるのか、各自それぞれの各行政区になるのか、その辺は皆さんの声を聞いたり、あるいはやってみながら皆さん方のやっぱりいいような形に変えていくという柔軟性も必要なんではないかと。そのためにもやっぱり機械の問題と絡ませてこれからの検討課題にさせていただきたいというふうに思っております。

委員（飯樋善二郎君） 今の答弁ですと、本当にそのことが実現すれば村民もいろんな形で安心を得られるということですので、ぜひ今話されたようなことを実現させていただければと思います。

委員長（北原 経君） 以上で本日の委員会は終了します。

なお、明日は午前9時からこの場において再開しますので、定刻まで出席くださるようお願いいたします。本日の質疑はこれで終了します。散会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時47分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月11日

決算審査特別委員会委員長

北原 経

( )

( )

平成26年9月12日

○  
平成25年度飯館村決算審査特別委員会記録（第3号）  
○

平成26年9月12日、飯舘村役場飯野出張所議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	北原 経 君		
副委員長	菅野 新一 君		
委員	高野 孝一 君	渡邊 計 君	松下 義喜 君
	佐藤 八郎 君	飯樋 善二郎 君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村 長	菅野 典雄	副 村 長	門馬 伸市
総務課長	中井田 榮	住民課長	藤井 一彦
復興対策課長	愛澤 伸一	除染推進課長	中川 喜昭
生活支援対策課長	細川 亨	会計管理者	但野 正行
健康福祉課長	高橋 正文	教 育 長	八巻 義徳
教 育 課 長	村山 宏行	代表監査委員	佐藤 榮一
農業委員会長	菅野 宗男	農業委員会事務局長	但野 正行
選挙管理委員会書記長	中井田 榮		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 齋藤 修一 書記 菅野 久子

## 飯館村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（北原 経君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を再開します。

（午前9時00分）

委員長（北原 経君） 質疑の際は、挙手の上、発言の許可を受けてから、それぞれページと項目を示し、できるだけ簡明にお願いいたします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

それでは、議案第41号から議案第46号まで6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。

委員（菅野新一君） 昨日の委員の方と重複する場所もあるかと思いますが、それは確認と申してお願いたします。

決算説明資料No.6の13ページ、防犯対策事業、2款1項10目、これの主な内訳をお願いします。

住民課長（藤井一彦君） 2款1項10目の防犯対策事業でございます。この事業は、防犯活動及び防犯灯の維持管理が主な内容でございます。それから、公用車1台持っておりまして、その維持管理及び車検ということになります。昨年は、防犯灯の修繕が93基で、修繕料のところですけども、99万5,317円かかっております。そのほかの7万5,863円についてはウイングロードの車検代ということになっております。それから、19節のほうに参りまして、南相馬地区の防犯協会の負担金というものを8万3,000円払っております。そのほかは、燃料費、それから消耗品、それから役務費、手数料、それから27節の公課費、これは全部車検にかかわる費用でございます。以上です。

委員（菅野新一君） これは防犯灯設置470基になっていますけれども、これはいつごろからで、今年もずっと修理が100何十基とかとある予定とか、そろそろ壊れる状況ということが多いんですか。

住民課長（藤井一彦君） 防犯灯でございますけれども、今全部で470基、25年度でございます。これは震災以降はふやしていないということでございます。ただ、見守り隊なども回っておりますし、防犯ということでございますので、球が切れたものについて修繕を行っているというものでございます。

委員（菅野新一君） 説明資料の15ページの浄化槽設置整備事業なんですけれども、これは昨年、昨々年もあれなんですけれども、もちろん今年は、これから続くとは思いますが、このあれは1個とかですか。一番下の浄化槽設備整備事業に85万円ということありますけれども。

住民課長（藤井一彦君） 去年は2基つけたということでございます。以上です。

委員（菅野新一君） 順序間違って済みません。同じ15ページの公害対策及び河川等水質検査事業という項目がありますけれども、これは大まかに、どういうところを、どういうふうにとということなんですか。

住民課長（藤井一彦君） これは本来であれば、河川は県のほうが管理ということでございまして、県内でも調査をやっておるんですけれども、村では、県がやっている箇所がございませんでしたので、河川8カ所、それから沼の4カ所について、水質汚濁の調査をやっているということでございます。これは水質汚濁法というものに基づいた検査を実施しているということであります。以上です。（「場所」の声あり）

ちょっと、場所についてはちょっとお待ちください。

委員長（北原 経君） 大丈夫ですか。

住民課長（藤井一彦君） 場所でございますけれども、新田川の支流で伊丹沢が2カ所、それから新田川の水系の飯樋川で2カ所、それから新田川の関根のところで1カ所、それから同じく新田川の二枚橋で1カ所、それから小宮の新田川で1カ所、それからやはり新田川水系のマタタ川の宮内のところで1カ所、それから新田川水系の新田川の草野のところで1カ所でございます。それから、そのほかは堂の入の堤で、深谷ですね、これが1カ所、大宮の堤、宮内でございます、1カ所、それから畜産技術センター下のため池が1カ所、それからセンター地区の第4工区の調整池が1カ所、ということになっております。以上です。

委員（菅野新一君） 今、水質汚濁常態等の把握ということになっていきます。これには放射能の線量とかを調べるという意味ではないんですか。

住民課長（藤井一彦君） これは水質汚濁法に基づいて検査をしております、その中に放射性物質の検査項目入っておりませんので、それについては実施をしております。以上です。

委員（菅野新一君） 質問変わります。

説明資料の23ページが一番下の放射線リスクコミュニケーション事業の分なんですけれども、この成果と、年にどういう、何回とかという、報酬費とかありますけれども、講師報酬とかありますけれども、どういう状況で開催していますか。

健康福祉課長（高橋正文君） リスクコミュニケーション事業の成果と開催状況ということでございますが、まず、会議のほう、これは全体会のほうを5月に1回開催してございます。それから、小さなコミュニティーのリスコミということで、これは年間で10回開催してございます。これは306名の参加をいただいております。リスコミ新聞「かわら版道しるべ」の発行を年間6回発行してございます。

効果であります、今、放射線に対する住民の評価といいますか、判断といいますか、それはほぼ個人で固まりつつございますけれども、このリスコミの事業を通してさまざまな情報を村民の皆さんに提供して、今後の避難解除等に向けても住民一人一人の皆さんが最良の判断をできるような材料を提供できているのかなという評価をいたしております。以上でございます。

委員（菅野新一君） 質問を変えます。

24ページ、4款4項1目の診療所費の総合診療の運営に要する経費のあれなんですけれども、これは秀公会の多分医療バスで行く患者さんの送迎の延べ人数をお願いします。

健康福祉課長（高橋正文君） 秀公会への患者バスの輸送人数ということでございますが、コ

ミバスのほうで行っております。先日ご説明いたしました、2台で年間7,643名の方々を乗せてございます。

ただ、今ちょっと秀公会への輸送人数に限っては、集計、まだしておりませんので、後ほど集計してご提供させていただきたいと思っております。

委員（菅野新一君） 同じページの緊急雇用創出事業、このものは疾病分類と栄養分析調査の整理及びデータベースの作成となっておりますけれども、これはどういうものですか。

健康福祉課長（高橋正文君） これは県の緊急雇用で臨時職を1名採用してございます。業務の内容でございますが、主にここに疾病分類と栄養分析調査とございますが、簡単に申し上げますと、村でやっている健康診断等のデータの整理をやっていただいております。

委員（菅野新一君） 質問を変えます。

この質問は、多分、きのうの委員の方と重複する場所があると思っておりますが、確認のためですが、37ページの園芸産地振興支援対策事業とその下の避難農業者一時就農等支援事業とありますけれども、これはきのうの、ちょっと聞いて聞き落とした部分があるかと思っておりますけれども、これはずっと23、24、25年、そして26年、27年までも続くという状況でありますか、この事業として。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの2つの事業につきましては、24年度から始まった事業でございまして、今年度も継続して行われております。（「これからは」の声あり）

失礼しました。園芸産地の復興支援対策事業につきましては、今のところ、事業期間は27年度までと、それから避難農業者一時就農等支援事業については28年度までというふうに表示されております。

委員（菅野新一君） わかりました。

質問を変えます。38ページの中ほどの被災地域農業振興総合支援事業、これは二本松となっているんですけども、これも同じく、今の間いかけと同じでこれも年度はずっと28年までもやるという事業ですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 本事業は27年度が終期というふうに聞いております。

委員（菅野新一君） 質問を変えます。

61ページの公民館管理に要する経費の欄なんですけれども、ちょっと、これ確認したい。文化団体等の報償費というのは、おおむねどのような使い方がありますか。

教育課長（村山宏行君） 報償費、文化団体の激励金ということで昨年は交付をしております。35万円を支出しております、内訳としましては、国内への文化事業へ行った際に披露された団体に2団体。具体的には、大倉の田植踊りと比叡の三匹獅子舞ですが、こちらが文化の披露の大会のほうに出席しているということで10万円ずつ。また、お母さんコーラスがアメリカカーネギーホールで歌の披露をしておりますので、こちらについて15万円ということで、計35万円でございます。

健康福祉課長（高橋正文君） 先ほどの秀公会への患者バスの輸送人員ということでございますが、患者バスは、月・金・土が病院バスということになっておりまして、この病院バスはあづま脳神経外科と荒井クリニック、これは歯医者さんでございますが、2カ所によることになっております。ですから、必ずしも秀公会にだけ運んだということではございませ

せんが、病院バスで合わせて2,177名を輸送しております。

委員（菅野新一君） 終わります。

委員長（北原 経君） そのほか。

委員（高野孝一君） 改めて、おはようございます。

きのう、収入について1件落しておりましたので、確認をしたいと思います。この厚いNo.3の37ページ、物品売払収入の中で、459万4,158円の公用バスの売払収入が収入未済額となっておりますが、この点についてお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 37ページのこの物品売払収入の公用バスでありますけれども、収入未済額のところの455万円というのが公用バスの売り払いの済みの額であります。未済の459万4,258円というのは、広域農業開発の農機具の売り払いの未収入分となっております。

委員（高野孝一君） そうすると、今の部分は理解しました。

公用バスの売払収入が455万円となっておりますけれども、この金額からすると、これはいつ購入したバスをどのぐらい使ってというような状況をお聞きしたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） いつ購入したかは確認させていただきますけれども、現在の公用バスの前のバスですね。それを売り払いをしたバスの代金となっております。今、日にかについては確認をさせていただきます。

委員（高野孝一君） 税金のことでありますから、このぐらい高い金額で売却だということになれば、まだまだ使えるんじゃないかという判断がされるわけでありませんが、この辺の状況をお伺いします。

村長（菅野典雄君） 今調べておりますので、正確なあれですが、平成、多分10年度初めに買ったのではないかなというふうに思っています。したがって、十五、六年ということに、平成今何年だ、24年だから、14年ぐらいかかっています。結構やっぱり長距離を走っておりまして、途中でいろいろなトラブルが起き始めていると、こういうことであります。もちろん、その都度、その都度、直してはいるわけでありましたが、やはり村民を大切に運ぶバスでございますので、そうしますと、何か途中でトラブルが起きた場合にはなかなか責任は持てないと、あるいは運転手さんも乗る方も不安をということではいけないのではないかと、十数年ぶりに今回同じ色合い、あるいはデザインでありますけれども、かえさせていただいた。これほどの金額に売れるとは思わなかったわけでありまして、今、学校の子供とか何かを運んでいただいている方が、世話になっているということもあって、かなり思ったよりも倍ぐらいに高く買っていただいたと、こういういきさつがあります。したがって、時間数が今出ると思いますが、かなり使っていますので、普通の民間であればいざ知らず、村民をとということになりますと、そろそろかえどきだと、こういうことで買わせていただいたということでもあります。

委員（高野孝一君） この売り払いに関してはどのような方法で売却したのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ただいまの売り払いについては入札によってやっております。4社の競争入札で売り払いをしてございます。

さらに、先ほどの購入月日でありますけれども、平成11年3月23日に購入をしております。

して、走行距離数が25年5月現在で24万キロというようなことでございます。

委員（高野孝一君） 了解しました。高く売れてよかったのかというふうに思いました。

それでは、質問変えまして、資料のNo.6、4ページ、職員の福利厚生事業についてお伺いします。原発事故以来、業務が多くなって、職員の方あるいは臨時職員の方の健康管理というものは大変重要になってきております。このような中、25年度もそうなんですけれども、年度内に長期療養とかされた方はおられるのかどうか、まずお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 長期で入院した方はおりません。いない状況でございます。

委員（高野孝一君） 健康管理については、庁内ではどのような対策をとっているのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 職員の健康管理につきましては、健康相談を実施しておりまして、さらには、25年度につきましては、心のメンタル相談というようなことで、郡山のほうの業者をお願いをしまして心の相談を実施していきまして、さらには健診、職員の健診を毎年行っております。さらには、人間ドックにつきましては、職員2年に一遍ずつ回るようにしまして、職員の人間ドックも行っております。

なお、ご承知のとおり、一般会計のほうから職員互助会のほうに200万円ほど支出をしまして、今ほどの健康相談、さらには心のメンタルの部分の相談、さらには健診を行っているというふうな状況でございます。

委員（高野孝一君） そういう中で、今回の事故に伴って、定年前に退職された方というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

委員長（北原 経君） 出ますか、今。（「ちょっと確認します」の声あり）

委員（高野孝一君） それは後で報告を求めたいと思いますが、この下のほうに200万円ということで、決算が200万円。昨年と比較してどのようになったのか、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） この200万円につきましては、先ほどの職員互助会のほうに毎年200万円を支出しておりまして、先ほどの健診、さらにはメンタルケア、それから人間ドック等に支出をしている200万円でございます。昨年と同様でございます。

委員（高野孝一君） 24年度と比較してどのようにということでお伺いしましたが。

総務課長（中井田 榮君） 毎年同じくらいの人数を健診につきましても、さらには人間ドックにつきましても2年に一遍ずつ回るような形でやっておりますので、同じ人数を健診等で支出をしているこの200万円の事業でございます。

委員（高野孝一君） 実は、24年度は150万円の予算に対して112万円の支出でありましたというようなことを踏まえて、150万円が112万円の支出、25年度は200万円が200万円というようなことがありましたので、その辺の状況を理解しておられるのかなと思って質問したわけでありましてけれども、今後ともしっかりと健康管理に留意されて業務推進していただければというふうに思っています。

その下の臨時職員の健康管理の委託料が、予算額に対して決算が大分少ないということですが、これはどのような状況になっているのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 済みません、確認をさせてください。

委員（高野孝一君） じゃあ、次に移ります。

7ページ、非常備消防に対する経費でありますけれども、震災になりまして、全村避難をして、消防団員はそれぞればらばらに避難しているわけでありまして、4年目に入る避難の状況の中で、消防団に対する村長の考え方、どのように捉えているか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 今までとは全く違う中で、それぞれ飯舘村から大体1時間以内に90%ぐらいの人が避難をしていただいているわけでありまして、消防団も多分同じ形なんだろうなというふうに思っています。そういう意味で、いざ何かあったときに集まるということになると、今までとは全く違う状況の中でということでありまして、その都度、その都度、大変な思いをしていただいているなというふうに思っています。今、いろいろ検閲などですと、今までの半分ぐらいなのかなというふうに思っています。しかし、これから村を守っていくということになりますと、やはり消防団の存在意義、あるいは村民に対する安心感というのは大変大きいものというふうに思っていますので、これからいろいろ消防団の皆さん方と相談しながら、帰村に向けて、あるいは帰村後、どういうふうに消防団をさらに考えていったらいいのか、何か対応が行政としてできるのか、そんなことも考えていかなければならないなとこのように思っているところでありまして、徐々に消防団の皆さん方とお話し合いをする項目というふうに考えているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） 私も春・秋の検閲、あるいは消防の出初式に参加してみますと、どうも若い団員の出席が少ないというふうに認められます。この避難の中にあっても火災は発生しておるわけでありまして、幸いにも大規模な山火事等々には至っておりませんが、その小さな火災の中でも消防団員の出動状況が大変少なくなっております。こうした中、やはり消防団員の確保というものが大きな課題になっているわけでありまして、その団員の報酬について、村長はどのようにお考えなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 団員の報酬については、村のほうで一存で決められるわけではございませんので、それが少ないということになれば、それはそれで村のほうでそれなりの手続を考えさせていただくということではありますが、多分、私は団員の皆さん方が報酬だけで集まらないという話では全くないのではないかとこのように思っています。したがって、その辺も含めて検討はさせていただきますが、多分、以前、いわゆる消防団の退職されたOBの方に何か有事の場合には……、というようなお話があって、そのときに保障の問題というところがあったなというふうに記憶しております。現実にそういうところもないわけではない、自治体によってないわけではありませぬので、いろいろな形で、報酬の面も含めて、いろいろな形から、これから今までとは違った中で、村の安全・安心を守っていくというところでありまして、いろいろな方面から検討をさせていただければというふうに思っているところであります。

委員（高野孝一君） 飯舘村は今、年報酬のみで災害に出動した場合は出動手当というものは支給されておられません。他の市町村にあつては、国の基準と言えないまでも、費用弁償を支給しているわけでありまして、今後、費用弁償を災害の出場についても検討すべきであるというふうに考えますが、どのようなお考えか、お聞きします。

村長（菅野典雄君） 近隣なり、あるいは県内の状況をいろいろ検討させていただいて、その上で検討の課題にさせていただきたいと思います。以上であります。

委員（高野孝一君） 次に、9款1項3目、同じページであります。消防団施設に要する経費の分ではありますが、現在のポンプ車及び積載車の配置状況について、どのように把握しておられるのか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 何年か前でしたか、それぞれ各行政区にいわゆる積載車といいますか、全部新しくさせていただいたというふうに思っております、その点ではそれなりに村として最大限させていただいたというふうに思っています。ただ、それはあくまでもポンプ車でございますから、ポンプの積載車でございますから、それで済むというものでもなく、今まで草野地区と飯樋地区に自動車のほうを多分配置をしていたということではないかと。あるいは前移してしまったかもしれません。そういうものも当然必要なだろうなということで、なかなか自前でという形にはならないので、広域である程度年数が早目に取りかえていただいと、そんなような話もしたいきさつがございます。そのほかにいろいろな備品、その都度、その都度、要望が上がってきたものは、特別なことがなければ、村のほうで、すぐとは言わなくても2年、3年の間には整備をさせていただいていると、このように思っていますが、なお、何かこういうふうに、いわゆる避難で戻ったときに、消防団が少ないとか、集まりにくいとか、そういうものに対してこういう対応があるということになれば、それは村として当然整備をしていかなければならない、このように思っていますので、もう一度、消防団などと、あるいは広域消防と相談させていただきながら、その辺の備品の点検などをさせていただいた上で考えさせていただきたいとこのように思っております。

委員（高野孝一君） やはり、なくしてはいけないものだというふうに考えていますけれども、やはり一気に購入した時期もありまして、更新するに当たってはまた多額の費用が生じるわけですから、ポンプ車あるいは小型ポンプ付積載車に対しての整備計画というようなものは策定すべきだろうというふうに思っていますが、それについてお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 今ほどの整備計画については内部で検討させていただきたいというふうに思います。

委員（高野孝一君） そのような中で、車の装備あるいは消防団員の被服等々についても改善をしていただきたいなというふうに思っています。先ほど忘れましたが、消防団の被服についてなんですが、予算額に対して決算が少ないというような内容ですけれども、団員からの要望はなかったのかどうか、お伺いします。

総務課長（中井田 榮君） 確認をさせていただきます。

委員（高野孝一君） できるだけ基準に合ったような被服にしたり、装備にしたりしてほしいと思っております。

今、広域では、今年度中に消防本部の庁舎あるいは南相馬市の防災センター、さらには南相馬消防署が新築されて、その中に高機能消防指令装置というものが導入されます。現状は、飯舘村は飯舘分署で119番をとって地図を見て確認して出動している状況が、今度は本部で119番とった段階で自動的に画面に飯舘村飯樋字前田何番地高野孝一と、こういうよ

うに出るような装置が導入されるわけでありますから、効果が期待されるわけでありますけれども、そういった中、今飯館の分署にあるサイレン自動吹鳴装置については、どのような考えで管理されるのか、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 飯館村の分署と新地の分署が一番古い建物になっているかなという気がします、小高が新しくなりましたので。そういう意味で、中の機材はそれなりに今度のいわゆる高機能消防指令に合うようにとりあえずはやっていかなければならないというふうに思いますが、いずれにいたしましても、今の建物の古さ、狭さの中ではなかなか難しいだろうなど、このように思っています。村としては、今までもいろいろ消防分署の計画はあったわけでありますが、今回、今国のほうに今回の災害の中でできないのかということと提出をしております。したがって、とりあえず、消防指令のほうの対応は臨時的にさせていただきながらも、新しいそういうシステムにしっかりと合った分署にしていかなければならないだろうと、こんなふうに思っています。今のところ、早ければ27年度あたりに着工できれば、あるいは28年度当初からになりますか、精いっぱい国のほうに今かけ合っているところでありますので、その中で何かいろいろ提案がありましたらご指導いただければと、このように思っているところであります。以上であります。

委員（高野孝一君） 分署の新築に当たって、サイレンの自動吹鳴装置も移動するというような考えなんですか。

じゃあ、もう少し補足して質問しますが、現在、村内に火災が発生した場合は、飯樋地区と草野地区は分署にあるサイレン自動吹鳴装置を使って、3回、5回、7回ということとで手動で押しております。さらには防霜対策というようなことで、村から依頼を受けて5時にサイレンを吹鳴しているこの装置でありますけれども、今回の一斉指令装置が導入されて出動の体制が変わるようになっていきます。そうした場合に、村と広域とできちんとその体制、消防団の体制のあり方も踏まえてきちんとすべきだろうというふうに思っていますけれども、職員が全部出払うというような体制になったとした場合に、サイレンを押す人がいない状況も推定されるわけでありますけれども。この辺についても、私も退職しまして、どのように協議されて……、今までは協議されていないそうです。今後ともきちんと村の防災体制、広報のあり方について検討すべきであると思っています。

総務課長（中井田 榮君） 先ほどの早期の退職者数でありますけれども、25年3月がお二人、2名です。26年3月が1人といった内容でございます。

さらに、4ページの先ほどの臨時職員の健康管理委託、予算額が127万9,000円に対して38万4,115円の決算額でありますけれども、なぜ少ないのかというようなことでありますけれども、臨時職員ほぼ全員、村の集団検診でほぼ8割の方が受けておりますので、その分、不用になった分ありますので、実績としては38万4,115円の決算額となっているといった内容でございます。

委員（高野孝一君） 了解しました。

その下、水防に関する経費、昨年も予算計上しているにもかかわらず、ゼロでありました。多分、事故以降、水防費に係る経費というのはゼロなんだろうというふうに推察しておるわけでありますが、ご承知のとおり、広島の土石流の災害であったり、きのうも北海

道でゲリラ的な豪雨がいったということ、いつ、どこで、何が起きてもわからないというような状況の中になって、水防の資材というものはどのようなものだというふうに理解しているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 多分以前は毎年、水を防ぐための土のうとかそういう資材を定期的を買っていたというふうに思っています。それで足りなかった場合については途中で、大雨等で以前も何か所かありましたが、裏山が土砂が崩れてきて水浸しになって、それを土のうでとめたということもありました。多分、今は避難しているということで支出しておりませんが、今ご質問のあったように、いつ災害があるかわかりませんので、そういう備えの資材というのはやはりきちっと備えておくべきかなと今思いましたので、計画的に予算の範囲内で資材を整えていきたいと、こんなふうに思っております。

委員（高野孝一君） やはりきちっと資材を備蓄すべきであろうというふうに考えております。次に移ります。

24ページ、内部被ばく検査ですが、24年度に4,488万円の事業費を計上して病院に設置しました。説明には1,378人が受診というふうに書かれてありますけれども、これを村はどのように捉えているのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 内部被ばく検査の受診率ということでございますが、委員おっしゃるとおり、災害直後の年はかなりの方の受診率があったわけですが、年々、年月を経過するごとに受診率が下がっていることは事実でございます。ただ、内部被ばく、甲状腺検査とも、影響があらわれるのはかなり後年度になるということも言われておりますので、できるだけ長期にわたって毎年受検できるような体制を整え、受診についても勧奨に努めてまいりたいと考えております。

委員（高野孝一君） この受診件数の報告はどのようにされているのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 受診医療機関でありますあづまのほうから村のほうへ件数は報告いただいております。

委員（高野孝一君） それは1年まとめてなのか、月ごとにとということなのか、その辺ちょっと確認します。

健康福祉課長（高橋正文君） 毎月、委託料を清算しておりますので、毎月になっています。

委員（高野孝一君） そういう中で、健康管理が大変だというようなことで、ホールボディカウンターによる健診というのは大変重要だというふうに理解しております。年々、受診率が下がっている理由は何なのかについてお尋ねいたします。

健康福祉課長（高橋正文君） 下がっている理由ということでございますが、これはあくまで推測になりますが、やはり当初は、放射線、放射能について非情に住民の方も恐怖感を持っていた。それで、自分の体にどのぐらいの内部被ばくがあるか、かなりの方が受診されていた。ただ、3年超経過いたしまして、なかなか、恐怖心も薄れたということもございまして、それから個人それぞれ自分の物差しでだんだん判断がついてきたということも要因にあるかと思えます。

委員（高野孝一君） 受診報告の中で、ふつうは、私も2回ほど受診しました。それ以前には南相馬市で検診車による受診と医大において横になって受ける検査を受けました。最初の

検査のうち、あなたが今後50年間における預託線量はセシウム134が幾ら、137が幾らですよということで、具体的な数値で示されておりました。今の検査結果を拝見しますと、今後50年あるいは子供であれば70歳までの線量というようなことで、ND、引き続き検査したほうがいいですよというふうになっていて、NDになっているとどのぐらいの内部被ばくがあるかどうかというのはわからないんですよ。そういう機器だからとは理解していますけれども、この辺に具体的な数値が報告されていないというようなことも受診率の低下につながっているのかなと、私個人的には思っております。今後も受診率の向上のために具体的な対策というのは、どのようにお考えなのでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 内部被ばく検査の受診率向上ということで、現在、先ほどもご質問にございましたが、リスコミの事業等を活用いたしまして、定期的な受診が皆さんの安全につながるということを広報紙等で広報いたしまして、受診率の向上につなげてまいりたいと考えています。

委員（高野孝一君） じゃあ、次の質問に。

38ページ、中山間直接支払推進事業でありますけれども、まずもって、いつまで事業なのか、お伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 中山間事業、現在、第3期でございまして、第3期は本年度まで、22年度から26年度までが第3期というふうになってございます。

委員（高野孝一君） 27年度以降の情勢についてお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） まだ、明確に国から示されていないところでございますが、27年度以降も全地区において第4期に移行するというところで現在進んでおるところでございます。

委員（高野孝一君） 中山間事業、農業を営むことにあつては大変有効だなというふうに思っています。最初のほうは急傾斜ということでありましたが、何年か前に、緩傾斜、緩い傾斜地の田や畑も該当しますよというようなことで、一生懸命、耕作放棄地が出ないように草刈り作業等を実施しておりました。この震災を踏まえて、40歳未満の若い方がその作業に出てこないというふうな事態が生じておりますが、この中山間事業によって、どのぐらいの、今18地区になっておりますけれども、剰余金というか、あるのか、把握しておればお伺いします。（「ちょっとお待ちください」の声あり）

復興対策課長（愛澤伸一君） 今、各地区の剰余金ということでございました。村のほうでは各地区にルールに基づいて交付してございまして、剰余金の金額については把握していないところでございます。

委員（高野孝一君） 私、会計していましたから、今年の残額は幾ら、幾らというようなことでありますが、把握していないというようなことであります。18地区ということですが、残りの2地区についてはどの行政区なんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 18地区に加入していない行政区は蕨平行政区と白石行政区でございます。

委員（高野孝一君） 加入しない主な理由というのはどのようになっているのでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 各部落の中でご相談されて、こちらの事業に取り組む、取り組

まないというものを決めていただいたものというふうに思っております。推測でございますけれども、蕨平地区は、非常に線量が高い常態だということでこちらの作業を見合わせたのではないのかなというふうにも推測してございます。それから、臼石地区については、そもそも耕地が少ないということもございますので、そういったところも影響しているのではないかなと思っております。

委員（高野孝一君） こうした中で、現在、前田・八和木行政区、本格的な除染というようなことで作業が始まっているんですけれども、そういう中で河川は除染をしておりません。そうした中、この事業を活用して、今年も除染の最中にあっても河川の草刈り作業を行いたいというような区長の考えに対して、村はだめですよというような回答をしております。そのだめな理由についてお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） さきの一般質問の中でもご質問をいただいたところで、村といたしましても、河川の草刈りについては非情に心配をしているところでございます。ご指摘のように、河川内では雑草、灌木が繁茂しておりまして、一旦、豪雨等が発生しますと災害の危険もあるということで、村ではかねてより環境省とも河川の維持管理について、何とか草刈りなり作業をさせてもらいたい。あるいは環境省のほうで除染の対応をしてもらいたいということをお願いをしているところでございますが、現在まで実施に至っていないところでございます。

前田・八和木の区長さんから村のほうに地元の河川の草刈りをしたいというご意向があることは十分承知してございます。ただ、ご承知のとおり、除染をしていない状況の中で作業に入ることが必ずしも適切でないというふうに村のほうでは考えてございまして、今のところ、村内全域での河川の作業はご遠慮いただいているというところでございます。

委員（高野孝一君） 先ほども申したように、若い人が作業に参加しなくなったというようなことでありますけれども、現在、県道であったり、国道であったり、業者委託で草刈り作業を実施しておりますけれども、国だ、国だということではなく、村が業者に委託して作業を実施し、その事業費を国に請求するというような考えはないでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 河川の作業につきましては、経費の問題ということよりも、除染をしていないエリアでの作業を行うということが問題だということで考えてございますので、何分ご理解いただきたいと思っております。

委員（高野孝一君） 今の答弁からして、そうすると20区、二枚橋・須萱のあり方についてはどのように考えておりますか。

副村長（門馬伸市君） 除染の済んでいないところは、作業ができないというのが原則にはなっておりますが、実は道路なんかでは緊急に道路の補修が必要な場所については、今も暫定的にやっている部分もあります。村としては、今後、帰村の時期というものも当然示していかななくてはならない。そのときに、農地は除染はするけれども、河川は除染をしないということになりますと、やはりその河川から水を引いて農作物を作付することも当然予想されるわけですね。ですから、河川の今草を刈った部分を処理できないので、県のほうでは多分草刈りは委託、今まで自治体に委託していた、村に委託して村のほうでやって

いたわけなんですけれども、その部分ができないと。農地が除染が終わったから、その草刈りできるかといえば、それもまだ不透明ですよ、河川のところは除染しないわけですから。少なくとも河川の草刈りと中州みたいになっているところの柳とか何かの枝切りとかいうのかな、枝とか木を切る、そのぐらいのところはやっていく方向性を出していただかないと帰村しても心配なわけですよ。ですから、原則は今そういうふうに県のほうから受けていますが、引き続き、村のほうとしてはそういう、2年先になるか、3年先になるか、わかりませんが、戻ったときに今の状況でいいのかということだと思しますので、引き続き、どういう形でできるのかわかりませんが、やっていただく方向で県のほうには強く要請をしていきたいと思えます。

委員（高野孝一君） 私の行政区は、やはり農地の荒廃というようなことを考えて、昨年度、農地・水の保全の事業とあわせて3回ほど除染しない中で草刈り作業を実施していましたが、多くの行政区もそのような活動が見られたというわけでありまして、今後しっかりと国に対して要望していただきたいというふうに思えます。

最後になりますが、16ページの見守り隊の件について何点か質問いたします。

今年度から夜間の見回りが廃止になりまして、大変不安がっておりましたが、夜間の見回りを廃止したことによってどのような状況が生じているのか、お伺いします。

住民課長（藤井一彦君） 夜間の見回りを26年度から廃止をいたしました。このことについては警察とも協議をしております、警察のほうに夜間のパトロールを強化するようにお願いをしているところでございます。以上です。

委員（高野孝一君） 今言った警察と協議しながら警備の強化というようなことでありますが、やはり住民の皆さんから、もう少し夜間の見回りをしてほしいというような要望の中では、やっぱりしっかりと警察官に応援いただいている警察官のパトロールをしていただければ、（「答弁違うんじゃないか……」の声あり）住民も安心するんじゃないかなと思っておりますが……。

質問外になりますか。（「答弁違いだ、見回りは夜間やった。答弁に言っていることがおかしいべと言っているの」「夜間やってる」「やっていないようなこと答弁して」の声あり）

住民課長（藤井一彦君） 済みません。26年の間違いでした。失礼いたしました。

委員（高野孝一君） 質問が見守り隊の状況の中で、きのうの状況を踏まえて、今後のというような部分で質問したわけでありましたが、今年度、質問したとおり、夜間の警備についてはどのような実際に対策がとられているとか、最後に質問して終わります。

住民課長（藤井一彦君） 今ほど申し上げましたとおり、警察のほうに夜間の警備について強化するようにお願いしております、20台ほどのパトカーで見守りをいただいているという状況でございます。以上です。（「終わります」の声あり）

#### ◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。再開は10時30分とします。

（午前10時09分）

#### ◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

（午前10時29分）

委員（渡邊 計君） 13ページ、2款1項9目の交通安全対策事業について、ちょっとお伺いいたします。

交通安全教育指導啓発とありますけれども、これは村内に今住んでいないということで決算額ゼロだと思うんですが、現在、学校とか老人の多いところでは、これは何も教育していらっしゃらないということでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 交通教育専門員と交通指導員につきましては休止常態ということで、おただしのお通り、ゼロ決算ということにさせていただいております。ただ、学校でありますとか、それから高齢者に対する交通指導ということにつきましては、今、警察のほうにお願いをしてやっていただいております。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 私も伊達仮設にいますもので、確かに警察とかに来ていただいて、交通安全指導とか、あるいは最近はやりのオレオレ詐欺から最近の振り込め詐欺、そういうことも寸劇などもやりまして、お年寄りたちも喜びながら聞いていると、おもしろがって興味が湧いてくるという形でやっているんですけども、これは確かに各お世話になっている自治体の警察とかがやっていますけれども、これは村側でもやっぱり少しはやるべきではないかと。交通安全だけじゃなくて、防犯、そして防火に関してもですけども、防火は消防団の団長あたりが来て一緒に回っていただいているわけですけども、村側からも交通安全教育とか指導、見てみますと、吉倉の仮設、公務員宿舎、あそこはちょっと駐車場が子供の遊び場と一緒にしているような常態で、車も入っていて大変、大分注意しないと危険な常態とかいろいろありますので、村側からも教育する必要があるのではないと思うんですが、いかがでしょうか。

住民課長（藤井一彦君） 今ご質問にありましたとお通り、その必要性はあるのかなというふうに感じているところもでございます。今後、そういったところから、交通安全の教室等の要望がございましたら、警察もしくは交通教育専門員とご相談をさせていただいて、できる範囲でやってまいりたいというふうに考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） じゃあ、次に移ります。

60ページですが、給食センター運営事業、この中の運搬車冬タイヤほか消耗品、これは消耗品がほかの課から比べますとちょっと金額大きいんですけども、消耗品の内容をご説明いただけますでしょうか。

教育課長（村山宏行君） ご指摘の件でございますけれども、追加の説明資料ということで、そちらのほうに内容をつけさせていただきました。記載で「運搬車用冬タイヤ」ということでありましたが、これは誤りでございまして訂正させていただきます。

中身につきましてはなんですけれども、どうしても給食センター、新たに飯野町で再開したのは昨年でございまして、消耗品関係、全くないところからのスタートということで多くなったものというふうに考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） じゃあ、次に、№3の大きいほうの資料で、19ページですけども、一番下に公営住宅使用料ということで、収入済額が34万8,200円、収入未済額が203万700円、

このところちょっとご説明をお願いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 震災前ということになりますけれども、村内の公営住宅にお住まいになっておられた方の住宅料でございまして、なかなか支払いのおくれている方がいらっしゃいます。203万円は、8件残ってございます。25年度についても計画的に督促を行っておりますが、残念ながら、26年度に8件分繰り越さざるを得なかったということでございます。

委員（渡邊 計君） この8件というのは全て所在わかっているということでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 所在は把握してございます。

委員（渡邊 計君） 現在、補償をもらったり、今ならば取れる、取れるという言葉を使ってはいけないんでしょうけれども、今ならお支払いしていただける可能性があるんじゃないかと思われるんですが。例えばこの人たちが帰村した場合、また、同じ前の住宅に入るとなった場合、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 以前、村の公営住宅にお住まいになっていた方につきましては、希望をとっておきまして、今後も村に帰村して公営住宅に入る意向がありますかというような調査も行っているところでございます。こういった家賃の滞納のある方についての取り扱いをどうするか、考えていかなければならないと思っておりますけれども、そういう方から希望があって、こちらのほうの過去の住宅料についても計画的に支払いいただけるというようなお約束をいただければ、公営住宅にも引き続き入っていただくことは可能かなと思っております。

委員長（北原 経君） そのほかございませんか。

委員（佐藤八郎君） 25年度における公費支出している村外、県外からのアドバイザーや各種委員の活動状況、食糧費、交通費、謝礼金などの支払い額、予算のときには200万円やら、10万円やら、5万円やら、いろいろ資料はいただいておりますけれども、実態として伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 説明資料の2-1-6、№6の11ページに大体その辺の委員の一般報償、さらには村づくりアドバイザーの謝金について整理してございます。これを見ますと、2-1-6の報償費、全体で決算額が383万4,150円というようなことで、一般報償が183万4,000円というようなことでございまして、これはほとんど第4版の委員報酬ですね。復興計画の第4版を策定しておりますけれども、その委員報酬が大体ここに入っていると。さらに、村づくりアドバイザー謝金でありますけれども、この決算額が200万円ではありますが、これはご承知のとおり、村の村づくりアドバイザーでございまして佐川先生の年間の謝金というようなことで200万円が支出されてございまして、合わせて383万4,000円の決算額となっております。

委員（佐藤八郎君） 村長が言われるように、知見のある方が村外や県外にたくさんいらっしゃるんで、そういう方々の知恵やら叡知をいただいてこの難局を乗り切るということでもいろいろお願いしているんだと思っておりますけれども。委員も東京やいろいろなあるんでしょうけれども、委員の中で遠い方はどこから来て、交通費、食糧費含めて1人当たり、例えば佐川さんの場合は200万円が年間でしょうから、委員は何回かの会議に分けて来るんでしょ

うから、一回来れば10万円とか、7万円とか、5万円とかというふうになっていくんだと思うんですけども。食糧費と交通費を合わせれば、そういう委員の方々ほどのぐらいに、誰が幾らもらっているという話じゃなくて、そういう部類じゃない中での説明を伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） 前に八郎委員のほうから委員さんの、26年度でありますけれども、全体の予算と、それから単価は大体どのくらいになっているのかというようなことで、資料をお出ししておりますけれども、これは25年度もほぼ同じ考えで支出しておりますので、26年度のいいたてまでいな復興計画推進委員会、さらには村民部会の出席者の報酬の支払い見込みというようなことで、これはA4判のものです、1枚出させていただきますけれども。これに基づいたご説明をしますと、村づくりアドバイザーは長期的なアドバイスをいただくというようなことで、県に来た場合、飯館村に一回来ていただいた場合、単価が8万円というようなことでお支払いをしております。さらに、村民の委員につきましては1回当たり3,000円、それから講師、例えば大学の教授、県内の教授であれば1回2万円、それから県外の教授であれば3万円をお支払いしております。これは全て、交通費、さらには一日の報償費まで含めての単価となっております。26年でありますけれども、前お出ししている資料では、大体19人お願いをして予算が大体495万円というようなことで、今回の場合は決算額で、先ほど申しましたように、383万4,000円の決算額となっているといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、予算のときに出した10万円とか5万円とかという委員はいないということになりますか。

総務課長（中井田 榮君） 5万円というのは、抜けましたけれども、研究機関、さらにはお医者さんをお願いした場合は単価として5万円をお支払いするように整理をしております。

委員（佐藤八郎君） そういう方々は、委員とかそういうのは入っていないということでしょうか。例えば、教育を語る会とかにも来ていましたよね、遠くから。そういう方はどこに入るんですか。

総務課長（中井田 榮君） きっとおただしの件は、リスコミとかいろいろな形をお願いしている場合の内容かと思っておりますけれども、大体、庁内的には、このような単価をもとにそれぞれの担当課のほうで支出をしているといった内容になっています。

委員（佐藤八郎君） 幾ら、リスコミとか、その他頼んで。

総務課長（中井田 榮君） 庁内的に統一しておりますので、リスコミも同じく、お医者さんの場合は1回5万円というようなことで旅費等を含めてお支払いをしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 交通費別じゃないのですか。

総務課長（中井田 榮君） 教育を語る会も同じであります、さらに今見ていただいているかと思っておりますけれども、県外講師の場合は交通費としてさらに2万円をプラスしてございます。

委員（佐藤八郎君） そういう中で、村民の委員の方は、村民であるし、近いというものもあっ

て3,000円ということなんでしょうけれども、この活動状況ですけれども、佐川さん以外は、回数、掛ける、その金額というふうに考えていいということになりますか。

総務課長（中井田 榮君） おただしのとおり、委員会、それぞれ部会の出席回数によってお支払いをしているといった内容でございます。

委員（佐藤八郎君） 佐川さんの場合は、東京での行動も一日幾らで、回数でみたいな、予算のときだか何だか、資料を見たような気がするんですけども、それも変わりありませんか。

総務課長（中井田 榮君） 佐川先生の場合は、東京の打ち合わせの内容も含めて支出をしております。ちなみに、25年度でありますけれども、合わせて27回ほど村内においでいただきながら、さらに都内でも活動をしていただいているというようなことも含めて、年間合わせて200万円の決算額となっております。

委員（佐藤八郎君） きのは出ないんでしょう。いいですけども。

村のままでの除染会議の緊急提言を受けて、村民から国へ要望書を出して、村長から出しているんですけども、この出したことでの対応策などについて回答はあったのでしょうか。内容はどういうふうになっているのでしょうか。7月22日提出ですね。

除染推進課長（中川喜昭君） 7月22日に復興局、それから環境省のほうに村長等が出向きまして緊急の提言書を提出させていただいております。

内容的には、除染に当たっての内容ということで、いわゆる空間線量、年間5ミリシーベルトを目指すようにということと、あとは早期実現ということの内容でございます。その中で、やはりままでの除染の会議でも5ミリという部分がどうなんだという議論は会議の中でも出ておりましたが、ただ、村としては5ミリ当面の目標とするということで要望書のほうに出させていただいたということであります。

結果については、やはり国としては、なかなかそこまですぐ断言して、当面5ミリ、時間当たり1マイクロシーベルトということは断言できない。まずは面的な除染をしながら幾らかでも低減させるという回答でございました。ただ、その後、昨年12月に国の除染計画の見直しの中で、飯舘村としての除染計画をつくった際に、国はそこでもやはり5ミリという部分は、欄外のほうに参考とするというふうな意味合いで出してきておったんですが、村のほうでも強く要望しながら、本文の中に目指すような形で入れさせていただいたということでございます。以上であります。

委員（佐藤八郎君） 回答書は来たんでしょうか。というのと、回答書の主なものは、今課長が言われたことのみということになるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 正式な回答書はいただいております。要望を提出する際に村の考えを村長のほうから述べていただきまして、そこで協議をしたということもございます。要望書のほうもきちんと出してほしいということではありますが、国としてはやはり明言できないものは回答できないという部分があったものですから、口頭での話、口頭といえますか、要望は受け取るという形での、その要望書に対しての回答は受けていない状況であります。

委員（佐藤八郎君） 除染会議からの緊急提言ということもありますが、この緊急提言からし

て、年間1ミリ断言できないとなっていてますと、年間5ミリは断言できるという捉え方な  
んですか、国は。

除染推進課長(中川喜昭君) 国としては断言という言葉までは使っていないで  
ますから、国は、前からもお話ししておりますように、除染の目標値はきちんと設けてい  
ないと。ただ、全村避難した基準が年間20ミリシーベルトですので、例えば20ミリ以上あ  
るところは20ミリ以下にする。20ミリ以下のところはより下げるといだけの計画であつ  
たということで、村としてはやはり除染の目標値が必要ということで、当面、年間5ミリ、  
時間当たりですと1マイクロシーベルトという数字を村では出してきたということであり  
ます。

今回の、昨年要望出した中、あるいは除染の計画の中では、断言という言葉ではなくて、  
復興計画に載っている5ミリシーベルトなりを目指すという言葉になっているところでご  
ざいます。

委員(佐藤八郎君) 年間20ミリ以下にしていくというのは、そんなことは今さら回答をもら  
わなくてもいい話ですけども。5ミリを守ればいいという除染になっていくような気は  
するんですけども、5ミリだと1.15マイクロシーベルトになるんですか。それ以下を目  
指すという除染だと国直轄以外の市町村の目標値より上になるんですけども、そういう  
姿勢で国直轄の除染というふうになれば、どうしても心配されるいろいろなことが起きて  
くる。手抜き工事にもあるというふうに私は思わざるを得ないんですけども、そうい  
う点の話し合い、この協議ではどういうふうに。

除染推進課長(中川喜昭君) 村の目標が当面5ミリシーベルト、時間当たり約1マイクロシ  
ーベルトということは、除染目標値として上げておりますが、それでいいという話ではあ  
りません。前からも話しているように、国が言う長期的な1ミリという部分もきちんとう  
たいながら、今までの住民説明会等もそのような話をしておりますので。ただ、除染、今  
数値の基準値的なものを国は出していない状況なものですから、村としてはやはり除染を  
進める中で基準値的なものを設けながら、それよりは下げてください、それよりは下げな  
くてはならないですよと言える数値ということで、年間、当面5ミリということを出してい  
ますから、そこでいいですなんていうことは今まで言ったこともありませんし、今後も、  
そのようなことは考えておりません。長期的な、国が言う、目指す年間1ミリは目指して  
いきたいと思っております。以上であります。

委員(佐藤八郎君) 村のまでの除染会議は終わったんですか、継続されているんですか。

除染推進課長(中川喜昭君) 24年度から始まりまして、25年度も活動しまして、今年度も動  
いているところでございます。

委員(佐藤八郎君) その中で、また緊急提言に基づいて、国の今課長が言うようなこと、ま  
た村民の立場に立って除染会議の中で努力してもらえということになりますか。

除染推進課長(中川喜昭君) 25年度におきましては、除染のほうは須萱・二枚橋、白石が始  
まったと。あとは年末、11月ころからでありますけれども、前田・八和木、大久保・外内、  
関根・松塚が始まったということで、25年度においては、現状を見るということで現場の  
ほうに行かせていただいて、あとは施工業者を会議のほうに呼んで、委員との協議をさせ

ていただいて、現場ではどのような、業者として、国のほうが委託しているわけでありま  
すけれども、それを今度、業者のほうがどう受けているのかというような懇談的な協議会  
を、委員会で開催しております。あとは、年末にガンマカメラの活用もしましたので、そ  
の実態なども委員に見ていただいたということでもあります。

今年度、参考にありますが、26年度についても2回ほど実施しております、26年度  
については、新たな委員になったということで、今までの除染の状況やら村が取り組んで  
きている状況、あとは課題等を1回目あたりで話をしまして、2回目では、やはりガンマ  
カメラの測定をしている状況を見ていただいております。やはり、その中でも除染後のホ  
ットスポット等の部分も心配だということも議論をいただいておりますので、今後、また  
現場のほうに行きながら、その辺についても協議をしていきたいなという考えをしている  
ところでございます。

委員（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、復興庁、県、村の共催による住民意向調査、こ  
れは23年10月、24年6月、11月という3回やられて、回答率が51%の中で、「判断がつか  
ない・わからない」の帰村意向が47.1%とふえたと。なぜ、その判断なのかでは、「放射  
線量の低下のめどが立たない」が79.1%、「賠償額の確定について不安がある」が61.4%  
でありますけれども、だんだん年数がたつにつれて、復旧のほうの除染、賠償が重視され  
てくるんじゃないかと。そういう意味では、村民のというか、住民の意向については、25  
年度内ではどういうふうにも、このアンケート以上に変更されているというふうにも分析され  
ているんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 帰村の意向のいつ、割合が、前回よりも減ってきているのはなぜかと  
いうことですか。（「いや、そういう意味でない」の声あり）そういう意味でなくて。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

（午前10時59分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

（午前11時02分）

委員（佐藤八郎君） 別なもので、研究所、企業者などのグループ施設など、復旧の整備補助  
金事業があったわけでありまして、これは村の支援によって助成を受けた業者の実  
態と成果を伺っておきたい。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

（午前11時03分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

（午前11時03分）

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの佐藤委員からおただしの件は、中小企業の事業  
でございまして、川俣町に3件出ている企業でございます。場所もいいことだったもので

すから、結構飯館でやっていたときと同じくらいの収入は上がっているのかなと、お客さんの利用もあるのかなといった状況でございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 川俣町に3件のみなのですか。川俣町には3件で、ほかもあるんでしょう。振る舞いといろいろみんなもらって大騒ぎしているから。村外だけ聞いたわけでもないからな。3件で8,700万もらったのでは大したものだ。

生活支援対策課長（細川 亨君） これは国・県のグループ補助金の件だったと思います。利用者は62社でございまして、総事業費が13億、うち9億の補助金が出ております。それぞれ機械の整備等いろいろ更新できなかったものが、今回、震災の影響で使われなくなったものが更新されたということで、大変企業の方は喜んでいるという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） この62社の業者は、どのぐらいの割合で、それぞれなんですけれども、営業されていらっしゃるのか、業種が業種ですから、頼まれたときだけ仕事やっているというものがかなりなのかなという気はしますけれども、その辺はどういうふうにつかんでいらっしゃるのか。

生活支援対策課長（細川 亨君） グループ補助金は、それぞれのグループで分かれておりまして、それぞれがソフト事業であるリスコミにも、講習会をやっているんですが、そちらのほうにも出席していただいているということで……。村での事業再開ということでグループ補助金、それから村内でできない方についてもこのグループ補助金を利用しているということでもあります。

済みません。営業は全てやっている企業について、グループ補助金が出ています。

委員（佐藤八郎君） この給付、助成をもらったことで、営業の部分でいろいろ問題になる点はないのかな。月3回やら、月10日とか、月20日とか、いろいろその業者さんによって営業日数違ったり、もちろん収益も違うんでしょうけれども、何ら問題はないということなんでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今のところ、特に規制はございません。その中でもほとんどの企業が再開して、ほとんど毎日のように作業をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 次、健康管理調査、基本調査の提出率向上のために、24年12月から県の委託事業として仮設住宅において面接調査が始められたというふうに、予算委員会か、その後の会議かで聞いたことがあるんですけども、本村の関係では、そういうことの実態はあったのか、あれば成果を伺っておきます。

健康福祉課長（高橋正文君） ただいまの県委託の仮設住宅等での面接調査というのは、申しわけございませんが、私のほうでちょっと把握してございませんでした。

委員（佐藤八郎君） 県がやっていることなので、村の中ではそういう実態はなかったというふうに捉えていいのかどうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 県民健康調査の当時の行動記録等の書き方の指導ということで、県立医科大学のほうで、仮設住宅、あとはうちの役場の職員なんかも何回か指導を受けている状況でございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、飯館のほうの仮設もやられたということなんですけれども、それで提出率向上にはなったんでしょうか。そういう指導を受けて提出したというふ

うになったというふうに。

健康福祉課長（高橋正文君） 現在、飯舘村の調査の提出率が51%程度だったと思いますが、県のそういう事業の指導の効果はあると考えております。

委員（佐藤八郎君） これは県からの委託でやったということなので、仮設住宅のみやったのかな。それを、そういうものを生かして、村としても同じようなことをやりながら、提出率向上に努めてはいけるのかどうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 今のお話の書き方の指導等については、県が直接仮設等で、それから事業所等で行っております。村といたしましても、集団健診等のときにその調査の補助はうちの職員のほうで対応しております。今後も調査、提出率の向上のために、村としても県と協力して取り組んでまいりたいと考えています。

委員（佐藤八郎君） これは基本調査なので、そのときのことなので、日にちがたてばたつほど思い出せなくもなるし、記録もなくなるしというものがあって、大切なことなんですね、後々いろいろな意味で、その当時の自分の行動記録というのは。そういう意味では、もっと、少なくとも70、80近い提出率がないと、と思うんですけども、目標値なんかはあるんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 現在のところ、確たる目標値等は定めてございませんが、行動の形態を書く折に、仮設なんかで行う場合は、同じ行政区にいて同様の行動をとったような方なんかと一緒にヒントをいただいて書いている。職場においても、うちの役場を例にとると、同じような災害対応をしていた職員の記録が残っている方のものを参考に、できるだけ作成して提出していきたいと、今後もそのような取り組みを続けていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、タブレット端末の内容充実と利用向上、これは25年度は推進員を配置しての事業をしたんですか、24年で終わったものだったんでしょうか。もし、25年も推進員を配置したとすれば、成果とそのタブレット端末の利用率について伺うものであります。

総務課長（中井田 榮君） タブレット端末につきましては、当初、2,483を配布しておりますが、その普及につきましては、ICTのタブレットの相談要員を当てまして、普及に努めたところでございます。25年度につきましては、9名の方の相談員を置きまして、それぞれ仮設住宅の管理人と一緒にあって、そこを中心に普及に努めているところでございます。その、タブレットの利用率でありますけれども、現在の利用率でありますけれども、タブレットの電源を入れながら、そして1回見ても1回と数えながらその利用率を見ますと、平均1,158件、月にしますと、電源を入れて利用している回数がございまして、利用率にしますと大体50%くらいはタブレットを何らかの形で電気をつけて見られていると。じゃあ、どんな内容を見ているのかというようなことでありますけれども、一番はインターネットの部分ですね。インターネットの部分が1番。2番目がふるさとカメラ、3番目がお知らせのコーナーでありますけれども、3番目がお知らせ、4番目が動画を見る回数が多いというふうな利用状況となっております。

ついでに、先ほどの意向調査でありますけれども、25年3月、調査時期は24年11月にや

った帰村の意向が、佐藤委員おただしの、「戻りたいと考えているが判断がつかない・わからない」というのが47.1、これがその後の調査でどうなっているかというようなことでありますけれども、先ほどご質問があったように、これは25年11月に調査して、3,024世帯に配布をして有効回答率が48.2%、1,548世帯の方に回答を得た内容で、そのときの帰村の意向は「現時点ではまだ判断がつかない」というのが36.1%。じゃあ、その中身はどうなっているのかというようなご質問でありましたけれども、「飯舘村への帰村を判断する上で必要と思う情報」というようなことで、回答率の高い順から並べてありますけれども、1番目が放射線量の低下のめど、除染成果の状況が1番。2番がどの程度の住民が戻るのかというその状況。3番目がインフラ整備で、道路とか学校、病院等の社会基盤のめど。4番目が、避難解除となる時期の目安に関する情報。5番が先ほどから出ています賠償の確定についてですね。ですから、当初は、賠償とか、除染とかというようなことでありましたけれども、賠償については5番目の、判断する情報の順番となっているといった内容でございました。

委員（佐藤八郎君） どっち質問していいかわからないけれども、じゃあ、私が書いてあるのが後のほうなので、後のほうに質問しますけれども。そうすると、「判断がつかない」が31.1%ということで、わからないという方はなくなったということになりますか、1年たつて。

総務課長（中井田 榮君） 24年度と25年度の設問が若干変わってしまっていて、その部分がないということなんです。

委員（佐藤八郎君） アンケートというのはそういうふうになるから、余り本物になっていかないんですよ。やっぱり、ある程度、追跡というか、同じような形でとっていかないと、確かに、設問の仕方でどっちにも転がるようなものがアンケートだと世の中で言われていますから、でも、役場はそういうことをやるべきじゃないというふうに私は思っているんですけれども。

そうすると、昨々年の11月は47.1だったけれども、それは「わからない」も入ってだったので、今度は「つかない」だけで31.1という、どういうふうに行政としては、「わからない」人がいなくなってというふうに見るのか。今、賠償は5番目になったという話ですけれども、今課長が言うように、設問の仕方で変わってしまうと思いますけれども、どういうふうに捉えるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） これは国と一緒にアンケートをとっている内容でもありまして、若干、アンケートの内容も、項目も変わっておりますけれども、全体を見ますと、やっぱり除染の問題、賠償の問題がありまして、それから、それぞれの家庭での事情もあってそれぞれ決めかねているといったところが見えるのかなというふうに思います。25年11月の実施の内容を見ましても、大体3分の1、3分の1、3分の1というような形で、まだどうするか決めかねているといった状況が見えるというふうに判断しております。

委員（佐藤八郎君） 現時点で、多分今後、本年度になってからというか、これからでしょうけれども、除染が、説明してあるいたときと、どれだけおくれたり、進捗状況がどうなのかという、そういう部分をお知らせ版でも何でも随時出していかなければならないから、

なかなか、座談会とか、懇談会をやらない限りは出てこないというやり方自体も変えるべきじゃないのかな、3年半もたったんだから。もっと身近なことにお知らせというものをしていかないと、いつまでも「つかめない」「わからない」人、だんだん、どういう形態を目指そうとしているかといったら、二重生活的な人が大分おられるというふうに、議員の皆さんにいろいろ聞いてもそういう捉え方があるんですけども。だから、そういう部分で、やっぱり広報のあり方ももっと早目に、3カ月に1回報告するとか、新聞は放射線量を毎日報告していますけれども、そういう工夫が必要なのではないかとこの時期に来たのではないかと思うんですけども。

副村長（門馬伸市君） 情報も大切なことだと思います。やはり、タイムリーな情報を流していかないと、村民の皆さんが判断がつかないということだと思います。もう一方では、やはり一人一人、考え方が相当違います。村としては、その情報はもとより、戻る、戻らないの判断ができる環境をいかにつくっていくかということだと思います。戻るにしても、戻らないにしても、その辺の判断ができる材料をできるだけ多く出していくことなのかなというふうに思います。情報を流したから、それで判断できるということではないと思いますし、既に3分の1、戻らないという方の中にはよそに土地を求めてうちを建てている方もおられますし、戻るというふうに決めている方は是が非でも環境をしっかりと、戻られるような環境をとということを求められておりますから、いずれにしても、村としては今の判断できる材料をつくっていくことだというふうに思っていますので、もちろん情報も大切だと思います。

委員（佐藤八郎君） まさに副村長言うとおりのので、そういうことを村でつかんだり、村で状況がわかるわけですから、それを3カ月に1回なり、何カ月、半年なり、何か懇談会や役場がみんなを集めて言わなくてはならないときばかりじゃなくて、2カ月に1回とか、そういう部分ではコーナー的につくって、情報をきちんと伝えていくというものが大事ではないかと。今、副村長が言うことを情報として提供すればいいだけだと思いますけれども。

副村長（門馬伸市君） ある程度流しているつもりなんですけど、村民の中には、お知らせ版と広報紙はある程度目は通していただけているのかな。今、タブレットなんか利用率、今総務課長のほうからありましたが、半分ぐらいしか利用していない。あるいは、重要だと思うものは別つづりで情報も流していますが、ほとんど一緒に挟み込みの用紙は読んでいただけないのが多いのかなと思っています。そういうみんなに知らせる工夫も、知恵もちょっと足りない部分もあるのかなというふうに思いますので、できるだけわかりやすく情報は流すべきだというふうには思っていますので、工夫しながら情報を流していきたいと思っています。

委員（佐藤八郎君） タブレットですけども、9名配置という9名の方の働き方といいますか、どういう流れで、どんなことをして、そのことによって利用率がどういうふうになったものか、確認したいと思います。

総務課長（中井田 榮君） このタブレットのICT支援要員でありますけれども、それから、25年度につきましては、仮設住宅、さらには自治会のほうに配置をしております。配置し

ている先は、松川第一仮設、旧松川小仮設、それから南相馬市の自治会、それから旧明治小の仮設、NTT大森の社宅、それから伊達東の仮設住宅で2名、それから相馬の仮設、それから南相馬の自治会というようなことで9名を配置をして、それぞれタブレットの使い方、さらには個別の訪問の要請があればそこを中心に訪問をしながら、タブレットの使い方を説明をしているといった内容でございます。

これまでタブレットの説明をしてきているわけでありませけれども、先ほど、利用率の中で利用の順番をお答えしましたけれども、若い方はインターネットとかそういうような形でタブレットの利用は大分便利がいいというようなことで使われているわけでありませけれども、お年寄りについてはなかなか、今回大雪もありましたから、カメラを見て、自分のうちの周りの雪がどうなっているとかそういうような形で大分利用はあったわけでありませけれども、そうは言っても、お年寄りにとってはなかなかあの機械も使い勝手が悪いこともあって、それも一気になかなか利用率が高まらない。ここ何年かたって、当初は大体30%くらいだったと思ひませけれども、最近については50%くらいの利用率になっているというようなこともあって、今後とも、このような形で避難が続く限り、このような要員を配置しながらタブレットの利用を図っていければというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） 私もほとんど見ないんですけれども、たまに見るんですけれども、各仮設なりの行事日程だけ見るんですけれども、よく。ふるさとカメラも見ませけれども。なかなか内容が出ていなかったり、いつまでも終わった時期のものが流れていたりということでありませけれども、配置されたところはきちんと内容を変えていくのかもしれないか、わかりませけれども、配置されないところは管理人がやるというふうになるのか。全体的にどういうふうになっているんでしょうかね。

総務課長（中井田 榮君） タブレットの全体の管理につきましては、総務課企画のほうでやらせていただいております。それぞれ管理人がいるところについてはそれぞれの仮設住宅、さらには自治会のホームページを立ち上げていただいて、支援要員が立ち上げをしながら、そして、それぞれの自治会の動きなんかをタブレットにリアルタイムで載せていただいて情報を発信しているわけでありませけれども、今おたがしがあったように、古いものもあるんじゃないかというようなことで、タブレットについても、わかりやすく、見やすくというようなことで、ホームページ同様進めているわけでありませけれども、今後とも、わかりやすく、見やすく、リアルタイムに出していくように努力はしたいというふうに考えております。

委員（佐藤八郎君） せっかく9名の方が配置されて、その9名の方が、集会所に来た方への使い方指導、あとは個別に呼んでいただいた方の指導という働きだけで、週何日勤務か、勤務状況わかりませけれども、どういう流れなんでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） ICT支援員につきましては、毎日勤務でやっております、先ほどタブレットの使用について、さらには個別訪問しながら勉強会をやっているというお話しましたけれども、さらに、それぞれの自治会の事務、またイベントのお手伝いなんかあわせてできる範囲でお手伝いをさせていただくようにしてござりませ、そういう意味ではそれぞれの自治会、さらには管理人とあわせて、ICT要員もそれぞれの生活支援、さ

らには避難の支援に当たらせていただいているというふうにご理解いただければというふうに思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、9カ所、2人派遣しているところもあるんだな、そうすると8カ所になるのかな。8カ所以外は管理人がその役割を担う。8カ所はこの推進員がお手伝いもできる。そういうふうの実態はなっているということですか。

総務課長（中井田 榮君） あくまでもここを中心にICTの支援をしていくというようなことをお願いして、ここだけ、松川だったら松川だけということではなくて、松川周辺にいらっしゃる県の借り上げアパートに入っている方々の支援も含めて、あわせて全体を見ていただいているわけでありまして、ここだけの形ではないというふうにご理解いただければと。

さらに、どういったことかということでありまして、大体の月の仕事の内容を見ますと、先ほど申しましたように、個別の訪問、さらには勉強会に呼ばれたときの説明、あとは、ずっと見ますと、ICT要員のそれぞれの意見交換なんかをあわせてやりながら、それぞれここをメインとして避難先での支援をしているというふうなことでございます。

委員（佐藤八郎君） 公有の土地建物の貸付調書をいただきましたので、私がお聞きしたかった期間とか実態はわかりましたので、期間内も含め、期間終わった時点で土地はそうはあれでしょうけれども、建物なんかは傷んだり、いろいろ使っているうちにもそういう修繕が必要な部分もあるんだらうと思いますけれども、その辺の条件はどんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 建物の修繕等でありまして、契約の際には、それぞれ使っている業者のところで修繕をしながら使っていただくようお願いをしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） すると、もとの常態を保つということで、それ以上に壊れたりした場合は、壊した場合は、修繕を自分でやるということで、いろいろな構造効果的なものは以前どおり持っているんでしょう。点検料とかいろいろ施設によって、消防関係だとか。大衆的なもので。

総務課長（中井田 榮君） 大衆的な責任の部分については、村のほうで責任を持ってやるようにしておりまして、ここの一覧にありますように、除染にかかわるもので、土地・建物、建物については、とにかく借りたほうでその修繕等が出れば直していただくというようなことで契約をしてございます。

委員（佐藤八郎君） 避難の長期化によって、事業や営業を見合わせていた事業者が、再開か、廃業かということで悩んでいる方もおりますけれども、商工会や事業者との意見交換を定期的にやっていらっしゃるのか、その辺の事業や営業の実態把握、支援に取り組んでいるとは思いますが、実態としてはどういう悩みやら苦しんでいる状況があるんですか。さらに、それに向けた支援というのはどういうふうにご考えておられるのか、伺っております。

生活支援対策課長（細川 亨君） 商工会との話し合いについては、1カ月、2カ月に1回のペースですと話し合いをしてきておりますが、それぞれの企業も訪問しております、

さまざまな問題点があります。まず、戻った企業の中でいろいろお話を聞いてみますと、先が見えないということで、なかなかこれから会社を続けていくにも、戻ってきていただかないとなかなか事が進まない。あと、通勤距離がなかなか遠くて大変だというふうな話をよく耳にします。やっぱり少しでも通勤距離を短くしたりすることも一つに考えられるのなかということとか、早く戻っていただきまして地元の企業を使っていただくような、そういうふうな努力をしていかななくてはならないなど、そのように感じております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 月にか、2カ月に1回、どちらでしょうか。定例。

生活支援対策課長（細川 亨君） 基本的に月1回を昨年はやってきております。今年は、ちょっと済みません、ちょっと1カ月ずつこけてしまいまして2カ月に1回になってしまった月もあるんですが、定期的に1カ月に1回というのが基本でございます。

委員（佐藤八郎君） 私ども議会も商工会との懇談会を、去年ではないよ、今年ですけれども、やっていろいろ聞きましたけれども、月1回やっているとすれば、かなりの意見交換ができるのではないかという意味では、確かに一人一人の事業者、営業者、違いますので、それぞれの考えがあらうかと思えますけれども、全体としては、商業の営業、事業者の営業、分けた考え方をすれば、どういうふうに商工会なり事業者の皆さんは考えているのでしょうか。その辺は1年間の中でどういうふうにつかんでいらっしゃいますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） まず、商業の場合ですが、この場合は、事業を再開してもなかなか先が見えないということで、先々のことを考えると今ではないかなというふうなちょっと控えめな部分の意見が聞かれます。また、工業部分については、残してきておる企業でございますから、その点については、どんどん人が戻ってきて雇用の確保をしたいというのが声として聞かれております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 村に求める支援策というのは、具体的にはそういう方々からは出ていないのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 意見として求められるのは、早く除染を終わって早くみんなに戻ってきてほしいと。やっぱり住民あつての商工業でございますから、そういう点が見えてくれば商工業も活気づくというふうな話を聞いております。以上です。

委員（佐藤八郎君） までないナチルドレンハウス（仮称）開設はまだ、今年になるのかな。子育て相談や憩いの場、子供の一時預かり、遊び場、健康教室の事業ということですが、仮称ですから、私はもらった文書をそのまま読んでいただけですよ。それはどういう状況に、どこまで取り組まれてなっているのか。

健康福祉課長（高橋正文君） 現在、私ども子育て支援センターと事業に取り組んでおります。当初、夏休み程度の供用開始を目指してやっておりましたが、諸事情がございます。入札の不調等もございまして、現在の状況は、12月供用開始を目標に進めてございます。

委員（佐藤八郎君） 支援センターはあれだよな。あづま脳神経外科の近くの農地にどうのこうのという話ですよな。今年度でしたか。（「違うな」の声あり）今年度出たんでしたか。前に出たような気がしたんだけど。わかりました。

それでは、私ども議会でも村振興公社が除染に参入していくのは……、という心配をい

ろいろしましたけれども、その後、県の建設業の許可を得て須萱地区を1年やったわけ  
ありますけれども、作業員費や健康維持、放射線量などの安全安心な実態であったのかど  
うか。25年度の中の実態をお聞かせください。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のお話につきましては、24年度、5月、6月ころだと思いま  
すが、村としましては今後除染が進む中でいくと、ただ、除染が国直轄という方針があっ  
たものですから、やはりその中で除染を活用しながらいろいろなものができないかとい  
うことで、まず一つは、雇用の場とか働く場所がなかなか24年度はとてもないという  
ことで、雇用の場、あとは所得向上の部分で、直轄という中でもあったんですが、委  
託事業で村の予算で発注したというのがあの須萱工事でございます。工事内容につ  
きましては、24、25の繰越工事という形で進めさせていただきました。

健康常態であります。今、25年度の報告をいただきますと、電離則の部分に基づ  
いておりまして、その中ではきちんと業務についていただいたということでござい  
ます。

委員（佐藤八郎君） 当初、始まったころと、中間、終わりで、事業日数がかなり  
変わった話なり聞いたりしていますけれども、健康については、一人一人の計測され  
た中でしょうけれども、高くなって休むようなことなり、そういう、どんな実態だ  
ったんでしょうか、労働者は。須萱地区は低いところですから、どこまでどうい  
うふうになっているか、わりませんけれども。

除染推進課長（中川喜昭君） 線量管理の部分からの健康管理ということで、請負  
業者がそれぞれの作業員の線量管理をする中では、異常があったというものはござ  
いませぬ。いわゆる電離則の部分に基づきまして、それなりの、業者のほうに委  
託をして調査をするとかそういう部分でやっております、異常があったという方  
の報告はいただいておりませぬ。作業員についても、当初120から100人とい  
うような方での部分の、前後の異動はありましたが、問題はないということであ  
ります。

委員（佐藤八郎君） あそこのうちのある方なり、通って見た方が、電線を切  
ったりいろいろなそういう多少の事故はあったのかなというふうに思いますけれ  
ども、そういう事故はどのぐらい発生しているんでしょうか、車の事故なり。ない  
んですか。

副村長（門馬伸市君） 公社のほうの責任者の1人でもありますので、24年  
から、秋から繰越事業で須萱地区スタートでやっていましたが、人身事故とい  
うまでにはいかないけれども、作業中のトンパックを外したり、つないだりす  
る作業の中でちょっとしたけが、そういうけがは今まで4件ぐらいはありま  
す。大きなけがではないですか。それから事故、交通事故は帰りですね、作  
業員が福島に帰る途中で交通事故、大きな事故ではなかったんですが、そ  
ういう事故を起こしたというのが1件だったと思います。

常に、朝会でそれぞれの班長さん以上の方を呼んで訓示をします。前の日の  
問題点があったことを全員に班長が班長会議の後でそれぞれの自分の班の作  
業員に指示をして、事故なんかあった場合については、もちろん事故のな  
いようにということで指導徹底をしております。

なお、先ほど、除染推進課長のほうからもありましたが、電離則の部分  
では業者に委託をして、毎日線量管理をして、問題のある作業員がいれば  
休んでいただくとか、そういう

問題もありますので、きちっとその部分は健康管理はしておりますので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） あの事業で、私その後3回ぐらい行ってはかっているんですけども、まだ完全に終わらないんだよね、道路とかね。若干は残しているのかな。たまに通ってみますと何かやっていますので。どうしても山手とかには舗装とかされていたところというのは、全く変わらないような数値が出てくるんですけども。例えばそういう実証地区ですから、今後において、村でも要望しているんですけども、1ミリを目指してというふうになっていくのかどうか心配をしているんですけども。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のお話、一部、一部のお話でございますが、一応、今回の須萱、まだ道路関係も若干残っておりますが、村発注した分の成果報告はいただいております。その中では、住宅地については除染前が0.68だったのが、除染後には0.29、57%低減したと。それから農地については、1メートルの高さでございますが、0.71あったものが0.28、60.6%低減。それから森林については0.90あったものが0.59ということで、これら（ ）の全体にしますと、除染前0.75だったものが0.36と、52%の低減があったという報告はいただいております。

#### ◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 喫飯のため休議します。再開は13時10分とします。

（午前 11時55分）

#### ◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開します。

（午後 1時09分）

委員（佐藤八郎君） 原発事故前後の健診結果の変化に関する分析結果、報告書が示した、体重が平均2.1キロ増、肥満度とか、拡張期血圧、LDLのコレステロールとか尿酸値が上昇したということでありましたけれども、HDLコレステロール値は低下したんだということで、全体としては高血圧、糖尿病、脂質異常者がふえたというのが、あとは循環器疾患発症のリスクが高くなっているというのが示されておりましたけれども、この村民の健康状況への対応なり、病気、退院・入院の実態はどういう状況であったのか。

健康福祉課長（高橋正文君） 震災前後における健診の結果の推移でございますが、まず、委員おっしゃるとおり、体重は避難前より2.1キロ、全体で平均2.1キロほどふえている。肥満度についても同様に肥満度も増している。今ありましたとおり、コレステロールも10%ぐらいふえているという結果になっております。原因としては、避難前は農作業等、また飯館村の広々としたところで日常生活でもかなりの運動量があったということ。避難後は、仮設住宅とか借り上げ住宅で、運動する機会もないし、運動する場所もなかなか難しいということで、このような状況になっているかと思われま。

その対策でございますが、村としましても、各仮設、それから借り上げ住宅の方なども集まっただいて、健康教室なども開催して、体重がふえた、コレステロールがふえた対策をいろいろやっております。まず、食生活のほうから等も改善できるということで、いろいろ指導しているところでございます。ただ、依然避難中ということで、なかなか成

果が出るのにはまだ時間がかかるというような状況でございます。

入院の状況等については、医療費等の伸びなんかからはつかめておりますが、入院等はそんなにふえていない状況でございます。ただ、通院の医療費が大分ふえているということで、これからもより一層、健康教室または運動教室などを開催して、村民の健康管理に努めてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 通院はどんなことで、どんな症状が多いんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 顕著に医療費にあらわれているのが、歯科でございます。（「シカ……」の声あり）歯医者さんでございます。あとは、各個人の症状は詳しくはつかんでおりませんが、数字的に詳しく見られるのが歯科費の増加でございます。

委員（佐藤八郎君） 子供の体力が全国平均と比べて、24年度まで値がかなり低かったんですけども、25年度においてはどのようになっているのか、体力増強のために重視した取り組みなどを伺っておきたいと思います。

教育長（八巻義徳君） お答えします。

数字的には、子供たちの肥満の度合い、24年度、25年度、基本的には変わらないだろうというふうに数字的には思っています。それから、子供たちのそのほかの、例えば虫歯の治療とか、やるところはしっかりと成果が出ているのかなと思っています。

特に、これは25年度の決算ですからあれですけども、25年度の結果を見て、26年度に向けて一日の小学校の昼休みの時間の変更とか、それから授業と授業の間の休み時間を長くして運動量を課すというふうなことはしているところでございます。以上です。

委員（佐藤八郎君） 24年度においてかなり、23年との比較ということで何枚かの資料をもらったんですけども、きょうはおいてきましたけども、それを見ると、筋肉やらいろいろ体の面で体力がかなり落ちているという流れであったので、そういう部分では、25年度特に重視した取り組みなり、そのことでの成果というのはどういうふう子供のためになっているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） 先月の学校運営協議会でも、学校運営協議会の中にそれぞれ小学校、中学校の養護教諭をお呼びして、そして、学校運営協議会でまさに今委員がお話しされた課題を議論したところであります。

子供たちの健康及び体力においては、私は3つに分類できるのかなというふうに思っております。一つには、震災以前からある継続した課題が1つ。それから、2つ目としては、震災によって見えやすくなった課題、これが2つ目。それから、震災後、新たに出てきた課題というふうに、3つに整理しているところであります。

その1つ目、震災以前からあるのは肥満の問題であります。肥満の問題は震災以前からありました。そして、肥満問題が震災以前からあって、それから私ども非情にすぐれているというのは、虫歯の少なさの部分では小学校の部分は少なさはすぐれております。それは継続しております。

それから、震災後に見やすくなってきたというのは、やはり今委員からご指摘ありましたように、筋力、それから持久力の問題があります。これはやはり震災によって、以前よりもまして走ったり、それから体を動かしたりする機会が減ったのかなというふうに思っ

ております。それは25年度十分に取り組みなかつたんですが、26年度においては、一日の、私どもの言う日課表、学校に来てから帰るまでの日課表を工夫しております。そうした中で、学校での運動量をふやす。それから、恐縮ですが、25年度十分に取り組みなかつたんですが、学童保育、これを小学校の体育館で動かすというふうなことも取り組んでおります。

それから、3つ目の震災によって新たに出てきた問題というのは、やはりまだまだ、全体ではありませんが、一部、外に出たがらない子もいるというふうなことはお聞きしております。

全体的にはそんな感じがあります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 質問を変えますけれども、蕨平減容化施設について、水は井戸3本と沢水にて確保できるということで、たしか伊丹沢の試し掘りといいますか、やりましたら、1日当たり約50トンなので、1日当たりの処理量20トン炉の1基分しかないということで、伊丹沢は候補地としてはならなかつたのでありますから、それからすると、240トン炉となれば12倍なので、すると水の量も12倍ということになれば約600トン、一日というふうに単純に思いますけれども。冷却水量400から500立方で一日間に合うという7月5日の全協説明からして、実際はどういうふうに捉えて、どの基準が必要量になるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 仮設焼却炉につきましては、何度かお話ししておりますが、水が必要だということでありまして、焼却炉設置に対しては冷却用の水の確保が、とれる場所が一つの条件になるということでお話しをさせていただいております。蕨平については、今お話ありましたように400から500程度の井戸水という確保はしております。あそこに沢もあるということも含めまして、それらを使えば何とか焼却施設は設置できるということの判断をさせていただいておりますが、あわせて、やはり井戸水ですから、時期によって不安定な状況もあるということで、お話しいただいているその農業用水の部分についてもということでの話で進めさせていただいているということでございます。

委員（佐藤八郎君） 具体的に井戸3本でどのぐらい、沢水でどれぐらい、用水路からどのぐらいで、1日当たりの約600トンなり、全協で示した400から500立方というものを確保ということになるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） その判断については国のほうがしているという状況で、井戸を掘った際に、今後の見通しとしてどうなんだという結果に基づいて、国が蕨平地区においてできるということでありまして、井戸3本でどの程度という部分、詳細な部分については私のほうも聞いておりませんので、数字的なものは後ほどお知らせしたいと思います。今現在、私のほうに、手元にありませんので、後ほど。（「わからないの、わかるの」の声あり）

わからないということは大変申しわけなかつたんですが、その情報をきちんと把握していないということでお答えできないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（佐藤八郎君） 試し掘りといいますか、ある程度の実証といいますか、やった上での候補地となつたんだよね。そのときのデータはあるんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 手元に資料はございませんので、即答できませんが、その時点で、村としては、候補地、議会の皆様方とも相談して、草野、飯樋、それから小宮の3カ所がいいだろうとか、いろいろな場所の選定をする際にいろいろ協議をさせていただきました。その中で、ある程度、候補地になるところについて、試験掘りという形にさせていただいたということをごさいます、その際に蕨平も行って、国の判断として、設置が可能という判断をいただいておりますので、村があそこに決定の中で、選定をする部分には入っていなかった。ただ、資料等をもらっていたかと思うんですが、今手元にないということでお答えできないということをごさいます。以上であります。（「じゃあ、後で」の声あり）

委員長（北原 経君） そのほか。（「いや、後で資料をもらう、出して」の声あり）資料、後で提出するでしょう。（「はい、精査します」の声あり）

委員（佐藤八郎君） きょう。（「きょうはちょっと、後日でよろしいですか」の声あり）いいです。終了後でもいいです。

3月20日に株式会社三宝から撤去された土壌調査一覧で見ると、宅地1.63マイクロシーベルトで1万5,500ベクレル、畑で2.4マイクロシーベルトで2万4,500ベクレルというような、一部の今紹介でありますけれども、そういうふうに出されておりますけれども、村として、土壌調査について、国などからの実態報告があったり、村として土壌調査については、25年度中に実証値なり何なりでやられたものというのはあるのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） まず最初に、三宝さんのほうで調べていただいた土壌の調査の部分であります、これは会社のほうで実態を調べたいということで、各行政区長のほうに直接お願いをした調査の結果ということでありまして、村がそこに関与はちよとしていなかったんですが、ただ、出た数値、それから実施した方法が、多分寒い時期だったかと思うんですが、時期が、表面だけの土をとってはかったということがあったものですから、実際に私、村のほうでやっていたり、国がやっているのは、15センチ深さを掘って、例えば水田であれば、5点をとって、15センチやってまぜ込んだ平均を出しているということなんですが、何か話を聞きますと、凍っていて3センチとか、4センチの土をとっただけだということだったものですから、そういう情報が流れると困るということで、議会の皆様方にも、その調査報告をしたとか、そういう部分で説明させていただいた資料かと思えます。各行政区のほうにも、その旨をお話しをして、本来の土壌調査とは違う方法でしたというような案内をしたところの資料ということですので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、土壌調査のほうですが、村としましても、若干、各行政区のほうを何点か調べさせていただいております。職員がやっているものですから、年1回か2回ということの状況であります。これについても、数値的なものは、職員がやっているということで、参考値的に内部資料ということでとっている状況、ということでの調査はしております。

委員（佐藤八郎君） タベ、このぐらい資料を見て、その1枚ですから、持ってこなかったんですけれども、たしか5センチとか10センチ深さだというふうに書かれていたような気がするんですけれども。今の課長言うのが事実なんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 三宝さんで調べた調査、それは確認しております。会社のほうにも、国等の調査はこういう方法でしておりますが、ということで確認をした中で、凍っている中で3センチ、4センチ、表面上の土を集めてとっただけだという確認していただき、またその数字がひとり歩きしないようにということで、多分、村のほうから区長さんのほうに、その数値の調査した内容はこうだと、国と県等がやっている調査はこうですということの部分のお知らせもしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 村として数カ所にしろやったデータというのは、私らに示してあるのですか。

除染推進課長（中川喜昭君） お示ししておりません。一応私どもの内部資料、職員がやっているものですから、やはりいろいろな機関が調べているものであれば公表してもいいのかなど、ただ土壌調査は本当に微妙で難しく、やり方が一度教えてもらったものを引き継ぎ、引き継ぎやっているというような状況なものですから、内部資料というようなことでデータを持っているというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 出せないほど恐ろしいのかどうか、わかりませんが、いろいろ難しい、いろいろ言っても必要なものなんだよね。特に基幹産業、農業の飯舘村にとって土壌の心配が一番なわけですから、1メートル線量、それほど誰も気にしていない実態の中で、やっぱり1センチなり、土壌なり、遮蔽調査なり、根本的な部分でわからないと不安解消にも何もならない。そういうことじゃ、どういうふうか今の時点では考えられているのか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今お話、私のほうからしましたとおり、内部的な資料としては調査した部分を持っております。ただ、先ほど言いましたように、これが危険があるとかそういう判断ではなくて、やっぱり正式にはなかったといいますか、見て聞いたはかり方をしているものですから、これが外に出て、うちのところは2,000ベクレルだ、俺のところは1万だとなると、いや、こっちはこうだということでひとり歩きする部分もありますので、今のところ差し控えているという状況であります。

今、福島再生の会のほうにも土壌調査のほうを26年度で入っていただくようお願いしておりますので、それらについては、研究機関の方々がやっていただけるといふふうに思っておりますので、その辺のデータが出ましたら、その辺をちょっと出して検討していきたいというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 私の知り合いに調査専門の人が何人かおられて、いろいろ聞くんですけども、そういう方をお呼びして、きちんと普通の素人であればどのほどやるのが正確さを期すとか、いろいろなことで土壌調査をやる前向きな取り組みをきちんとしていくことが今求められているんじゃないかと思うんですけども、どうも今のお話だと、また再生の会に振って、再生の会できちんとやってくれるんでしょうけれども、とても不安に思うんですけども。

除染推進課長（中川喜昭君） そうということで、土壌調査については必要というふうに思っております。今後検討してまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 4月になって、議会の常任委員会でため池底土のデータ、5カ所ほど、

5センチメートルで2万ベクレルという。あとはあのかの中、大火のため池での浮きを使っての調査という話もあったんですけども、この1年間でどんな実態調査がされたり、結果はどうであったのか、わかっていけば伺いたい。

除染推進課長（中川喜昭君） 多分今のお話は、昨年、25年4月で、農水省関係で調査している内容の話かと思いますが、こういうことで調査をするということで、そのときにはかかった実態をお示ししたのと、あとは浮きを使って底に浮遊物がたまる量を調べるという話で議会のほうにご説明した件かなというふうに思っておりますが、その結果についてはまだ来ていないのかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 来ていないなら、来たら提出願います。

除染不可能工作物について、国が除染不可能との判断をした家屋などを25年度に個人が解体した場合、国費ということで、除染費用によって支払いをする確約をしたというような前にお話がありまして、4月23日に資料もいただいたんですが、この流れはどういうふうになって、どういうふうな経過で、なくなったわけではないのかな。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のおただしについては、きのうも議論させていただいております。その時点では、除染のほうで作業中にやるということでの大きな方針をいただいていた。ただ、事務的な部分が進んでいないということで、今年3月までその返事がなくて、ただ、その一方では、震災による倒壊建物の中で含めてやるということで、きのう、答弁させていただきましたので、よろしくご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 何か、ちょっと資料を持ってこなかったのだからあれなんですけれども、ちゃんとした資料の中にも、説明会か何かの資料にも書き込まれてあったような気がするんですけども。だから、そのことは変わらないんだけど、具体的にどうしていくのかというのが国の中で決定されていないから、まだ何も来ないということの理解でいいのかな。

除染推進課長（中川喜昭君） きのうもその議論をさせていただいて、ご理解いただいたのかなと思っていたんですが。いわゆる除染困難な建物については、国費で、除染の費用でやるということと、その修復は賠償のほうでやるということの大きな方針は決まっていると。その事務手続が全然示されてきていなかったということでありまして、除染困難な建物の対応が全然できないという状況であります。その回答を待っていても、いつになるかわからないということで、一方で、雪等で倒れた倒壊建物の対応を別のほうで協議しています。協議しました結果、除染困難な建物についても、雪と地震という大きな意味合いしておりますが、そちらで対応するように環境省のほうでまとめたという話で、きのう話しさせていただいたつもりですが。ですので、除染は国の環境省の除染のほうでずっと進めてきました。ただ、なかなか進まなかった、一方、今度は廃棄物のほう、環境省の廃棄物のほうで、除染困難な建物も雪等で壊れたものに対してと同じ扱いにしますと。これは国が責任をもって解体撤去までするというふうに方向が転換したということでの内容になりましたので、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 我々被害者が見たときに判断できる除染不可能という基準は、明らかになっているのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染費用でやるときの除染困難な建物の判定、これ自体もその事務的な部分の中に入っていたということで、その判断基準も協議中という内容でありました。倒壊建物の部分については、2分の1以上、村が倒壊したとみなせば全て国が責任を持ってやってくれるということでありますので、逆に事務手続云々を待っているよりは、倒壊した建物の分類に入れたほうが仕事が早く進むと、その内容が進むということで、そちらに切りかえたということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、今課長が言ったような流れにしていけば、そちらでちゃんと村が認めて、そっちで進むということなんですね。

除染推進課長（中川喜昭君） 除染困難な建物の、先ほど言った判断が2分の1以上になっているのかどうかというものもありますが、村としてはできるだけ、その2分の1、50%壊れていないとだめなんだではなくて、60、70とか、ちょっと幅を持たせた内容にはしていきたいという思いはありますが、実際に現場を見ながら、どうなんだろう、こうなんだろうというやっぱり検討は必要になってくるのかなというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 何の会議だか、私どももらった資料、持っている資料で、教育長の所信として教育ビジョンの具体的な取り組みとして、まず行動計画をつくって組織的な行動に移しますと。そして、進捗過程で課題を出し合うことというようなことで述べられている文書を見ましたので、これは、ここで言う行動計画とか組織的な行動はどういうふうに位置づけられて、どんな課題が出されているんでしょうか。

教育長（八巻義徳君） お答えします。

どの時点の資料かはわからないんですが、いずれにしろ、私仕事をするときの基本、それから今学校の運営でよく言われるのが、いわゆるPDCAサイクルという言葉がよく使われます。それは最初に計画をつくりましょうと、Planですね。その次にD、Doですね、実行しましょう。途中までいったらCheckしましょう、評価をしましょうと。その評価に基づいてAction、また新しい計画をつくって次の段階に進みましょうというふうなことで、よく教育界の中では、また学校運営の中では言われます。そうした中で、私どももそうした計画を立てる、そして実行する、評価する、そして新たに目標を立てて進むというサイクルを回していきたいというふうに思って、25年度も取り組んでおります。

したがって、4月に私ども教育委員会として、こういうことをしていきたいんだというようなことで計画を提示します。それに基づいて、それぞれ小学校、中学校で具体的にそれぞれの学校に合った計画をつくっていただきます。そして、その次にその計画に基づいて、計画といいますか、目標も含めて、その達成のために努力していく。それが実行であります。それをあるものによっては四半期ごと、あるものによっては半期ごと、あるものによっては1年ごとに評価する。そういうふうにして新しい段階に進んでいくというようなことで、子供たちの伸び代を少しでも大きくするというふうなマネジメントの一つの手法であります。

そういうふうなご質問かというふうに理解しました。

委員（佐藤八郎君） そういう位置づけされて25年度にやられてきて、どんな課題があったの

か、成果も含めて。

教育長（八巻義徳君） 25年度、それぞれ小学校、中学校から出てきております。一つには、先ほど委員からもご質問があったように、健康なり、体力的な課題であります。それは肥満問題、それから学校におけるところの遊び時間の少なさで、筋力、それから持久力が落ちているというようなことで、じゃあ、どうしようというようなことで話をして、やはり余りにも時間が足りないと、学校の日課表が決まっているものですから、時間が足りないと。その中で土曜日をうまく使えないかというふうな話も出てきております。あとは、できるだけ、25年度ですから、今できるだけ、昼休みなり、それから授業と授業の間の時間に運動する時間をつくれなにかとか、そういうふうな話しが出てきております。そして、少し手をつけていただきました。それから、中学校においては、もう少し部活をふやせないかと。ただ、なかなか先生方の事情もあるでしょうから、そうした中で、村のご理解をいただきながら、本来であればそれぞれ部活の土曜あたりの活動というのは保護者が子供たちを連れていったりするんですが、私どもはバスを出していただいて、できるだけ部活ができるようにするというようなことで、子供たちを動かす、それから動ける、そういうような環境整備をしてきたところであります。

それから、学力についてでありますがおかげさまで、昨年、小学校6年生、非情にしっかりとした取り組みをしていただいて、その子供たちの伸び代をそのまま伸ばしていただいたというふうな結果が出ております。それから、中学校においては、やはり学びの部分で課題がある。じゃあ、それをどうしようということで、ただ、月曜日から金曜日の中では何とも時間がないと。じゃあ、それを土曜日を使った授業をしようかということで、去年1年間検討してきたところであります。そうした中で、25年度のお話ですから、できるところからやっついこうということで、土曜日、それから夏休みに課外授業ということで、村塾というように取り組んできたところであります。そうした中で、健康、体力、それから学力の面でもまだまだ課題を持ちながら、26年度に入っているということであります。以上です。

委員（佐藤八郎君） 振興公社の部分ですけれども、報告事項及び予算要求理由書というものをきのうずっと資料を見ていたら発見したので、そこにある、懸案事項として7項目上げられていたんですけれども、その懸案事項はこの25年度でどのように対応されてきているのか、お伺いしたいと思います。

副村長（門馬伸市君） 休議を……。

◎休憩の宣告

委員長（北原 経君） 休議します。

（午後1時48分）

◎再開の宣告

委員長（北原 経君） 再開をします。

（午後1時49分）

委員（佐藤八郎君） きのうも発言ありましたけれども、一時帰宅支援業務ですが、現在の村の放射線量からして何時間生活ができ、どんな作業ならしているのか。帰宅される方の健

康を守る対策はどういうふうにされて論議されてきたのか伺うものであります。

村長（菅野典雄君） 今のお話は一時帰宅バスの話でしょうか。（「はい」の声あり）結構足がない方、戻ってみて、ちょっとうちの様子を見たい。あるいは少しうちの中で休んでみたいなどなど、そういうような声もあったわけでありまして、一時帰宅バスということで出させていただいたんですが、あくまでも希望でございますので、原則的に飯舘村は泊まってはいけないけれども、日中行ってはいいという区域でございますので、そういう意味からいたしますと、こちらがそのために線量がどうのこうのという形ではありませんので、それぞれ自己判断、自己責任の中でうちに帰っていただく。こういう流れの中でやっているバスでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 予算をとるときも審議したんですけれども、そのときには、留意事項というか、例えば3時間も4時間も草むしりしたり、要するに放射線量が出ている土に近いところの作業とか、マスクの話とか、いろいろそういうものは検討されていくという話でありましたけれども、返答はですよ、そのときの。今の話だと、希望で自分が行くんだから、自己責任だからという話なんですけれども、公費を使って村が執行して、今の答弁、希望して行くんだから、自分勝手だから、自分で責任とるんだというだけでいいということですか。

村長（菅野典雄君） いや、ですから、その注意事項はそれぞれに連絡はしている上で、でございますので、文書をつくっていると思えますから、それは渡しているというふうに思っております。

委員（佐藤八郎君） 私、見たいので、見せてください。（「済みません。ちょっと今……」の声あり）

生活支援対策課長（細川 亨君） ちょっと今、資料のほうをちょっと確認してみますので、時間を少々いただければと思います。

委員長（北原 経君） 佐藤委員、次、ないですか。

委員（佐藤八郎君） 6月7日の村長の回答で、25年11月までに除染が終わらないと、1年一括で賠償受領できる。27年3月までもらうと、それまでは帰れないが、1年待たずとも秋ごろには解除できるのではないか。田畑、家まで除染が終われば、帰村宣言とし、山は後との、そういう回答がありましたけれども、この回答の示す真意というのはどこにあるんでしょうかね。この文書を素直に読むと、秋ごろ、1年待たずとも秋ごろには解除できる。山は後とのことだということで、田畑、家の除染が終われば帰村宣言とするというふうに感じるんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと、メモしてあるんですから、どういう話になっているのか、ちょっと私記憶はございませんが、何せ、除染をしっかりとしてもらおうということが原則でございますが、24年、25年の除染が伸びたわけでありまして。26年、27年、28年とこういうことになりましたので、全く今までのいわゆるめどが立たない形になったという中で方向転換をさせていただいて、とりあえず居住空間を、長泥以外、長泥もやっていただくような話は一方では進めておりますが、長泥以外をやっていただくということでありまして。それが26年度、本年度中に終わるという計画を国が示されましたので、そこが終わった段階

でどういうふうな現状になるか、どの程度終わるか、どの程度線量が下がるか、わかりませんが、その辺で解除なり、帰村宣言のところを検討してみたいという話の中で、計画の中には28年3月あたりをめどにと、こういうことに書かせていただいたということでもあります。これがいろいろ除染の計画や何かで、おくれればおくれただけ、また時期が変わってきますので、また検討をさせていただく、こういうことでもあります。

委員（佐藤八郎君） これは私がメモしたのではなくて、いただいた回答の文書でこう書かれているので読んでいるんですが、先ほど読んだとおりになんですね。だから、私とすれば、これを普通の人を読んだ場合は、1年待たずとも秋ごろには解除できるのではないかと。田畑、家まで除染が終われば帰村宣言とし、山は後だと、こういうことですから、この真意は、今、村長が言うのは、除染がおくれたので、さらにこういう考え方も変えていくようになっていくという話なんでしょうけれども、このとき、6月7日の時点でのものは、除染の関係もあってさらに伸びていく考えだということですか。

町長（菅野典雄君） 今の佐藤委員からお話があったものを聞かせていただいて、田んぼ・畑が終われば秋ごろ帰れるという話ですから、田んぼ・畑が終われば、ある程度、線量は全体として下がるものと思いますし、今のところ、山林の除染は国のほうで計画になっておりませんので、当然、帰れると。それはいつの時期かわかりませんが、田んぼ・畑が終われば帰れるというのは普通の今までの考え方ではないかなと、このように思っているところでもあります。

委員（佐藤八郎君） 後で文書を持ってきて、きちんと回答していただきますけれども、27年3月まで賠償をもらおうと、それまでは帰れないが、もらおうと27年3月までは帰られないんだぞ。それまでは帰れないが、1年待たずとも、秋ごろには解除できるのではないかと、うふうになっているわけ。田畑、家までの除染は、今度は帰村宣言だというふうになっているわけ。

委員長（北原 経君） それはどうですか、後でよろしいですか、今ですか。

委員（佐藤八郎君） 文書見ないとわからないというから、いい。

委員長（北原 経君） そのほか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 先ほどの佐藤委員の質問にお答えいたします。

毎回、全戸配布で一時帰宅バス運行のご案内、出ております。その中で、放射線防護の関係から、帰宅中の長時間の屋外での作業は控えるようにしてくださいということで、皆さんにこのように案内を出しております。

なお、滞在時間は4時間から5時間ぐらいになっております。以上です。

委員（佐藤八郎君） それが注意事項なんだな。

生活支援対策課長（細川 亨君） 利用上の注意といたしましては、放射線関係については、今の放射線防護の関係から帰宅中の長時間の屋外での作業は控えるようにしてくださいということでございます。

委員（佐藤八郎君） 利用者と、あわせて費用対効果の部分ではどうですか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 当事業ですが、費用対効果の部分で言われますと、全然、費用対効果にマッチするような事業では残念ながらありません。だけれども、帰りたいと

いう高齢者の皆さんにとってみれば、唯一、足の確保という観点からすれば大変重要な事業ではないかなと考えております。以上です。

委員（佐藤八郎君） 利用される方は、大体同じような方々になっておりますか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 新規の方が時々入るくらいで、大体同じようなメンバーが帰宅しているというような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） きのもあったんですけども、伊達と、国見と、松川・飯野とか、仮設、公務員宿舎、これは関係ないのかな。

生活支援対策課長（細川 亨君） バスの行程表ですが、松川・飯野方面、あとは伊達・国見方面、福島市内方面、相馬方面と4方面に分かれております。

委員（佐藤八郎君） わかりました。後は出てこないから、終わる。

委員長（北原 経君） そのほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（北原 経君） これで全事業、全て質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決します。

議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（北原 経君） この採決は起立によって行います。

この決算は、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（北原 経君） 起立5名。起立多数です。よって、議案第41号「平成25年度飯館村一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第42号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号「平成25年度飯館村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第43号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（北原 経君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号「平成25年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第44号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」

を採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(北原 経君) 異議なしと認めます。よって、議案第44号「平成25年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第45号「平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(北原 経君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号「平成25年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

議案第46号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」採決します。

お諮りします。

この決算は、認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(北原 経君) 異議ないものと認めます。よって、議案第46号「平成25年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定すべきものと決定しました。

以上、決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(北原 経君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって、決算審査特別委員会を閉会します。

これにて散会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後2時06分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年9月12日

決算審査特別委員会委員長 北原 経

( )

( )